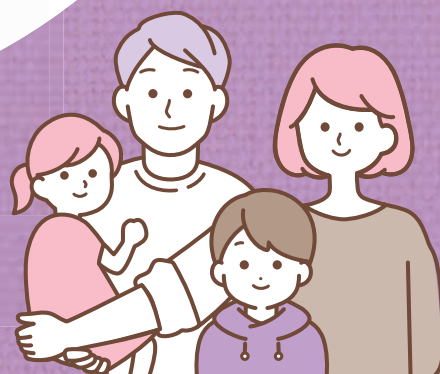




第3期 津島市 子ども・子育て 支援事業計画



津島市公式
子育て応援キャラクター
「つしっぴー」



令和7年3月 津島市

はじめに



近年、わが国においては、急激な少子化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。

本市においても少子化が進行している一方で、教育・保育や子ども・子育て支援に対するニーズは高く、また、その内容も多様化・複雑化しています。

これらのニーズに対応するため、本市では平成 26 年度に策定した「津島市子ども・子育て支援事業計画」、令和元年度に策定した「第 2 期津島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子育て支援トータルプラン」などの全国トップクラスの子育て支援施策を推進してまいりました。

特に「第 2 期津島市子ども・子育て支援事業計画」においては、「第 2 期津島市子ども条例推進計画」、「母子保健計画（健やか親子 21 第 2 次）」を内包し、妊娠・出産期から途切れのない支援を行うとともに、子どもたち一人ひとりの健やかな育ちをめざし、安心して子育てができる環境の整備や子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりに取り組んでまいりました。

このような取組を進めていく中で、このたび、令和 7 年度から令和 11 年度を計画期間とする「第 3 期津島市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子育てや暮らしのあり方が多様化し、当事者の視点に立った子育て支援が重要になる中、「子ども・子育て応援都市、つしま」として家庭や地域等の取組を支援してまいります。

市民の皆様や子ども・子育て支援の関係者の皆様におかれましても、この趣旨にご賛同いただき、「子育てするなら、つしま」の実現に向けて、本事業計画に位置づけた取組への積極的なご参加と一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、各種のアンケート調査などご意見をお寄せいただいた市民の皆様、子ども・子育て会議委員として協議を重ねてくださいました委員の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

令和 7 年 3 月

津島市長 日比一昭

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
1 人口と世帯の状況	5
2 教育・保育施設の状況	11
3 母子保健事業の状況.....	19
4 アンケート調査結果	20
第3章 計画の基本理念等	36
1 基本理念	36
2 施策の基本的視点	36
3 施策体系	37
4 計画フレーム.....	38
第4章 第3期津島市子ども・子育て支援事業計画	39
1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実	39
2 こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付、乳児等通園支援事業）について	56
3 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	57
4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	57
5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携	57
6 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	57
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	58
8 放課後児童対策の推進.....	60
第5章 第3期津島市子ども条例推進計画	61
1 計画策定の趣旨	61
2 子どもの育成についての推進体制	61
3 子どもに関する施策.....	62

第6章 成育医療等基本方針を踏まえた計画	76
1 基本的な考え方	76
2 成育医療等に関する状況と課題	78
3 成育医療等に関する取組	94
4 計画における評価指標及び目標値	100
第7章 計画の推進に向けて	102
1 推進の体制	102
2 計画の達成状況の点検及び評価	102
資料編	103
1 策定経過	103
2 津島市子ども・子育て会議条例	104
3 津島市子ども・子育て会議委員名簿	106
4 用語解説	107

【本計画における「子ども」の表記について】

- 本計画においては、「子ども」と表記します。
- ただし、法律等に根拠がある言葉や、固有名詞で「子供」、「こども」が使用されている場合は、その表記としております。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展、中でも単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、育児休業取得の関係等、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、国は、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

また、平成30年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後の子どもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、子ども・子育てに関する法制度を次々に整備しています。これに加えて、配慮を要する貧困家庭や外国にルーツをもつ子どもへの支援体制についても明確化することとなりました。

さらに、令和5年4月にこども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行するとともに、「こども家庭庁」が発足するなど、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくことが目指されています。

今後も、全ての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政を始め地域社会全体で支援していくことを求めています。

本市においては、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業、母子保健事業を計画的に実施するために、令和元年度に策定した「第2期津島市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって計画期間を満了し、令和7年度から「第3期津島市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という）」が始まります。

本計画では、第2期計画での施策・確保の方策の継承と発展、そして国の指針を反映させ、本市の切れ目のない子ども・子育て支援事業及び母子保健事業の実施をさらに推進していきます。

本市で子育てする全ての人が、安心して子育てできると実感し、住んでよかった、住み続けたいと思える施策を、これから一層広い観点を持って、よりきめ細やかに展開していきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

(2) 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第 60 条で示す基本指針に則して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として位置づけています。

さらに、国の「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）」及び「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく計画として位置づけるほか、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策についての計画」、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」、国の「こども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」等に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

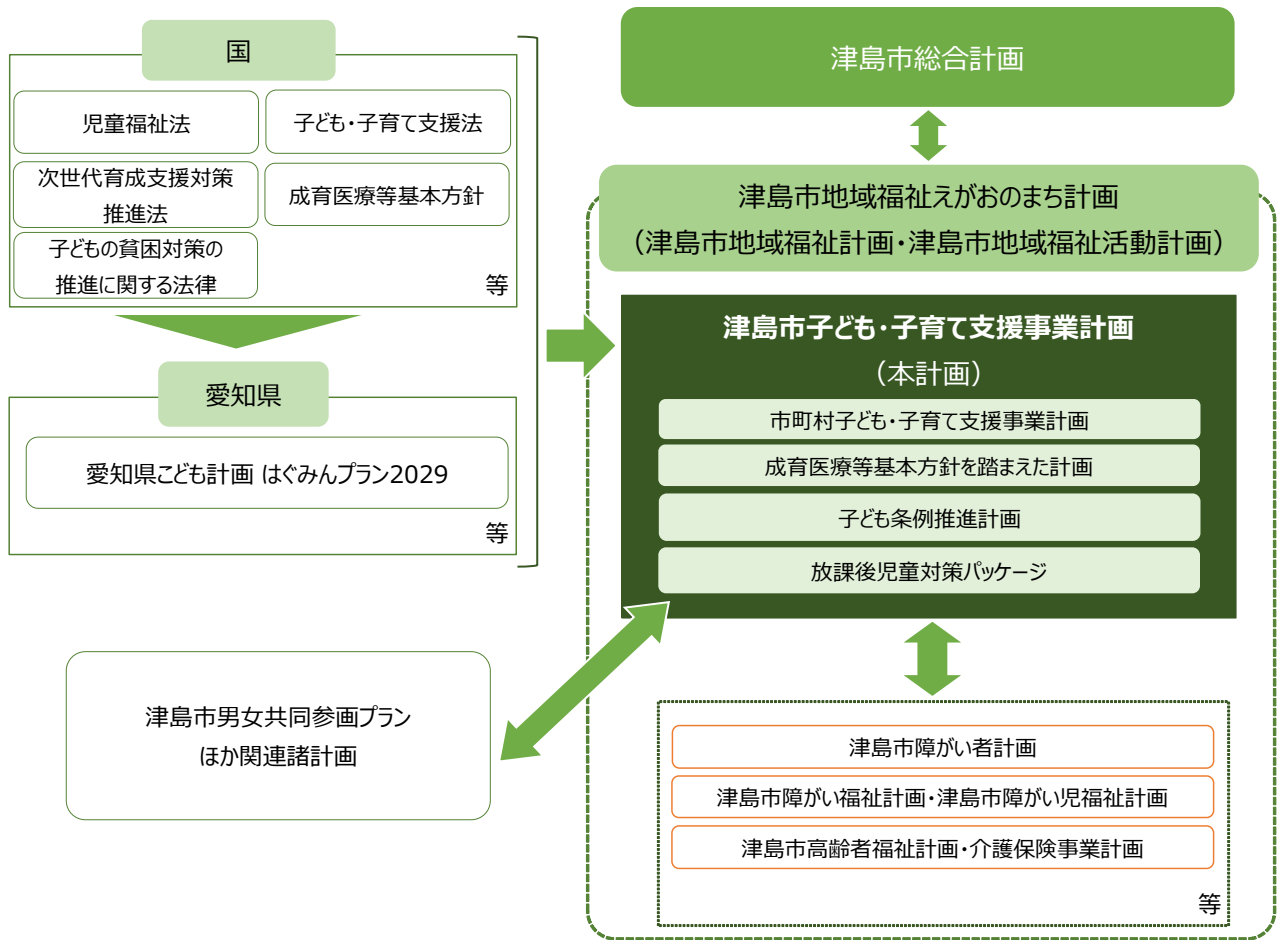
また、本計画には「津島市子ども条例」第 4 章の規定に基づく「津島市子ども条例推進計画」の内容も含んでいます。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、「津島市総合計画」と「津島市地域福祉えがおのまち計画（津島市地域福祉計画・津島市地域福祉活動計画）」を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、本市の「障がい者計画」並びに「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「津島市男女共同参画プラン」等の関連計画との整合性を図るものとします。

【図表 1 - 1 計画関係図】



3 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和7年度から令和11年度とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

【図表 1 - 2 計画期間】

計画/年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
子ども・子育て支援事業計画	第2期 子ども・子育て支援事業計画					第3期 子ども・子育て支援事業計画				

4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、子どもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

（１）計画策定の体制

本計画の策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、条例に基づく機関であり、学識経験者、子育てに関する団体及び機関の代表者等から構成される「津島市子ども・子育て会議」を設置し、これらの会議において審議を行いました。

（２）計画策定の方法

① 前計画の分析・評価

これまでの計画の成果と問題点を分析し、その成果を今後引き継いでいくとともに、新たな課題に対応していくことが必要であることから、前計画の進捗状況等を検証し、その評価を行いました。

② 子育て中の保護者の現状・意向の把握

教育・保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況やニーズを把握し、計画策定のための基礎資料とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和５年度に「子ども・子育て支援に関するアンケート」を行いました。

調査の概要は第２章に記載しています。

③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

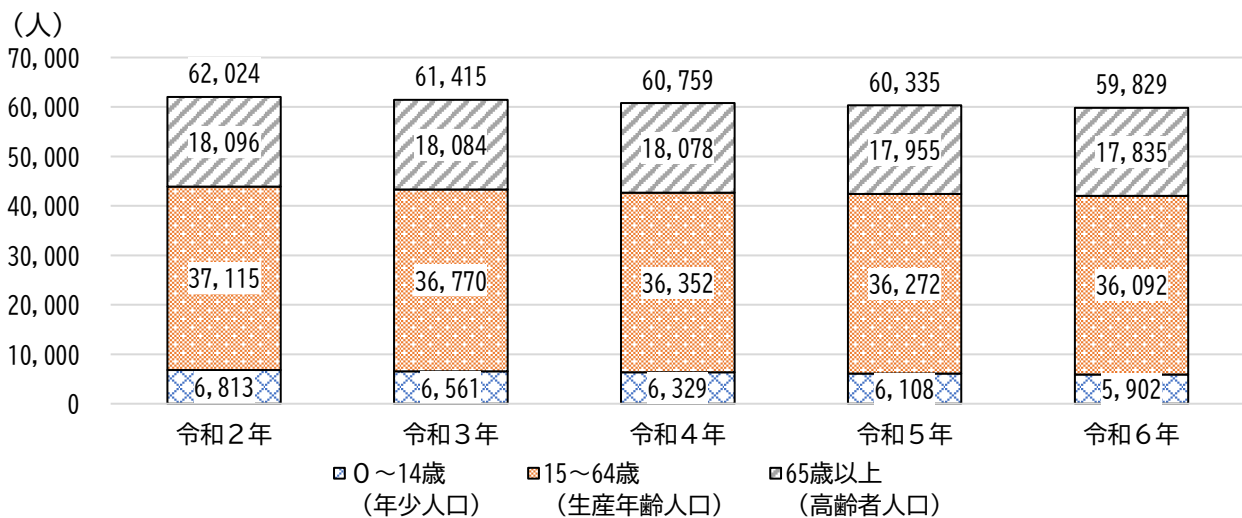
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年では59,829人となっています。年齢3区分別にみると、全ての年齢層で減少が続いています（図表2-1-1）。

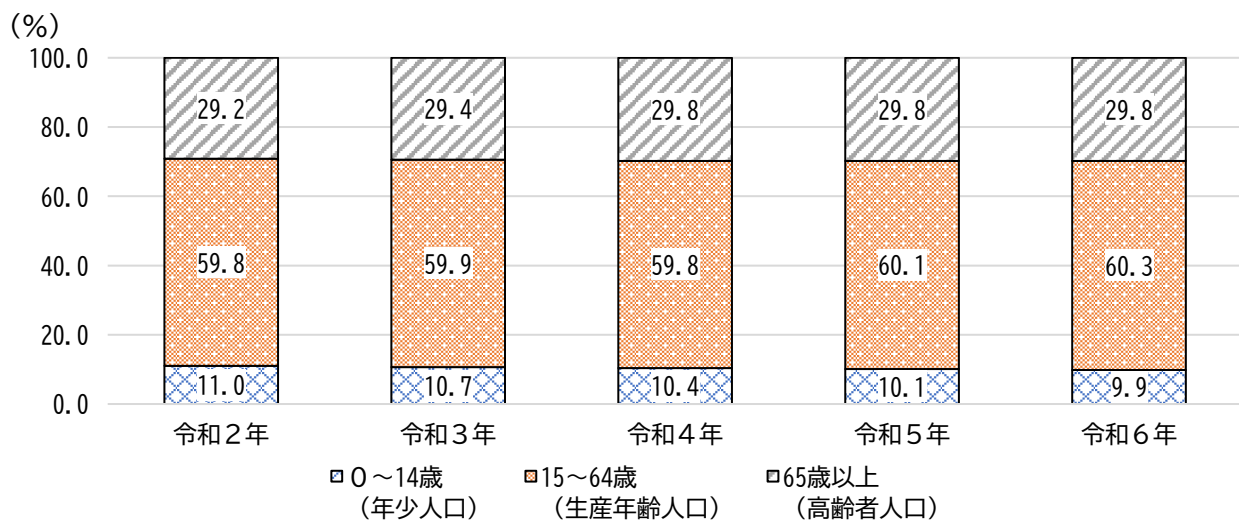
また、年齢3区分別人口割合をみると、令和6年の年少人口割合は9.9%となっています（図表2-1-2）。

【図表2-1-1 年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【図表2-1-2 年齢3区分別人口割合の推移】



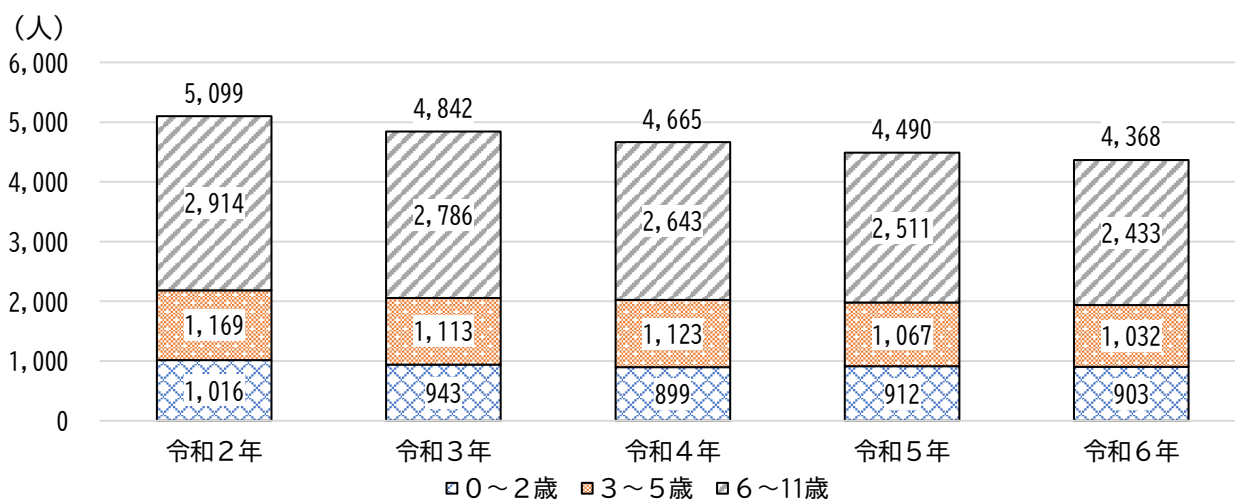
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 子どもの人口の推移

本市の子どもの人口（0～11歳）の推移をみると、減少傾向にあり、令和6年では4,368人となっています。

内訳をみると、令和2年から令和6年にかけて、就学前児童は250人、小学生は481人、それぞれ減少しています（図表2-2）。

【図表2-2 子どもの人口の推移】



区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減 (令和2年～6年)
就学前 児童	0歳	287	278	307	282	285	-2
	1歳	366	284	299	321	295	-71
	2歳	363	381	293	309	323	-40
	3歳	363	358	391	307	321	-42
	4歳	389	366	368	388	317	-72
	5歳	417	389	364	372	394	-23
	小計	2,185	2,056	2,022	1,979	1,935	-250
小学生	6歳	415	413	403	372	378	-37
	7歳	423	412	416	402	374	-49
	8歳	460	431	414	422	397	-63
	9歳	531	465	428	416	424	-107
	10歳	537	528	464	433	418	-119
	11歳	548	537	518	466	442	-106
	小計	2,914	2,786	2,643	2,511	2,433	-481
合計		5,099	4,842	4,665	4,490	4,368	-731

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(3) 世帯の推移

本市の一般世帯数は増加傾向にあり、令和2年では24,212世帯となっています。世帯構成別に見ると、「その他の親族世帯」が減少を続けている一方、「非親族世帯」、「単独世帯」が増加を続けています。また、「核家族世帯」は平成27年から令和2年にかけて減少しています（図表2-3-1）。

子どもがいる世帯について、平成22年以降減少が続いており、令和2年では6歳未満親族がいる一般世帯が1,563世帯、18歳未満親族がいる世帯が4,981世帯となっています（図表2-3-2）。

本市のひとり親世帯の推移をみると、令和2年では母子世帯が313世帯、父子世帯が34世帯となっており、母子世帯、父子世帯共には平成22年以降で最も少なくなっています（図表2-3-3）。

【図表2-3-1 世帯構成の推移】

区分	本市			県	全国
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
一般世帯数※	23,484	23,779	24,212	3,233,126	55,704,949
核家族世帯	14,834	14,948	14,663	1,794,260	30,110,571
	63.2%	62.9%	60.6%	55.5%	54.1%
その他の親族世帯	3,116	2,653	2,318	221,731	3,779,018
	13.3%	11.2%	9.6%	6.9%	6.8%
非親族世帯	170	192	221	28,887	504,198
	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%
単独世帯	5,364	5,971	6,950	1,175,221	21,151,042
	22.8%	25.1%	28.7%	36.3%	38.0%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※不詳を含む

【図表2-3-2 子どものいる世帯の状況】

区分	本市			県	全国
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
一般世帯数	23,484	23,779	24,212	3,233,126	55,704,949
6歳未満親族のいる一般世帯数	2,508	1,977	1,563	277,853	4,224,286
	10.7%	8.3%	6.5%	8.6%	7.6%
18歳未満親族のいる一般世帯数	6,642	5,914	4,981	692,495	10,733,725
	28.3%	24.9%	20.6%	21.4%	19.3%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【図表 2 - 3 - 3 ひとり親世帯の状況】

区分	本市			県	全国
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
母子世帯数	390	396	313	34,570	646,809
父子世帯数	59	49	34	4,382	74,481

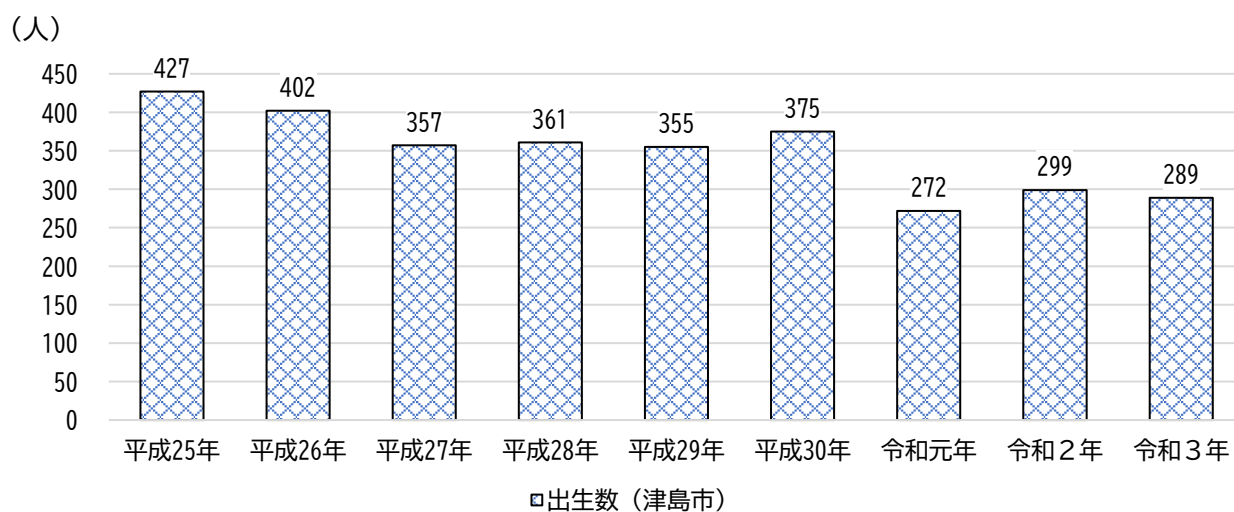
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（４）出生数、合計特殊出生率の推移

本市の出生数について、令和 3 年では 289 人となっており、年によって増減がみられるものの、概ね減少傾向となっています。（図表 2 - 4 - 1）。

本市の合計特殊出生率について、平成 30 年～令和 4 年では 1.21 となっており、全国、愛知県を下回る水準となっています（図表 2 - 4 - 2）。

【図表 2 - 4 - 1 出生数の推移】



資料：津島の統計

【図表 2 - 4 - 2 合計特殊出生率の推移】

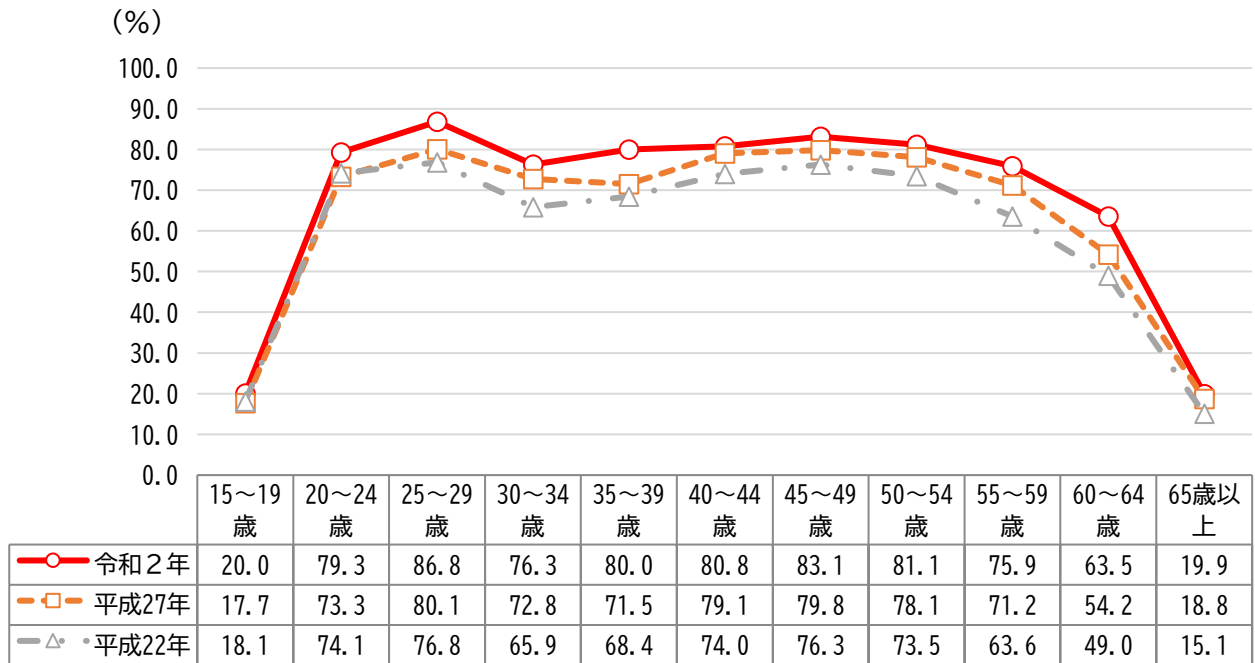
区分	平成 10 年 ～平成 14 年	平成 15 年 ～平成 19 年	平成 20 年 ～平成 24 年	平成 25 年 ～平成 29 年	平成 30 年 ～令和 4 年
津島市	1.46	1.36	1.38	1.29	1.21
県	1.42	1.39	1.51	1.55	1.44
全国	1.36	1.31	1.38	1.43	1.33

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(5) 女性の労働力率の推移

本市の女性の年齢別労働力率をみると、出産、育児の時期に当たる30歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。経年の変化をみると、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に30～39歳、55～64歳の労働力率は10ポイント以上増加しています（図表2-5-1）。

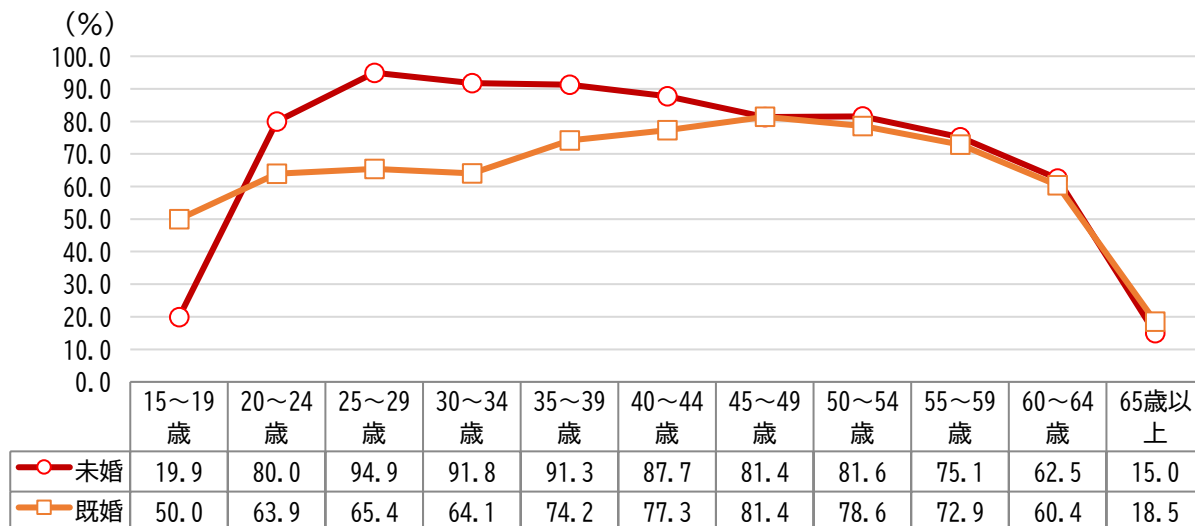
【図表2-5-1 女性の労働力率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本市の令和２年の女性の年齢別労働力率を未婚・既婚別にみると、特に２０代・３０代において既婚が未婚を大きく下回っており、特に２５～２９歳では２９.５ポイントの差がみられます（図表２－５－２）。

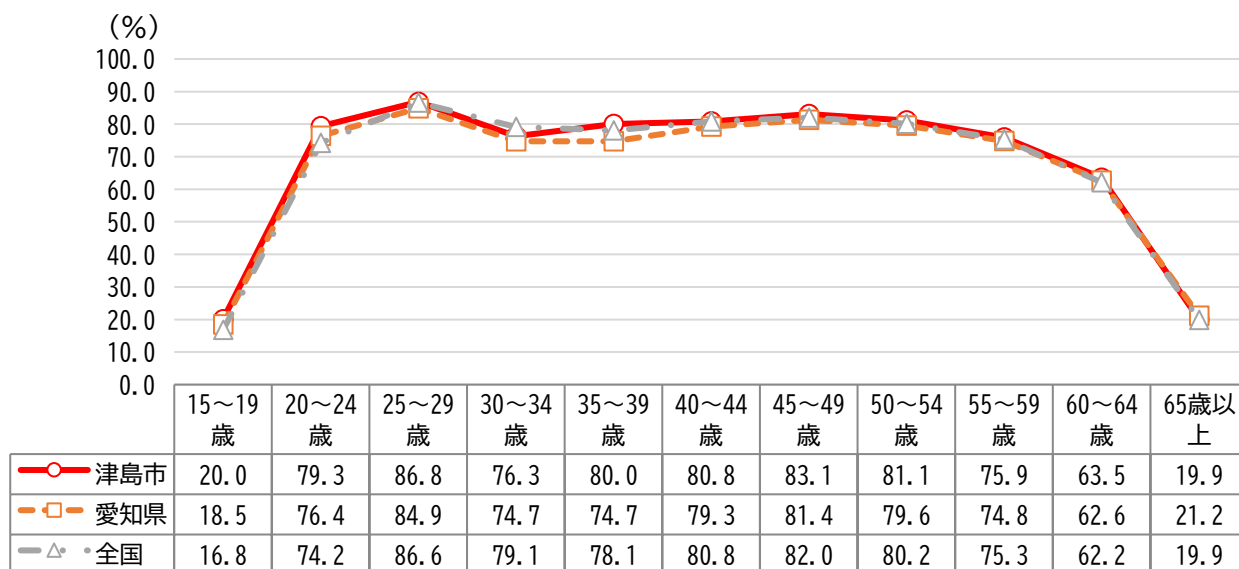
【図表２－５－２ 未婚・既婚別労働力率】



資料：国勢調査（令和２年１０月１日現在）

本市の令和２年の女性の年齢別労働力率を全国、愛知県と比較すると、３０～３４歳、６５歳以上を除き、女性の年齢別労働力率は全国、愛知県を上回っています（図表２－５－３）。

【図表２－５－３ 女性の労働力率の比較（全国・愛知県との比較）】



資料：国勢調査（令和２年１０月１日現在）

2 教育・保育施設の状況

(1) 保育所

本市の保育所について、令和6年度現在、市内に公立1園、私立1園となっています（図表2-6-1）。

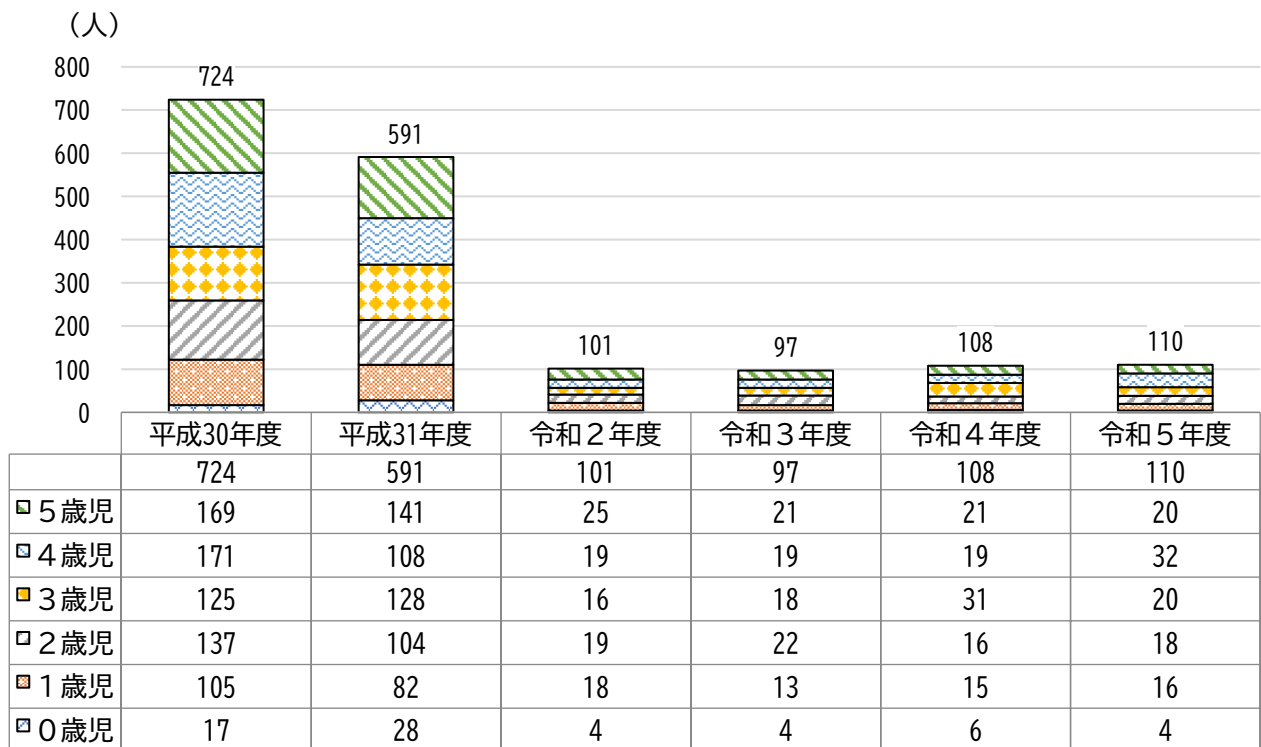
平成31年度に市内1施設、令和2年度に市内6施設が認定こども園に移行したことにより、保育所在園児童数は減少し、令和5年度の保育所在園児童数は110人となっています。（図表2-6-2）。

【図表2-6-1 保育所の状況】

区分	園名	所在	定員
公立	共存園保育所	東洋町2-34	110人
私立	蛭間保育園	蛭間町字高瀬831	50人

資料：幼児保育課（令和6年度現在）

【図表2-6-2 保育所在園児童数の推移】



資料：幼児保育課（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園

本市の幼稚園について、令和6年度現在、市内に私立2園となっています（図表2-7-1）。

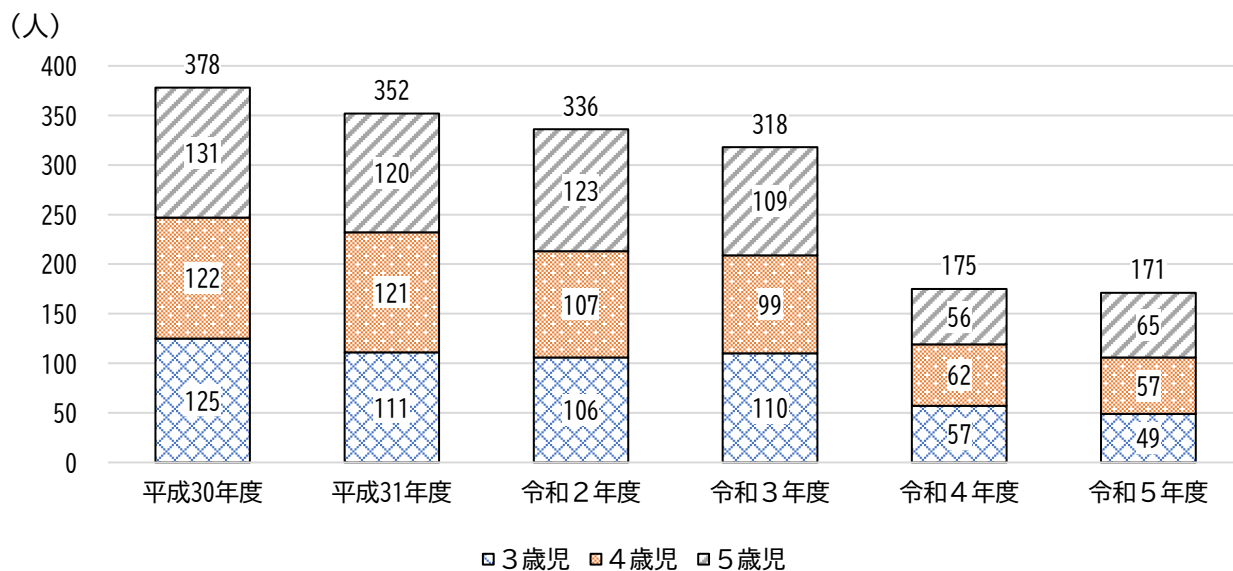
平成30年度以降、幼稚園在園児童数は減少を続けていましたが、令和3年度以降では幼稚園の認定こども園化が進み、令和5年度の幼稚園在園児童数は171人となっています（図表2-7-2）。

【図表2-7-1 幼稚園の状況】

区分	園名	所在	定員
私立	百島幼稚園	百島町牛屋 41	90 人
私立	双葉幼稚園	西柳原町 1 - 53	60 人

資料：幼児保育課（令和6年度現在）

【図表2-7-2 幼稚園在園児童数の推移】



資料：学校教育調査（各年5月1日現在）

(3) 認定こども園

本市の認定こども園について、令和6年度現在、市内に公立1園、私立10園となっています（図表2-8-1）。

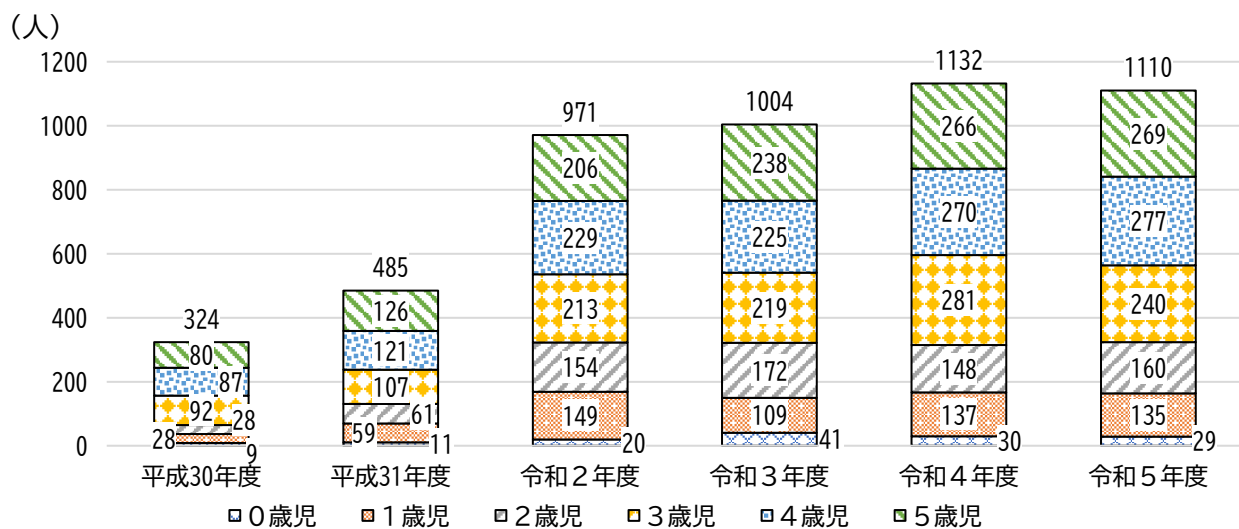
平成30年度以降、認定こども園在園児童数は増加傾向にあり、特に令和2年度以降では保育所や幼稚園の認定こども園化が進み、令和5年度の認定こども園在園児童数は1,110人となっています（図表2-8-2）。

【図表2-8-1 認定こども園の状況】

区分	園名	所在	定員
公立	新開こども園	新開町5-6	115人
私立	真こども園	神尾町字江西84	65人
私立	昭和幼稚園	葉町稲葉33-2	150人
私立	唐臼こども園	唐臼町郷裏55	115人
私立	神守こども園	神守町字古道8-4	145人
私立	三和第一保育園	大縄町9-43	135人
私立	三和第二保育園	城山町1-1	135人
私立	ふじなみこども園	寺前町2-55	115人
私立	あたごこども園	東愛宕町2-83	40人
私立	神島田こども園	中一色町東郷4	95人
私立	つしま幼稚園	舟戸町40-1	130人

資料：幼児保育課

【図表2-8-2 認定こども園在園児童数の推移】



資料：学校教育調査（各年5月1日現在）

(4) 小規模保育事業所

本市には、令和 6 年度現在、私立 1 園の小規模保育所 A 型があります。

【図表 2 - 9 小規模保育所 A 型の状況】

区分	園名	所在	定員
私立	ひよこルーム	百島町牛屋 41	8 人

資料：幼児保育課

(5) 小学校

令和 5 年度現在、本市では市立小学校が 8 校設置されています。学級数の推移について、平成 30 年度以降減少を続けており、令和 5 年度では 85 学級となっています（図表 2 - 10 - 1）。

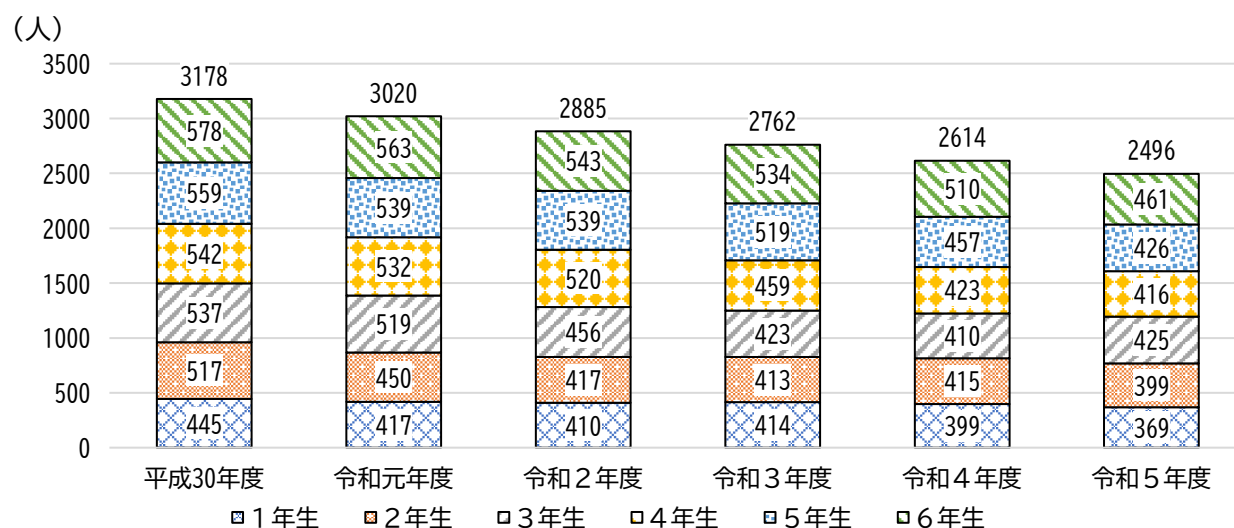
平成 30 年度以降、小学校児童数は減少傾向にあり、令和 5 年度では 2,496 人となっています（図表 2 - 10 - 2）。

【図表 2 - 10 - 1 小学校の状況】

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	増減 (平成 30 年 ~令和 4 年)
学校数	8 校	8 校	8 校	8 校	8 校	8 校	0
学級数※	108 学級	101 学級	94 学級	91 学級	86 学級	85 学級	- 23

※特別支援学級は除く

【図表 2 - 10 - 2 小学校児童数の推移】



資料：学校教育調査（各年 5 月 1 日現在）

(6) 児童館

本市の中央児童館は、児童を対象に、健全な遊びを提供し、豊かな情操を育むこと、子育て支援を行うことを目的とする施設です。

開館時間は、午前9時30分から午後5時まで、休館日は、水曜日午後、木曜日・国民の休日・年末年始などとなっています（図表2-11）。

【図表2-11 児童館について】

児童館	所在地	開館時間	休館日
中央児童館	橘町5-18	午前9時30分から 午後5時まで	水曜日午後、木曜日・国民の休日 (木曜日に当たるときは翌日も休館) ただし、こどもの日を除く・年末年始

資料：子育て支援課

(7) 放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブ（学童保育）は、放課後、自宅に帰っても就労等で保護者がいない家庭などを対象とする施設で、小学生に遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

本市では、令和6年度現在、小学校6年生までの児童を対象に、計9クラブを整備しています（図表2-12-1）。

【図表2-12-1 放課後児童クラブについて】

クラブ名	開設場所	対象校区
なかよしクラブ	東こどもの家	東校区
にこにこクラブ		
どろんこクラブ	西こどもの家	西校区
あおぞらクラブ	南こどもの家	南校区
ひまわりクラブ	北こどもの家	北校区
つくしクラブ	神守こどもの家	神守校区
わんぱくクラブ	蛭間こどもの家	蛭間校区
そよかぜクラブ	高台寺こどもの家	高台寺校区
たんぽぽクラブ	神島田こどもの家	神島田校区

資料：子育て支援課

放課後児童クラブ（学童保育）の入所児童数は令和 5 年 4 月 1 日現在 473 人となっており、いずれのクラブにおいても、障がい児の受け入れを行っています（図表 2－12－2）。

小学校児童数に対する入所率は、市全体で 19.0%となっており、入所率は学区で差がみられます。（図表 2－12－3）。

【図表 2－12－2 放課後児童クラブの入所児童数の推移】

クラブ名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (平成 30 年 ～令和 5 年)
なかよしクラブ	59	70	55	45	52	45	18
にこにこクラブ	－	－	35	33	29	32	
どろんこクラブ	54	52	52	63	70	78	24
あおぞらクラブ	58	50	50	57	74	67	9
ひまわりクラブ	46	44	46	46	58	59	13
つくしクラブ	53	51	49	57	55	69	16
わんぱくクラブ	18	20	24	26	27	43	25
そよかぜクラブ	38	39	42	38	39	43	5
たんぽぽクラブ	22	19	21	27	29	37	15
合計	348	345	374	392	433	473	125

資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

【図表 2－12－3 令和 5 年度放課後児童クラブの入所率】

クラブ名	入所児童数	小学校児童数	入所率
なかよしクラブ	45	375	20.5%
にこにこクラブ	32		
どろんこクラブ	78	406	19.2%
あおぞらクラブ	67	359	18.7%
ひまわりクラブ	59	185	31.9%
つくしクラブ	69	438	15.8%
わんぱくクラブ	43	221	19.5%
そよかぜクラブ	43	185	23.2%
たんぽぽクラブ	37	327	11.3%
合計	473	2,496	19.0%

資料：子育て支援課

※入所児童数 4 月 1 日時点、小学校児童数 5 月 1 日時点（特別支援学級の生徒を除く）

学年別の入所率は、1年生の28.2%が最も高く、学年が上がるに従って入所率は低下する傾向がみられます（図表2-12-4）。

小学生の児童数は減少していますが、入所児童数は増加していることから、相対的に入所率は増加傾向にあります。

【図表2-12-4 令和5年度学年別放課後児童クラブの入所率】

学年	入所児童数	小学校児童数	入所率
1年生	104	369	28.2%
2年生	102	399	25.6%
3年生	86	425	20.2%
4年生	85	416	20.4%
5年生	52	426	12.2%
6年生	44	461	9.5%
合計	473	2,496	19.0%

資料：子育て支援課

※入所児童数4月1日時点、小学校児童数5月1日時点（特別支援学級の生徒を除く）

（8）放課後子ども教室

放課後子ども教室は、放課後に安全かつ安心な活動の場を確保し、地域の方々の協力を得ながら、さまざまな体験・学習・交流を通じて、子どもたちが社会性や創造性を育むための場を提供するものです。

本市では、小学校6年生までの児童を対象に、各小学校区に1つ、計8教室を整備しています（図表2-13）。

【図表2-13 放課後子ども教室について】

学校名	実施場所	実施日					定員
		月	火	水	木	金	
東小学校	本館1階東側	●	●	●	●		60人
西小学校	北館1階西側		●	●	●	●	30人
南小学校	南棟1階西側	●	●	●	●		28人
北小学校	1階西側	●	●	●		●	30人
神守小学校	西館1階西側	●	●	●	●		40人
蛭間小学校	南館1階視聴覚室	●	●	●	●		35人
高台寺小学校	1階東側		●	●	●	●	35人
神島田小学校	体育館内		●	●		●	21人

資料：社会教育課（令和6年度現在）

(9) 子育て支援センター

本市は、子育て支援センターを西地区、東地区にそれぞれ1か所ずつ設置しています。

子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就学前の乳幼児とその保護者です（図表2-14）。

【図表2-14 子育て支援センターについて】

名称	所在地	開所日	時間
西地区子育て支援センター	上之町1-60（総合保健福祉センター1階）	日曜日から土曜日 （祝日、12月29日から1月3日を除く）	9:00～16:00
東地区子育て支援センター	義原町棕木5 （生涯学習センター1階）	火曜日から日曜日 （祝日、12月29日から1月3日を除く）	9:00～16:00

資料：幼児保育課

(10) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等

児童発達支援事業所は、就学前の心身の発達に不安のある児童とその保護者に、通所による集団療育を行い、自主性と社会性を高め日常生活への適応能力の増進を図る施設です。

放課後等デイサービス事業所は、就学している心身の発達に不安のある児童が授業終了後又は休業日に、通所による集団療育を行い、自主性と社会性を高め日常生活への適応能力の増進を図る施設です。

保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです（図表2-15）。

【図表2-15 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等について】

名称	所在地	サービス種別	
		児童発達支援	放課後等 デイサービス
かるがも園	東柳原町3-69	●	
児童サポートセンターのびのび	江東町3-175	●	●
児童デイサービス芳泉	神守町中田面57-1	●	
チャイルドウィッシュつしま	新開町2-133	●	●
あいさんキッズ・つしま	上新田町2-201	●	●
マムの丘	百島町献上8-2	●	●
＼くまーず未来 kazaoka 津島	神尾町西の割36	●	●
こどもサポートハウスぴあ	橋詰町1-17		●
放課後等デイサービス ネバーランドつしま	唐臼町郷裏77-1		●
びーの	喜楽町43		●
放課後等デイサービス たいよう	柳原町1-39		●
放課後等デイサービス ふれんど	老松町188		●

資料：福祉課

名称	所在地	サービス種別	
		児童発達支援	放課後等 デイサービス
ほうせん津島 2	東愛宕町 3 - 34 - 4		●
就労準備型芳泉	東愛宕町 3 - 34 - 5		●
らいふアップ芳泉	東愛宕町 3 - 34 - 5		●
ここスタ	神守町中ノ折 17 - 1		●
児童デイサービス芳泉	神守町中田面 57 - 1	保育所等訪問支援	

3 母子保健事業の状況

母子保健事業については、令和 2 年度は新型コロナ感染拡大防止のため、思春期事業を中止したため、教育事業の実績が減少しています。

相談事業は、年々減少しています。

保健師、助産師が妊娠中、育児中のご家庭へ訪問する訪問指導については、令和 2 年度に減少しましたが、令和 5 年度は増加傾向にあります（図表 2 - 16）。

【図表 2 - 16 母子保健事業の状況】

クラブ名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
母子健康手帳交付数	352	323	304	309	316
相談事業	599	536	416	443	405
教育事業	2,791	447	1,977	1,972	2,042
訪問指導	712	545	461	455	646

資料：健康推進課

4 アンケート調査結果

(1) アンケート調査結果の概要

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、教育・保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況やニーズなどを把握するために、アンケート調査を実施しました（図表 2 - 17）。

【図表 2 - 17 アンケート調査の概要・回収結果】

① 就学前児童保護者向け調査	
調査対象者	津島市在住の就学前児童をお持ちの方から無作為抽出
調査票配布数	1,000人
調査期間	令和 6 年 1 月 10 日～令和 6 年 1 月 31 日
調査方法	郵送配布、郵送回収及びインターネットによるオンライン回答
回収数	514人
回収率	51.4%
② 小学生保護者向け調査	
調査対象者	津島市在住の小学生をお持ちの方から無作為抽出
調査票配布数	1,000人
調査期間	令和 6 年 1 月 10 日～令和 6 年 1 月 31 日
調査方法	郵送配布、郵送回収及びインターネットによるオンライン回答
回収数	468人
回収率	46.8%

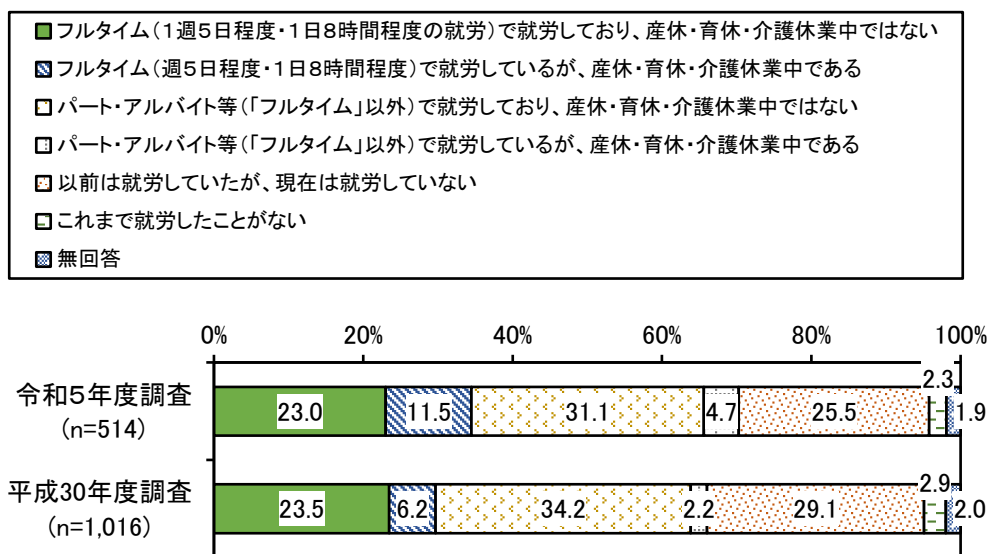
(2) アンケート調査結果からみる本市の課題

○母親の就労状況

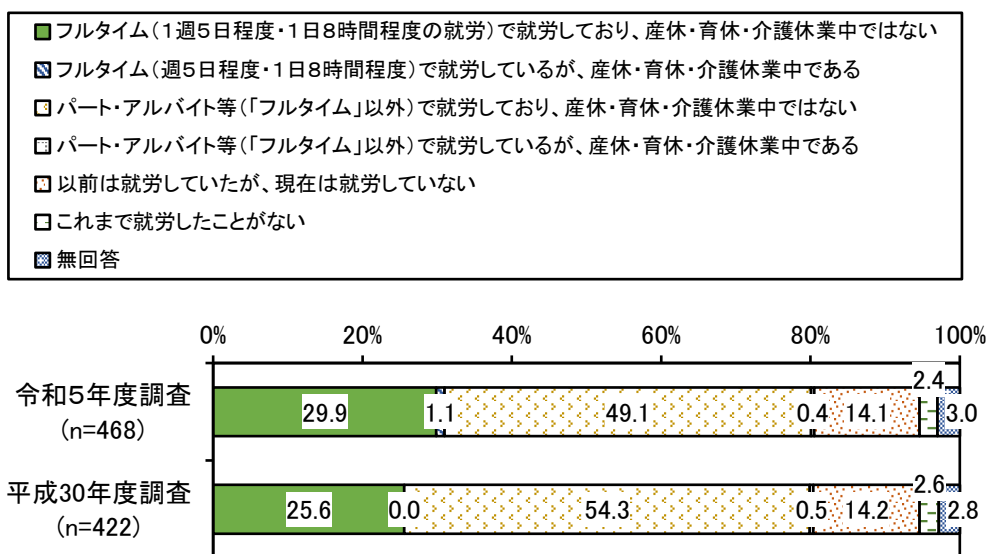
就学前児童の母親の就労状況について、『フルタイムで就労』は 34.5%、『パート・アルバイト等で就労』は 35.8%、『就労していない』は 27.8%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、『フルタイムで就労』が増加しています（図表 2-18-1）。

小学生の母親の就労状況について、『フルタイムで就労』は 31.0%、『パート・アルバイト等で就労』は 49.5%、『就労していない』は 16.5%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、『フルタイムで就労』が増加しています（図表 2-18-2）。

【図表 2-18-1 母親の就労状況（就学前児童）】



【図表 2-18-2 母親の就労状況（小学生）】



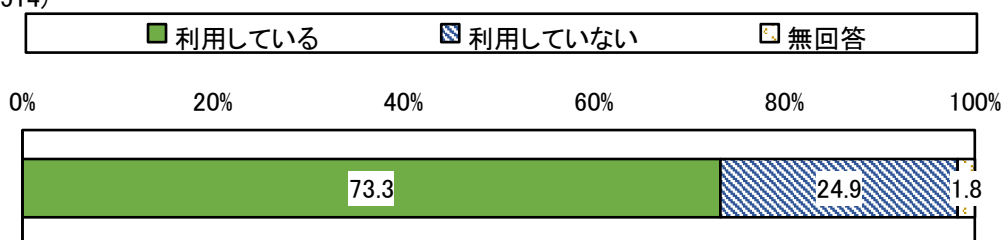
○平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が 73.3%となっています（図表 2－19－1）。

利用している教育・保育事業について、「認定こども園」が 62.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が 23.3%、「認可保育所」が 12.2%となっています（図表 2－19－2）。

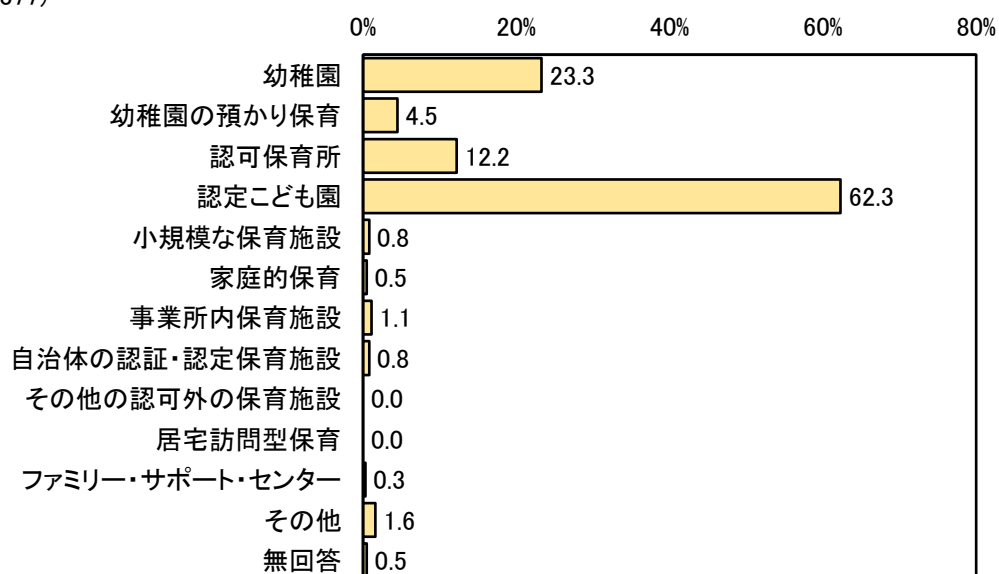
【図表 2－19－1 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）】

(n=514)



【図表 2－19－2 利用している教育・保育事業】

(n=377)

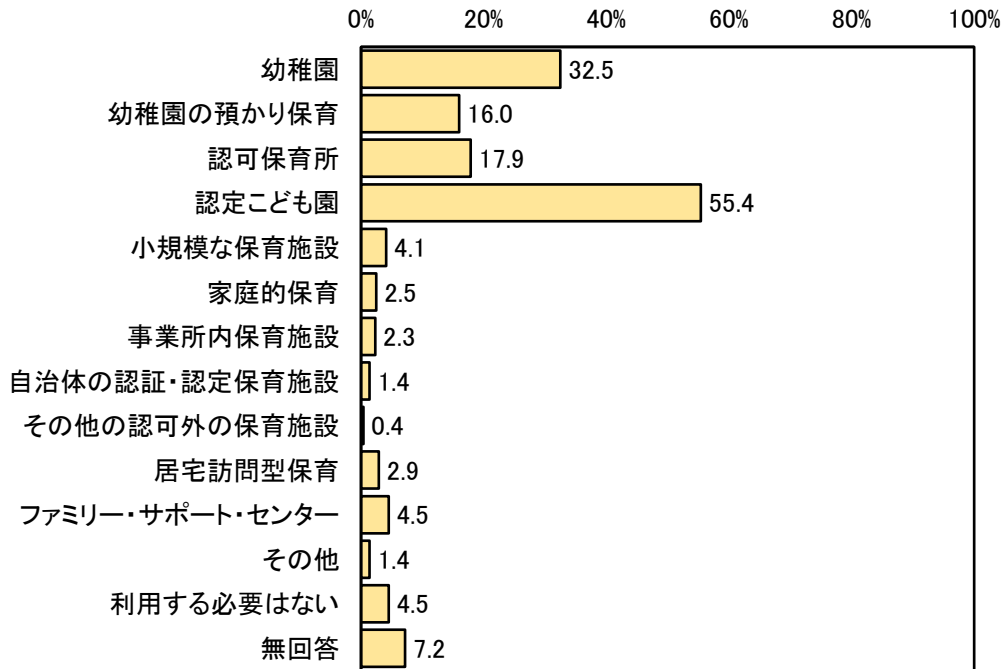


○利用したい定期的な教育・保育事業（就学前児童）

就学前児童の利用したい定期的な教育・保育事業について、「認定こども園」が 55.4%で最も多く、次いで「幼稚園」が 32.5%、「認可保育所」が 17.9%、「幼稚園の預かり保育」が 16.0%、「ファミリー・サポート・センター」が 4.5%となっています（図表2-20）。

【図表2-20 利用したい平日の定期的な教育・保育事業（就学前児童）】

(n=514)



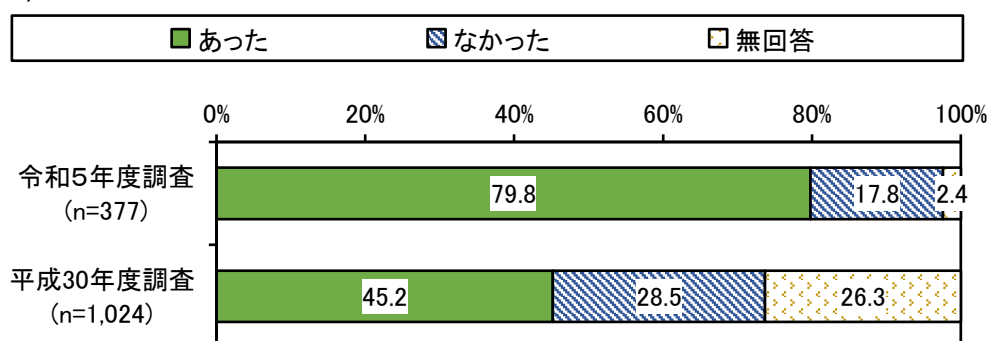
○病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと／学校へ行けなかったこと

就学前児童が病気やケガで通常の事業が利用できなかったことについて、「あった」が 79.8%、「なかった」が 17.8%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「あった」が 34.6 ポイント増加しています（図表 2－21－1）。

小学生が病気やケガで学校へ行けなかったことについて、「あった」が 81.2%、「なかった」が 16.0%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「あった」が 18.1 ポイント増加しています（図表 2－21－2）。

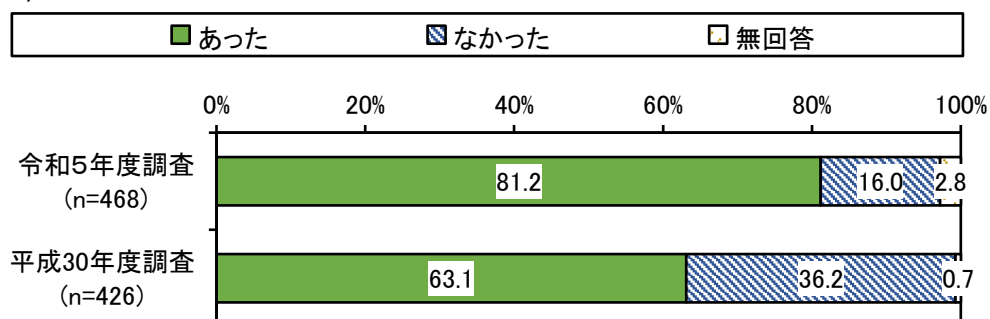
【図表 2－21－1 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと（就学前児童）】

(n=377)



【図表 2－21－2 病気やケガで学校へ行けなかったこと（小学生）】

(n=468)

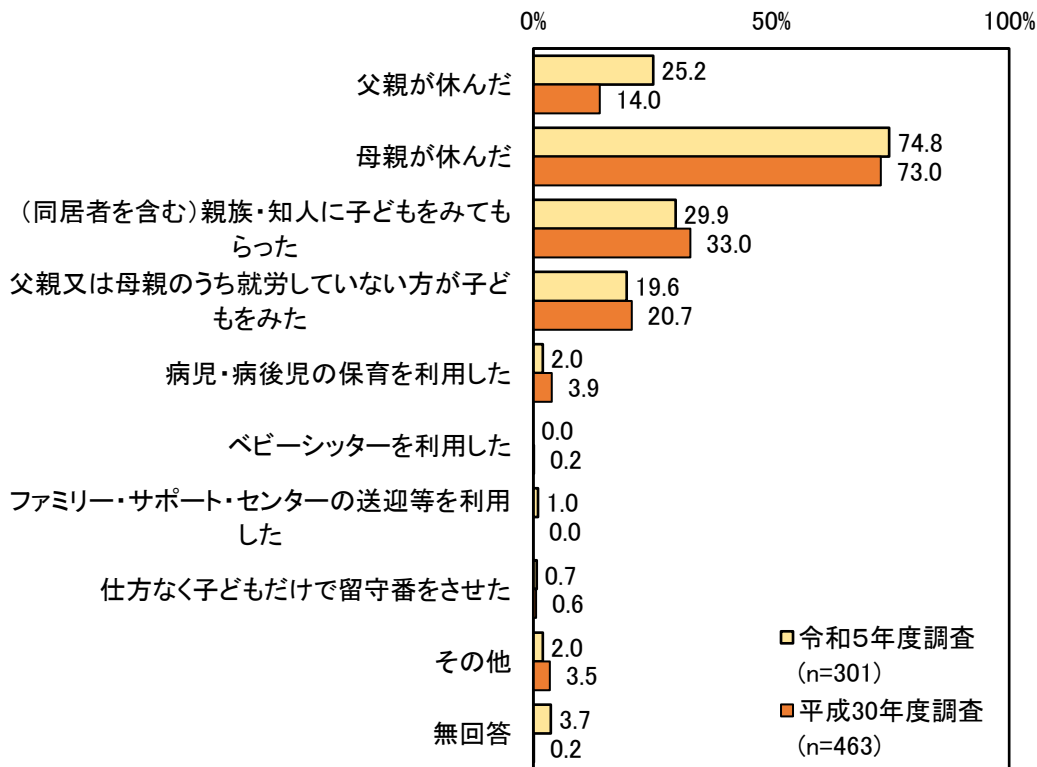


○病気やケガで通常の事業が利用できなかった／学校へ行けなかった時の対処方法

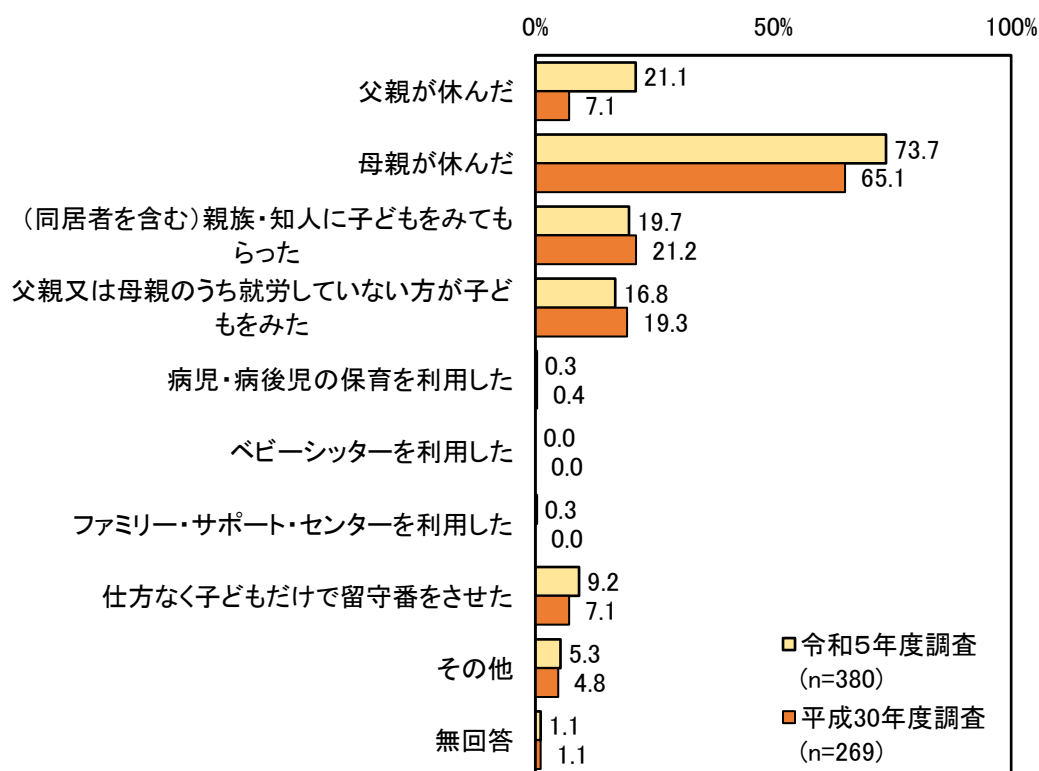
就学前児童が病気やケガで通常の事業が利用できなかった時の対処方法について、「母親が休んだ」が74.8%で最も多く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が29.9%、「父親が休んだ」が25.2%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が19.6%、「病児・病後児の保育を利用した」が2.0%となっています。平成30年度調査と比較すると、特に「父親が休んだ」が11.2ポイント増加しています（図表2-22-1）。

小学生が病気やケガで学校へ行けなかった時の対処方法について、「母親が休んだ」が73.7%で最も多く、次いで「父親が休んだ」が21.1%、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が19.7%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が16.8%、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が9.2%となっています。平成30年度調査と比較すると「父親が休んだ」が14.0ポイント増加しています（図表2-22-2）。

【図表2-22-1 病気やケガで通常の事業が利用できなかった時の対処方法（就学前児童）】



【図表 2 - 22 - 2 病気やケガで学校へ行けなかった時の対処方法（小学生）】



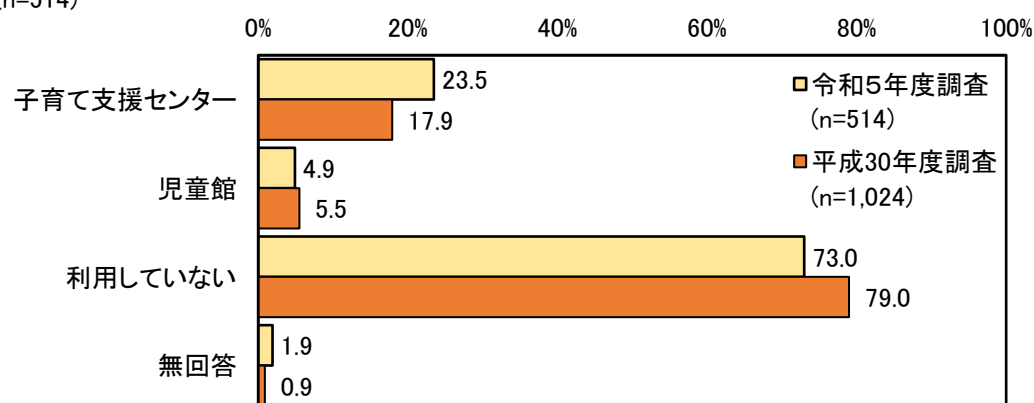
○地域の子育て支援事業の利用状況

就学前児童の地域の子育て支援事業の利用状況について「子育て支援センター」が 23.5%、「児童館」が 4.9%となっています。また、「利用していない」が 73.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「子育て支援センター」が 5.6 ポイント増加しています（図表 2 - 23）。

【図表 2 - 23 地域の子育て支援事業の利用状況（就学前児童）】

(n=514)

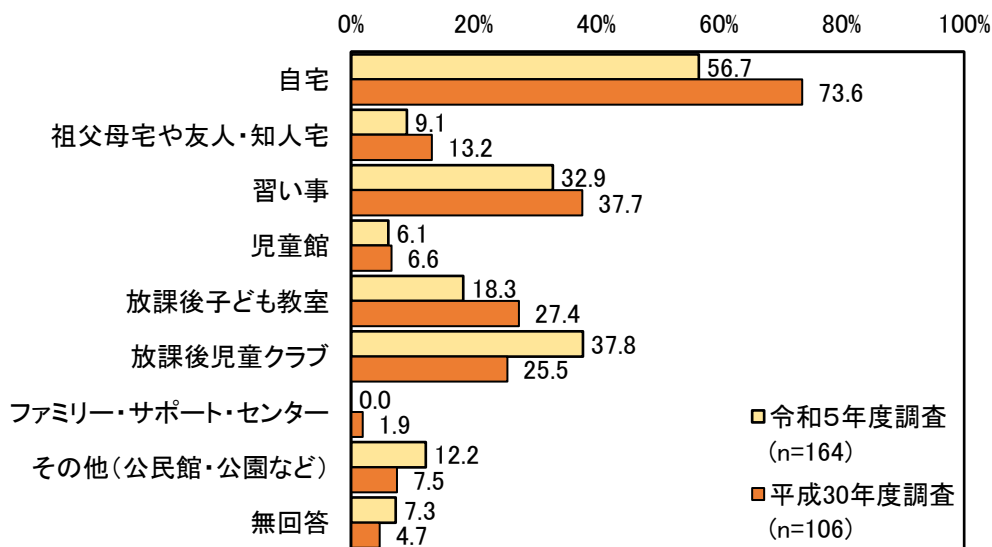


○放課後の過ごし方

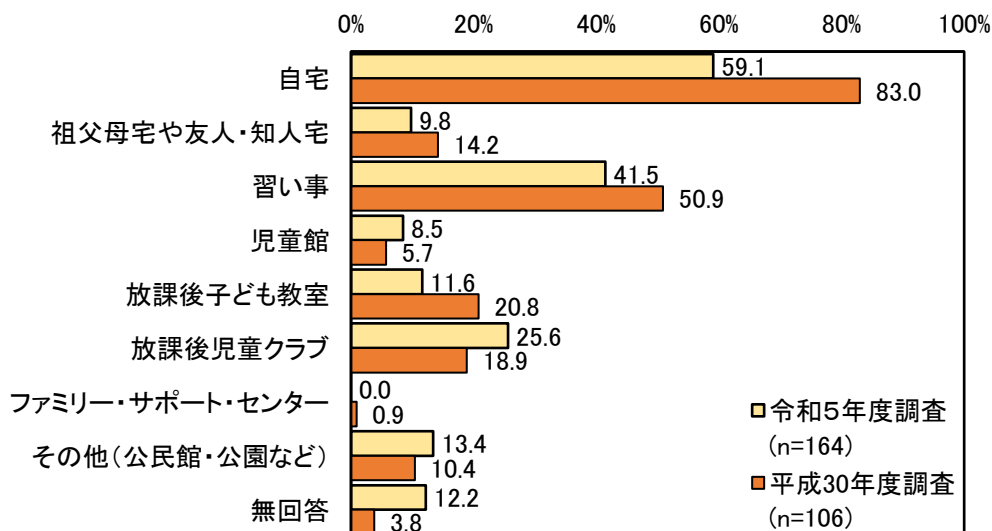
就学前児童の小学校低学年時の放課後で過ごす場所について、「自宅」が 56.7%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が 37.8%、「習い事」が 32.9%、「放課後子ども教室」が 18.3%、「その他（公民館・公園など）」が 12.2%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ」が 12.3 ポイント増加しています（図表 2－24－1）。

小学校高学年時の放課後で過ごす場所について、「自宅」が 59.1%で最も多く、次いで「習い事」が 41.5%、「放課後児童クラブ」が 25.6%、「その他（公民館・公園など）」が 13.4%、「放課後子ども教室」が 11.6%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「自宅」が 23.9 ポイント減少しています（図表 2－24－2）。

【図表 2－24－1 小学校低学年時の放課後で過ごす場所（就学前児童）】



【図表 2－24－2 小学校高学年時の放課後で過ごす場所（就学前児童）】



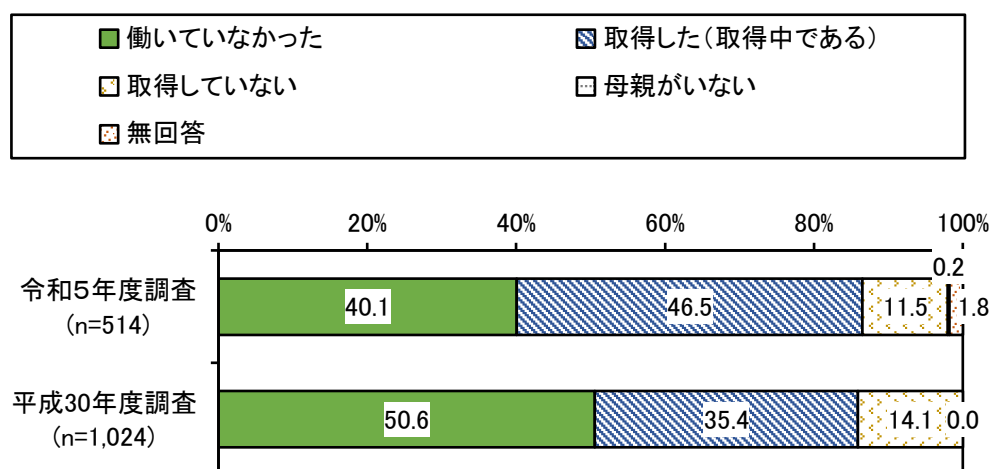
○育児休業の取得状況

就学前児童の育児休業の取得状況について、母親では「働いていなかった」が 40.1%、「取得した（取得中である）」が 46.5%、「取得していない」が 11.5%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が 11.1 ポイント増加しています。

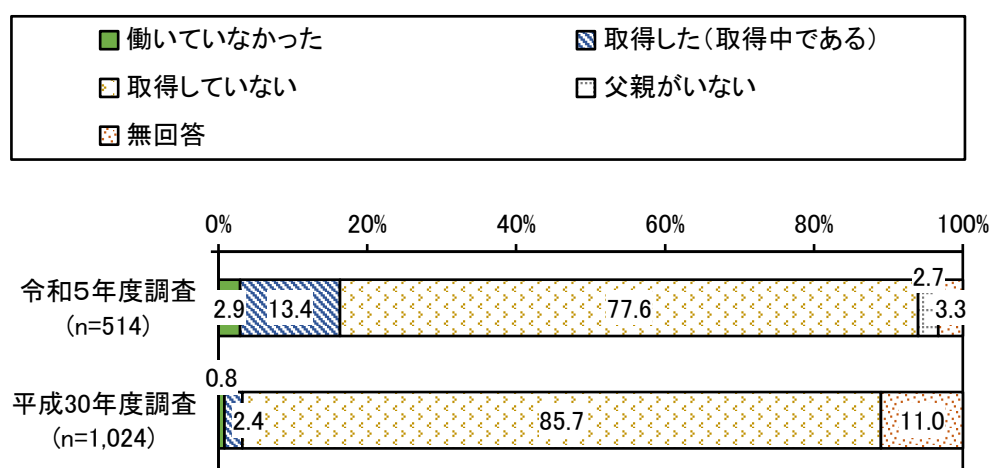
また、父親では「働いていなかった」が 2.9%、「取得した（取得中である）」が 13.4%、「取得していない」が 77.6%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が 11.0 ポイント増加しています（図表 2－25）。

【図表 2－25 育児休業の取得状況（就学前児童）】

（１）母親



（２）父親

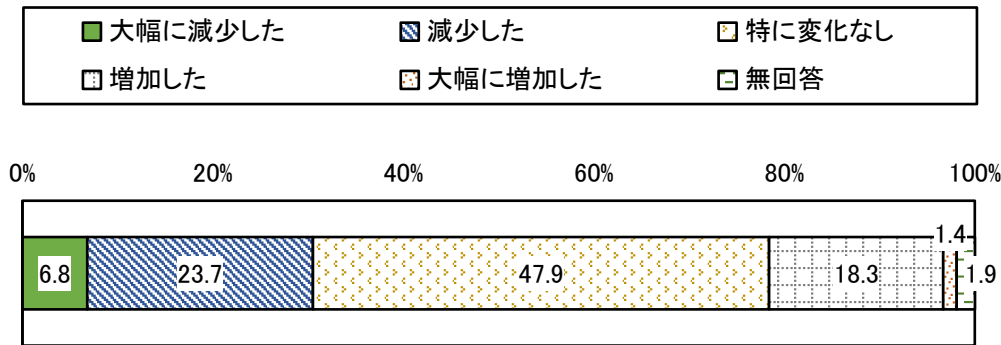


○家庭の収入の変化

就学前児童の2022年から2023年にかけての収入の変化について、「特に変化なし」が47.9%で最も多く、次いで「減少した」が23.7%、「増加した」が18.3%、「大幅に減少した」が6.8%、「大幅に増加した」が1.4%となっています（図表2-26）。

【図表2-26 2022年から2023年にかけての収入の変化（就学前児童）】

(n=514)



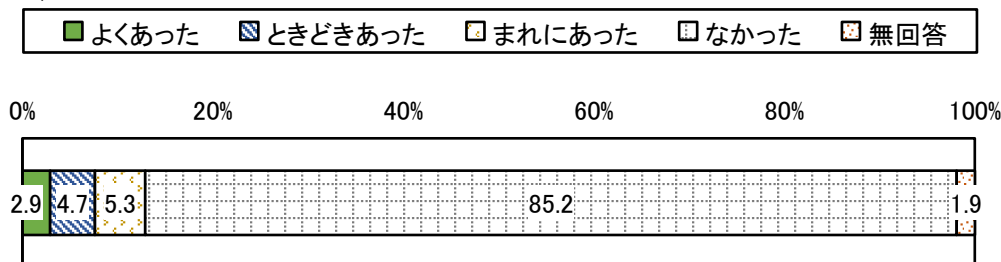
○経済的な理由で生活品が購入できなかったこと

就学前児童の経済的な理由で生活品が購入できなかったことについて、家族が必要とする食料では「よくあった」が2.9%、「ときどきあった」が4.7%、「まれにあった」が5.3%となっています。家族が必要とする衣類では「よくあった」が3.7%、「ときどきあった」と「まれにあった」がともに5.4%となっています（図表2-27）。

【図表2-27 経済的な理由で生活品が購入できなかったこと（就学前児童）】

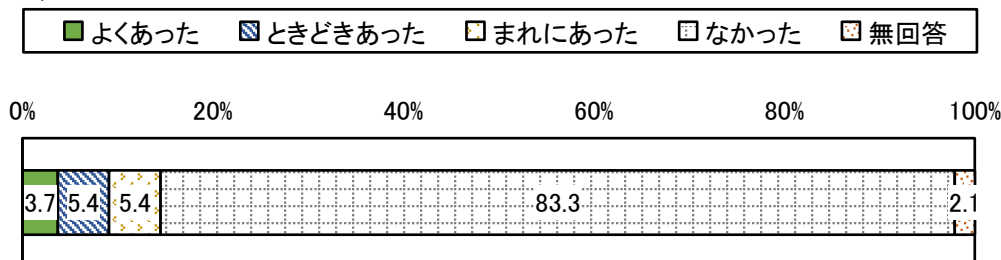
(1) 家族が必要とする食料

(n=514)



(2) 家族が必要とする衣類

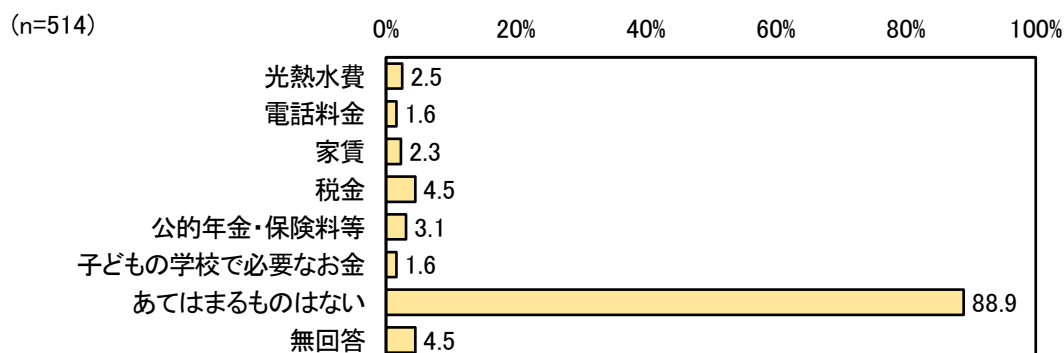
(n=514)



○経済的な理由で支払えなかった料金

就学前児童の経済的な理由で支払えなかった料金について「税金」が 4.5%、「公的年金・保険料等」が 3.1%、「光熱水費」が 2.5%、「家賃」が 2.3%、「電話料金」と「子どもの学校で必要なお金」がともに 1.6%となっています（図表 2－28）。

【図表 2－28 経済的な理由で支払えなかった料金（就学前児童）】

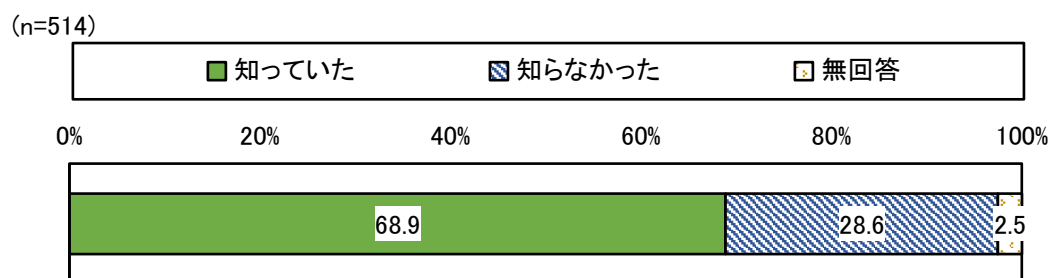


○ヤングケアラーの認知度

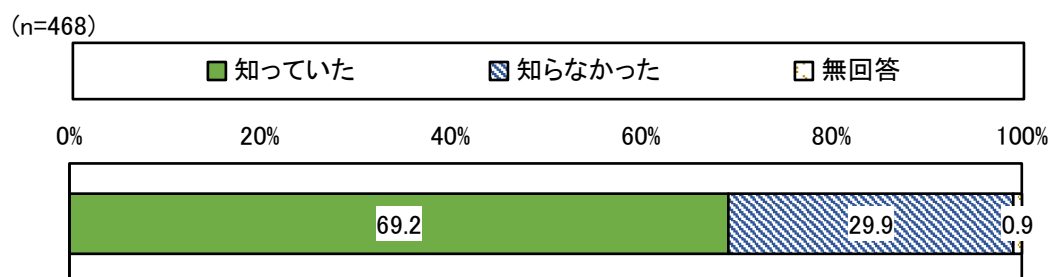
就学前児童のヤングケアラーの認知度について、「知っていた」が 68.9%、「知らなかった」が 28.6%となっています（図表 2－29－1）。

小学生のヤングケアラーの認知度について、「知っていた」が 69.2%、「知らなかった」が 29.9%となっています（図表 2－29－2）。

【図表 2－29－1 ヤングケアラーの認知度（就学前児童）】



【図表 2－29－2 ヤングケアラーの認知度（小学生）】



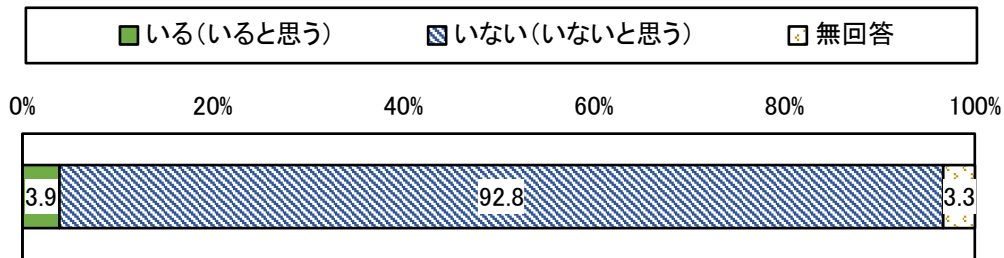
○ヤングケアラーと思われる児童の有無

就学前児童のヤングケアラーと思われる児童の有無について、「いる（いると思う）」が 3.9%、「いない（いないと思う）」が 92.8%となっています（図表 2－30－1）。

小学生のヤングケアラーと思われる児童の有無について、「いる（いると思う）」が 6.6%、「いない（いないと思う）」が 92.3%となっています（図表 2－30－2）。

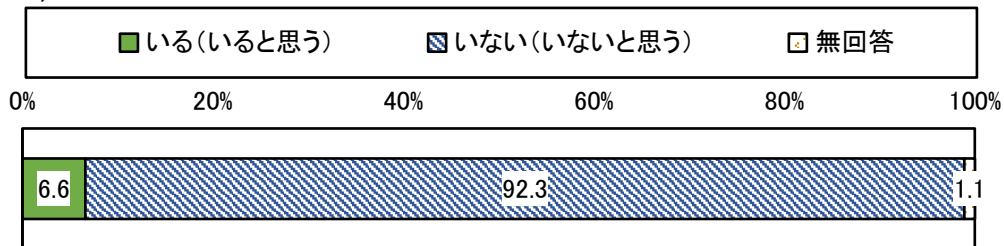
【図表 2－30－1 ヤングケアラーと思われる児童の有無（就学前児童）】

(n=514)



【図表 2－30－2 ヤングケアラーと思われる児童の有無（小学生）】

(n=468)

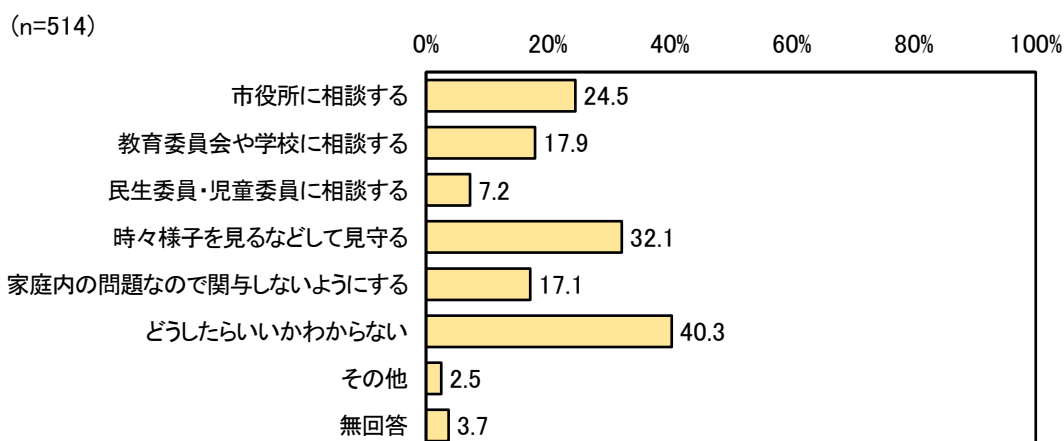


○ヤングケアラーと思われる児童を把握した場合の対応

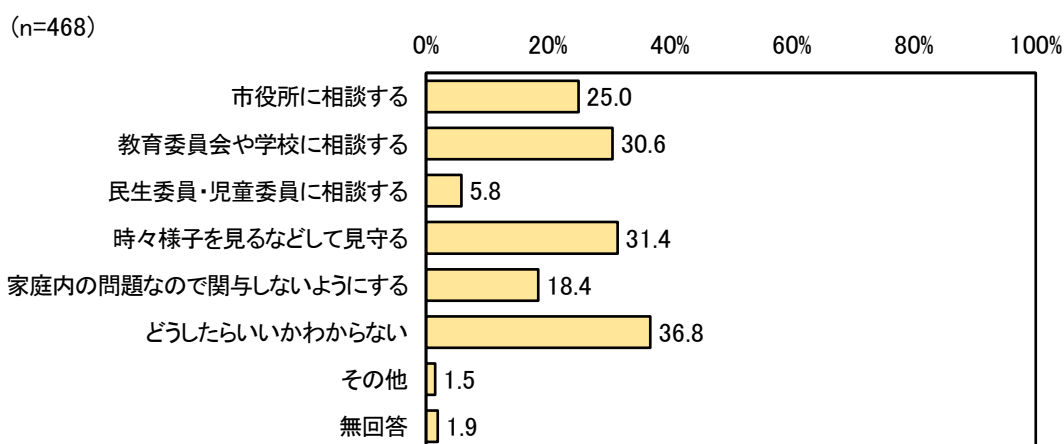
就学前児童のヤングケアラーと思われる児童を把握した場合の対応について、「どうしたらいいかわからない」が 40.3%で最も多く、次いで「時々様子を見るなどして見守る」が 32.1%、「市役所に相談する」が 24.5%となっています（図表 2－31－1）。

小学生のヤングケアラーと思われる児童を把握した場合の対応について、「どうしたらいいかわからない」が 36.8%で最も多く、次いで「時々様子を見るなどして見守る」が 31.4%、「教育委員会や学校に相談する」が 30.6%となっています（図表 2－31－2）。

【図表 2－31－1 ヤングケアラーと思われる児童を把握した場合の対応（就学前児童）】



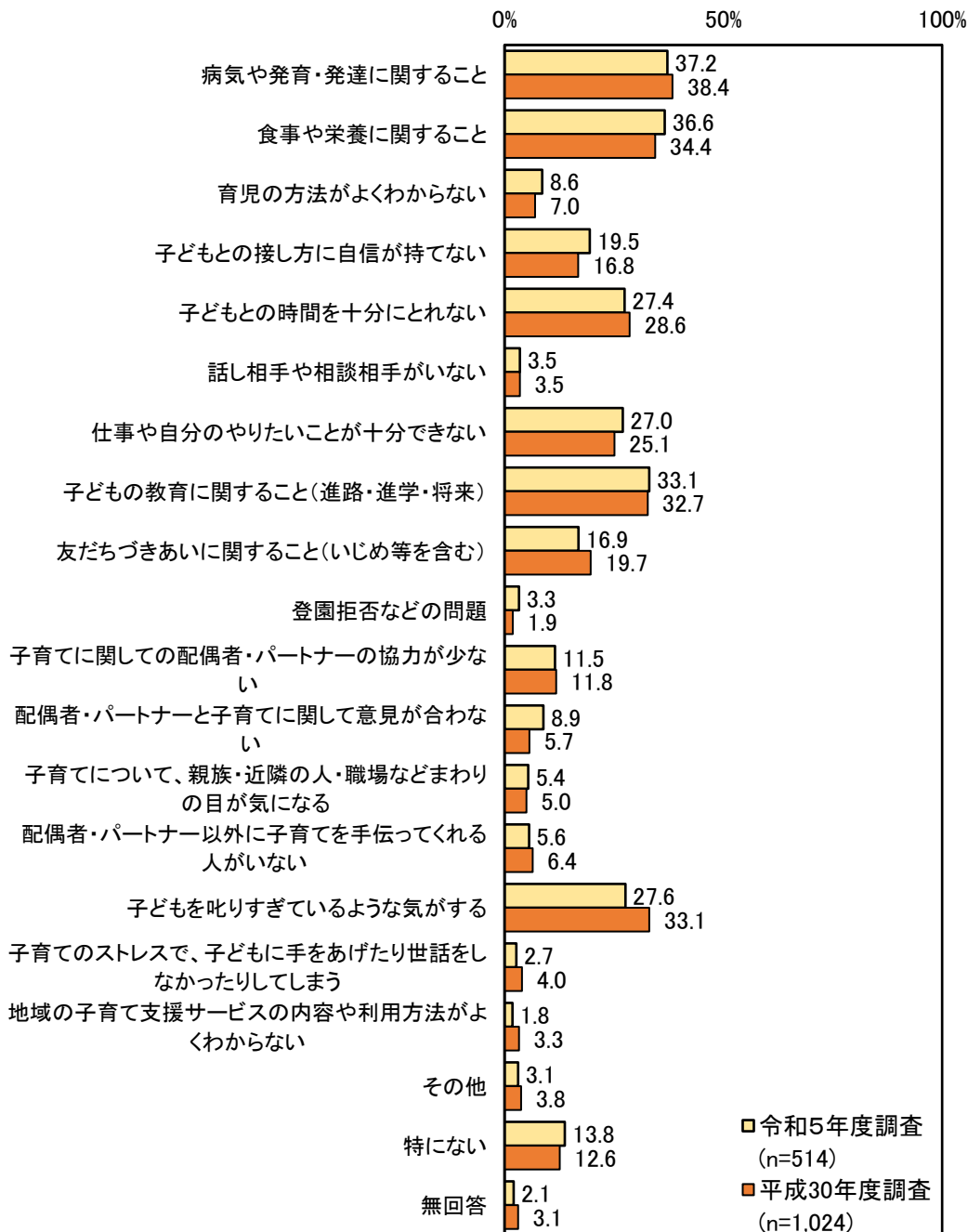
【図表 2－31－2 ヤングケアラーと思われる児童の有無（小学生）】



○子育てに関して日常的に悩んでいること

就学前児童の子育てに関して日常的に悩んでいることについて、「病気や発育・発達に関すること」が37.2%で最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」が36.6%、「子どもの教育に関すること（進路・進学・将来）」が33.1%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が27.6%、「子どもとの時間を十分にとれない」が27.4%となっています。平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません（図表2-32）。

【図表2-32 子育てに関して日常的に悩んでいること（就学前児童）】

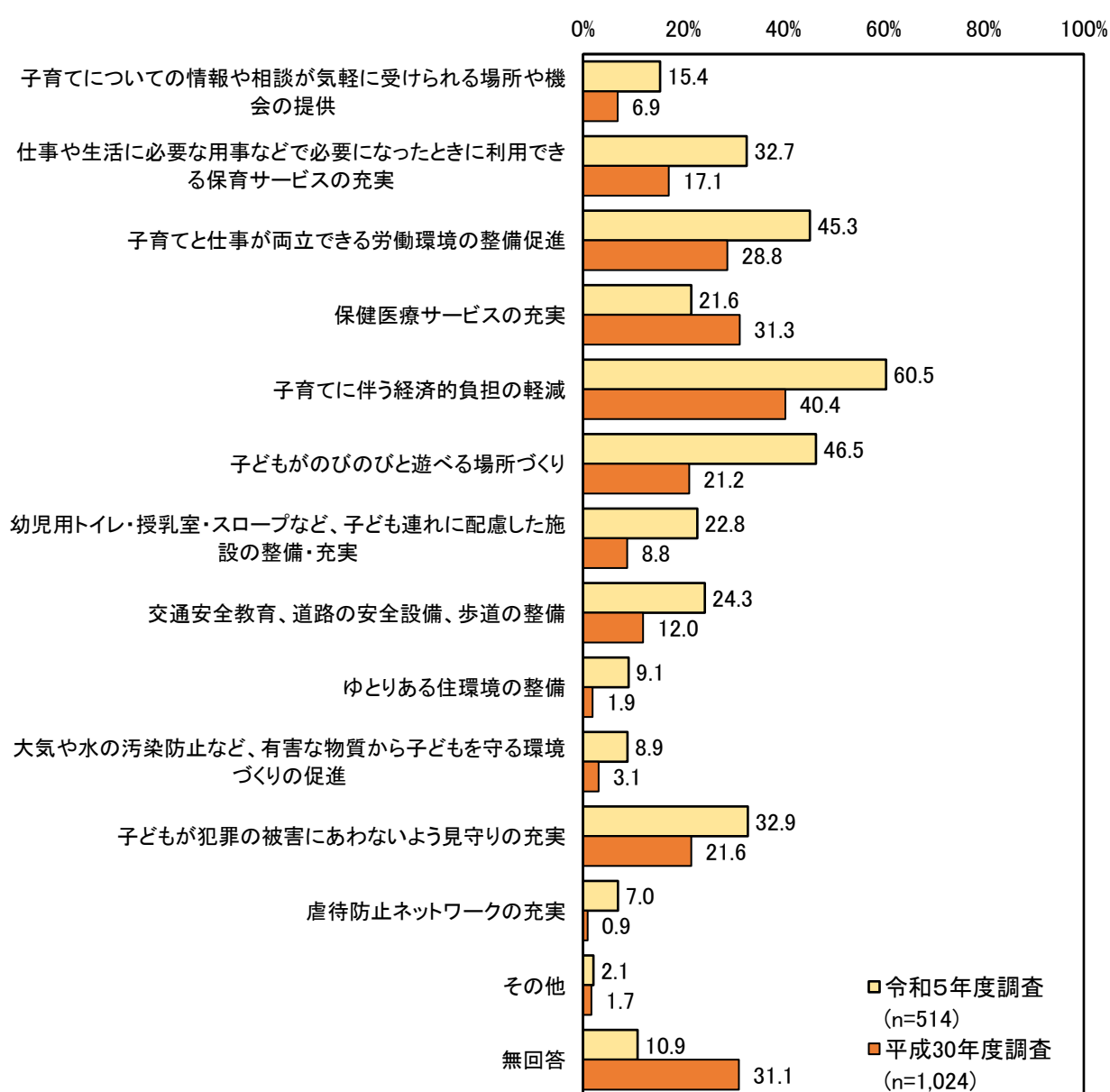


○市・県・国に期待すること

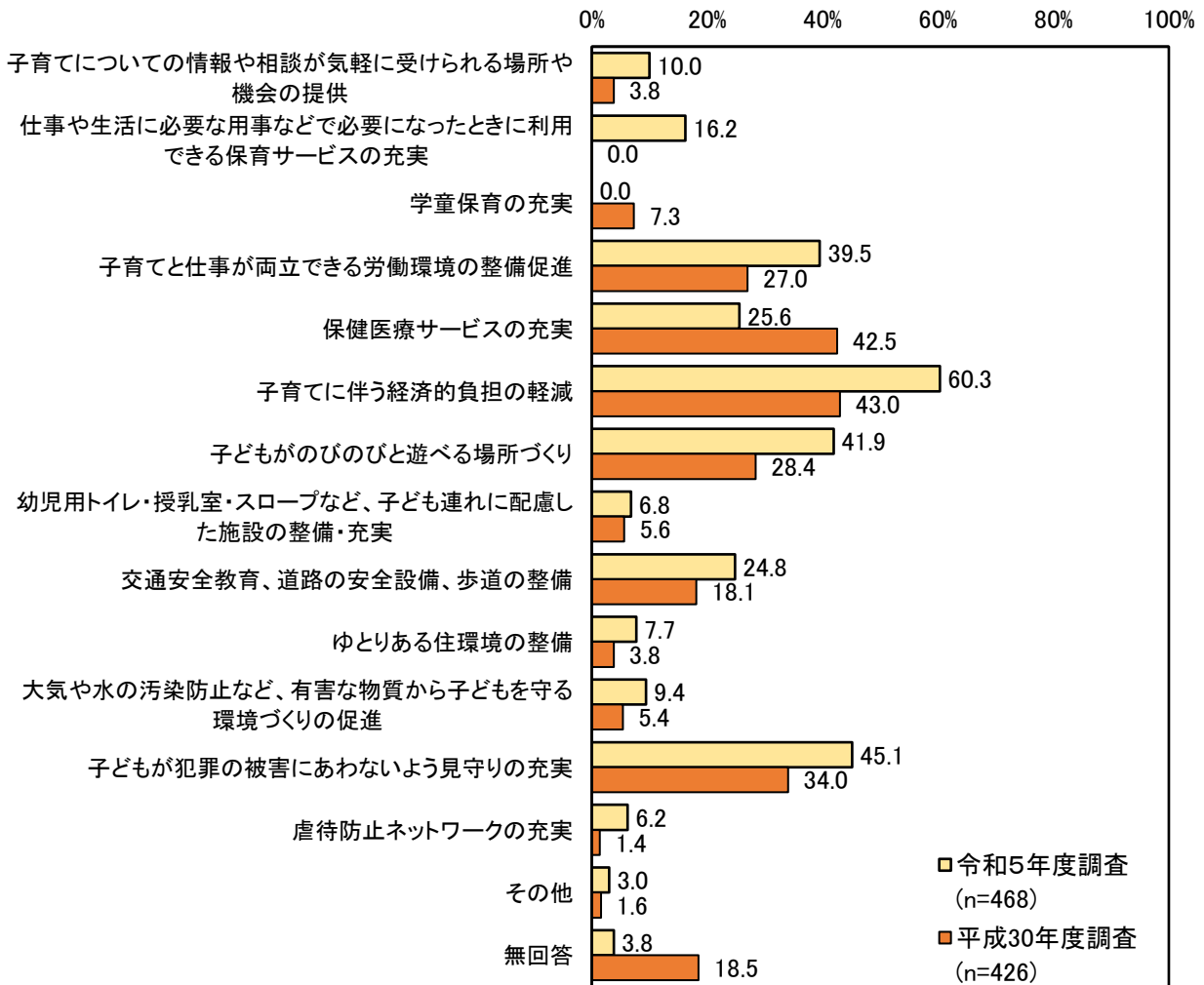
就学前児童の市・県・国に期待することについて、「子育てに伴う経済的負担の軽減」が 60.5%で最も多く、次いで「子どもがのびのびと遊べる場所づくり」が 46.5%、「子育てと仕事が両立できる労働環境の整備促進」が 45.3%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「保健医療サービスの充実」を除く項目が増加しています（図表 2－33－1）。

小学生の市・県・国に期待することについて、「子育てに伴う経済的負担の軽減」が 60.3%で最も多く、次いで「子どもが犯罪の被害にあわないよう見守りの充実」が 45.1%、「子どもがのびのびと遊べる場所づくり」が 41.9%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、特に「子育てに伴う経済的負担の軽減」が 17.3 ポイント増加しています（図表 2－33－2）。

【図表 2－33－1 市・県・国に期待すること（就学前児童）】



【図表2-33-2 市・県・国に期待すること（小学生）】



第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

本計画は、子どもの健やかな成長にとって最も大切な環境づくりと家庭への支援を重要な視点と位置づけ、安心して産み育てることができる社会の実現に向けて、行政及び地域社会が何をすべきか、それぞれの立場から考えるための基本方針となるほか、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援に関する具体的な目標を定めたものです。

子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものです。

これらの考え方にに基づき、かつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図る観点から、これまでの子ども・子育て支援に関する計画を継承し、次の基本理念を設定します。

《基本理念》

**安心して子どもを産むことができ、社会全体で子育てを支援し、
子どもが健やかに育つまち 津島**

2 施策の基本的視点

目指すべき社会を実現するためには、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、「家庭の共育力の向上」と、次代の地域社会を担う子どもを地域で育て、子育て家庭に寄り添い、支えていく「地域の協育力の向上」が不可欠です。

このことを家庭と地域が再認識し、自らが主体的に子育てする力を養い、高めていくことが重要です。このため、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを重点課題として取り組んでいきます。

「共育」とは、家庭において夫婦等が協力して共に子育てすることであり、「協育」とは地域において地域の子どもと子育て家庭を地域市民が支え合い、協力して育てていくことを表したものです。

すなわち、子どもを育てることは、親も地域も子どもと一緒に育っていくという側面もあると考えられます。

《施策の基本的視点》

1 家庭の共育力の向上

家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、「家庭の共育力の向上」が不可欠です。

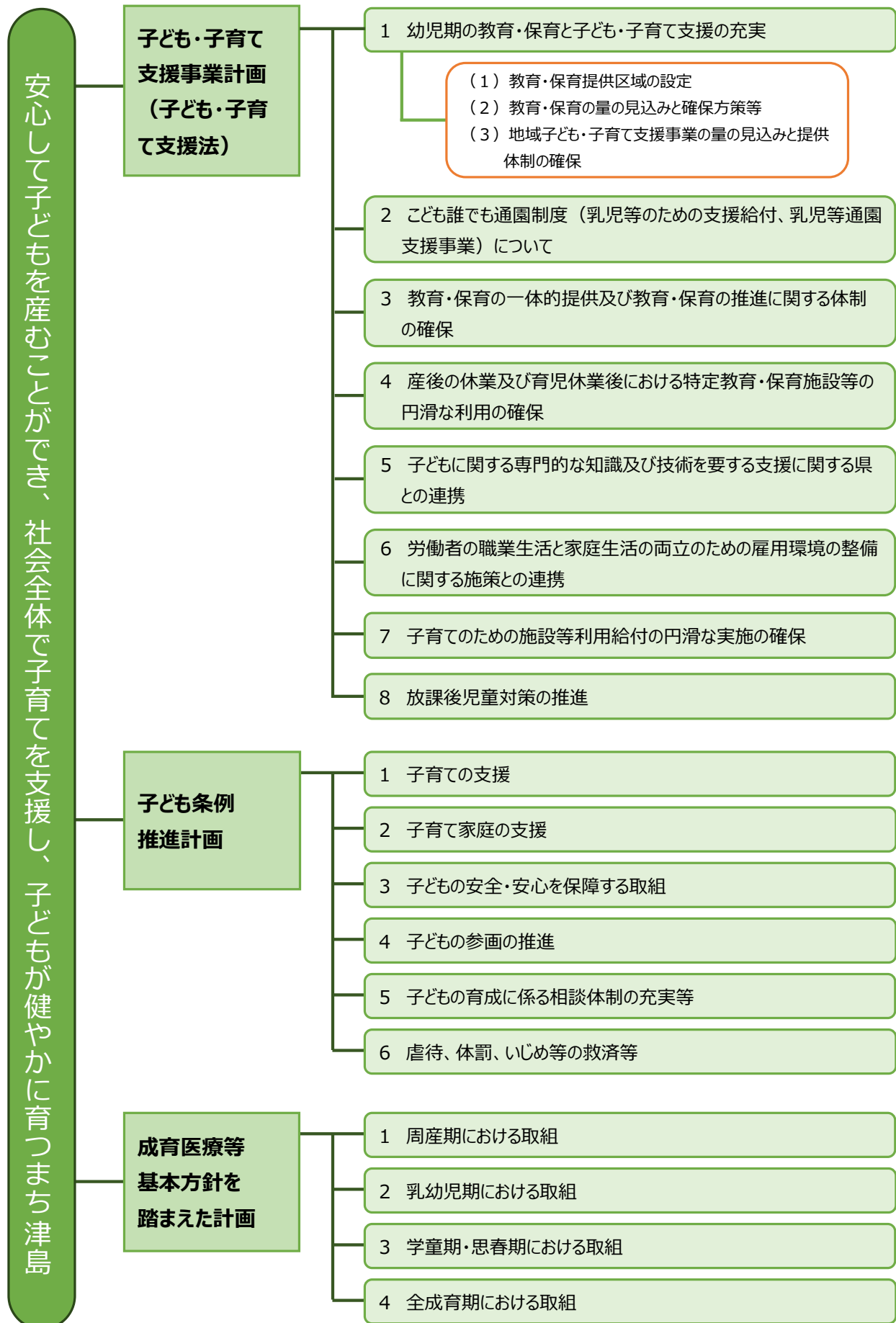
2 地域の協育力の向上

次代の地域社会を担う子どもを地域で育て、子育て家庭に寄り添い、支えていく「地域の協育力の向上」が不可欠です。

家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくり

3 施策体系

【図表3-1：施策体系】

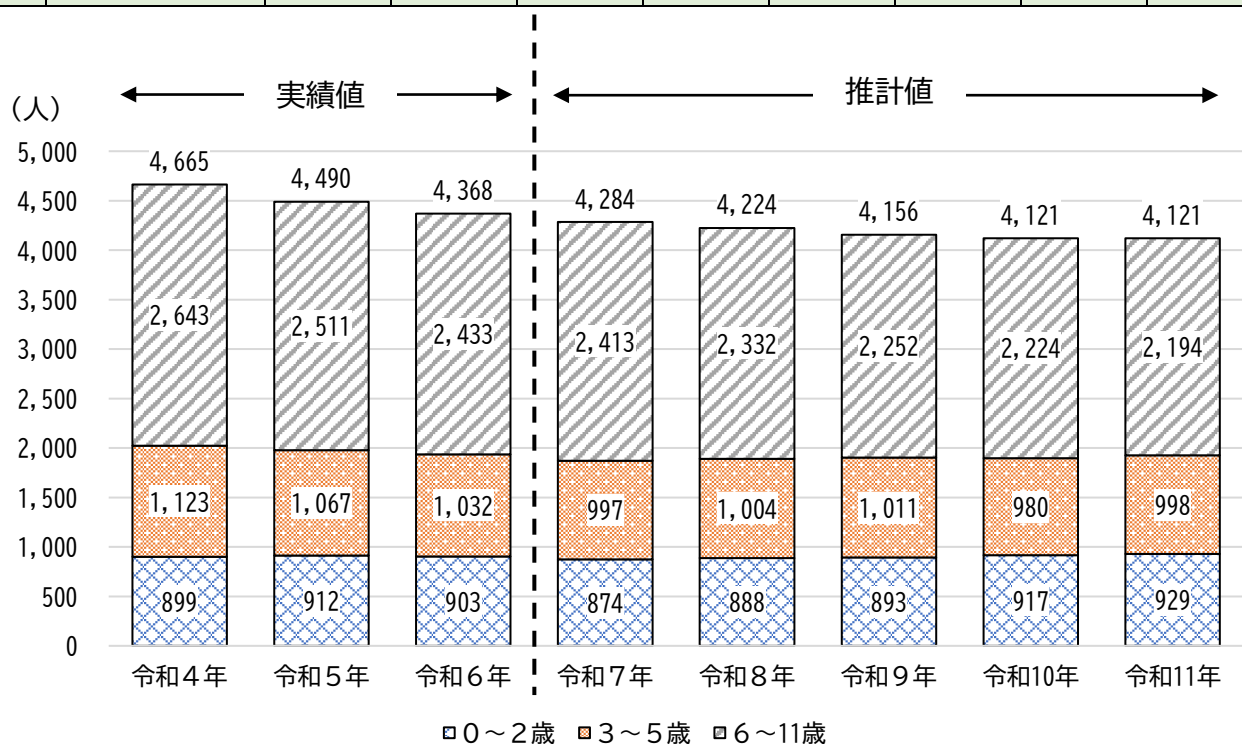


4 計画フレーム

本市の子ども（0～11歳）の推計人口について、令和7年以降は減少を続けると予想され、計画最終年である令和11年では4,121人になると見込まれます（図表3-2）。

【図表3-2：児童人口（0歳～11歳）の推計】

	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	4,665	4,490	4,368	4,284	4,224	4,156	4,121	4,121
0歳	307	282	285	272	288	290	295	300
1歳	299	321	295	307	293	310	312	317
2歳	293	309	323	295	307	293	310	312
3歳	391	307	321	344	315	328	313	332
4歳	368	388	317	329	353	323	337	322
5歳	364	372	394	324	336	360	330	344
0～5歳	2,022	1,979	1,935	1,871	1,892	1,904	1,897	1,927
6歳	403	372	378	406	334	347	371	341
7歳	416	402	374	381	409	337	350	374
8歳	414	422	397	368	375	403	332	345
9歳	428	416	424	399	370	377	405	333
10歳	464	433	418	429	403	374	381	409
11歳	518	466	442	430	441	414	385	392
6～11歳	2,643	2,511	2,433	2,413	2,332	2,252	2,224	2,194



実績値：住民基本台帳（各年3月31日現在）

推計値：コーホート変化率法による推計

第4章 第3期津島市子ども・子育て支援事業計画

1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

本市は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

【図表4-1 「量の見込み」の推計と確保方策等の設定】

◆教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保方策を定めます。



◆家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



◆各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、妊婦健康診査事業、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。



◆量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（令和7年度から11年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。



◆量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、私立幼稚園等を対象とする子ども・子育て支援新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

【家庭類型の分類について】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのため、アンケート調査結果を基に、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプA～Fの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労意向を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

【図表4-2 家庭類型】

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム 就労 (育児休業等 含む)	パートタイム就労 (育児休業等含む)			現在は就労 していない 就労した ことがない
				120 時間 以上	120 時間未満 60 時間以上	60 時間 未満	
ひとり親		タイプ A					
フルタイム就労 (育児休業等含む)			タイプ B	タイプ C	タイプ C'	タイプ D	
パートタイム就労 (育児休業等含む)	120 時間以上		タイプ C	タイプ E	タイプ E'		
	120 時間未満 60 時間以上						
	60 時間未満		タイプ C'				
現在は就労していない 就労したことがない			タイプ D			タイプ F	

区分	内容
タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 120 時間以上 + 60 時間～120 時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 60 時間未満 + 60 時間～120 時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：双方が月 120 時間以上 + 60 時間～120 時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：いずれかが月 60 時間未満 + 60 時間～120 時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）
※育児・介護休業中の方も就労しているとみなして分類しています。	

(1) 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定に当たっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、市全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

なお、放課後児童クラブ（学童保育）については、従来どおり、小学校区を基本単位として、必要な需給調整を図ります。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

① 認定区分と利用可能施設

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます。

認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります。

【図表4-3 認定区分】

認定区分	支給要件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定の子ども以外のもの
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

【図表4-4 利用可能施設】

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用可能施設	幼稚園	●	●		
	保育所			●	●
	認定こども園	●	●	●	●
	地域型保育事業				●

② 量の見込みと確保方策等

平日日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

ア. 教育ニーズ：1号認定、2号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）による確保方策等を次のとおり設定します。（確保方策としては、市内施設での受け入れ可能人数で設定）

【図表4-5-1 1号認定（3歳以上保育の必要なし。2号認定教育ニーズを含む）】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	327	329	331	321	327
1号認定	271	273	274	267	271
2号認定（保育の必要ありで幼稚園希望）	56	56	57	54	56
②確保方策	387	387	387	387	387
特定教育・保育施設	387	387	387	387	387
確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
差（②－①）	60	58	56	66	60

イ. 保育ニーズ：2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）による確保方策等を次のとおり設定します。

【図表4-5-2 2号認定】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	645	650	654	633	645
②確保方策	685	685	685	685	685
特定教育・保育施設	685	685	685	685	685
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差（②－①）	40	35	31	52	40

ウ. 保育ニーズ：3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育等）による確保方策等を次のとおり設定します。

本市において待機児童は発生しておりませんが、潜在的ニーズに対し既存施設の定員枠では充足できないことから、既存施設の定員枠の見直しを図るなど、提供体制の確保に努めてまいります。また、近年増加している途中入所児については、人員配置等に対応してまいります。

【図表4-5-3 3号認定（0歳児）】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	30	31	31	32	32
②確保方策	68	68	71	71	71
特定教育・保育施設	67	67	70	70	70
特定地域型保育事業	1	1	1	1	1
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差（②－①）	38	37	40	39	39

【図表4-5-4 3号認定（1歳児、2歳児）】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	310	309	311	321	324
1歳児	158	151	160	161	163
2歳児	152	158	151	160	161
②確保方策	378	378	380	380	380
特定教育・保育施設	371	371	373	373	373
特定地域型保育事業	7	7	7	7	7
認可外保育施設	—	—	—	—	—
差（②－①）	68	69	69	59	56

工. 0～2歳児の保育利用率

国が示す基本指針において、小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合である「保育利用率」について、計画期間内における目標値を設定することとされています。

本計画期間中における0～2歳児の保育利用率の見込みは、以下のとおりです。

【図表4-5-5 0～2歳児の保育利用率】

単位：人、％

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①推計児童人口（0～2歳）	874	888	893	917	929
0歳児	272	288	290	295	300
1歳児	307	293	310	312	317
2歳児	295	307	293	310	312
②保育所在園児童数（量の見込み）	340	340	342	353	356
0歳児	30	31	31	32	32
1歳児	158	151	160	161	163
2歳児	152	158	151	160	161
保育利用率（①／②）	38.9	38.3	38.3	38.5	38.3
0歳児	11.0	10.8	10.7	10.8	10.7
1歳児	51.5	51.5	51.6	51.6	51.4
2歳児	51.5	51.5	51.5	51.6	51.6

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

【図表4-6 地域子ども・子育て支援事業】

事業名		主な対象家庭	対象年齢・対象児童
(1)	時間外保育事業 (延長保育事業)	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
(2)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	ひとり親家庭 共働き家庭	小学1～6年生
(3)	子育て短期支援事業	全ての家庭	0～18歳
(4)	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	主におおむね6歳未満の児童がいるすべての家庭	
(5)	一時預かり事業	① 幼稚園型	3～5歳 (主に在園している児童)
		② 幼稚園型以外	0～5歳
(6)	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	通園・通学している 小学生以下の児童
(7)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	全ての家庭	主に小学6年生 以下の児童
(8)	利用者支援事業	全ての家庭	0～5歳 小学1～6年生
(9)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭	
(10)	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが 特に必要と判断される家庭	
(11)	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える 子育て家庭、妊産婦等がいる家庭	
(12)	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、 家庭や学校に居場所のない児童等	
(13)	親子関係形成支援事業	親子の関係性や児童の関わり方等に 不安を抱えている児童を養育する家庭	

事業名	主な対象家庭	対象年齢・対象児童
(14) 妊婦健康診査事業	妊娠中の女性	
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市が定める基準に基づき 支援が必要と判断される家庭	
(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進 するための事業※	民間事業者等	
(17) 妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者	
(18) 産後ケア事業	津島市に住民票がある産後 1 年までの母親とその乳児	

※ (16) の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない。

② 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

②－１ 時間外保育事業（延長保育事業）

11 時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。

確保方策等は、既存の施設における受け入れ体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

【図表 4－7－1 時間外保育事業（延長保育事業）】

単位：人

区分	第 3 期計画				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	369	372	375	373	379
②確保方策	369	372	375	373	379
差 (②－①)	0	0	0	0	0

②－２ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても就労等により保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

確保方策等は、令和11年度の量の見込みを踏まえて、令和7年度からニーズに合わせた受け入れ基盤の確保を図ります。これまでの需要の高まりを受け、今後一部の児童クラブについては既存の施設の定員枠では充足できない可能性があるため、小学校の余裕教室等の発生状況に応じて、学校施設の活用を進めていきます。

また、定員枠では充足できない施設の改善のため、令和7年度「南こどもの家」の移転建設工事を予定しています。移転建設にあたり、利用定員の増加を行い、より充実した受け入れ基盤の確保を図ります。

【図表４－７－２ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	526	509	482	464	446
小学1年生	115	114	103	101	102
小学2年生	103	107	106	98	97
小学3年生	96	89	88	91	79
小学4年生	93	81	75	74	74
小学5年生	69	72	63	57	56
小学6年生	50	46	47	43	38
②確保方策	510	525	525	525	525
差（②－①）	△16	16	43	61	79

②－３ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

確保方策等は、2歳未満は2施設、2歳以上は3施設において対応します。

【図表４－７－３ 子育て短期支援事業（ショートステイ）】

単位：人日／年

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	42	42	42	42	42
②確保方策	42	42	42	42	42
差（②－①）	0	0	0	0	0

②－４ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

確保方策等は、西地区、東地区の２か所の子育て支援センターで量の見込みのすべての確保を図ります。

【図表４－７－４ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）】

単位：人回／年

区分	第３期計画				
	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み	15,800	15,900	16,000	16,100	16,200
②確保方策	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
差（②－①）	700	600	500	400	300

②－５ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園型（預かり保育）

確保方策等は、市内幼稚園等在園児の利用実績を踏まえ、既存の受け入れ体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

【図表４－７－５－１ 一時預かり事業（幼稚園型）】

単位：人日／年

区分	第３期計画				
	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み	8,851	8,851	8,895	8,761	8,851
１号認定による利用	6,345	6,345	6,345	6,345	6,345
２号認定による利用	2,506	2,506	2,550	2,416	2,506
②確保方策	8,851	8,851	8,895	8,761	8,851
差（②－①）	0	0	0	0	0

イ 幼稚園型以外（保育所その他の場所での一時預かり）

確保方策等は、保育所及び認定こども園等の子育て支援施設における受け入れ体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

【図表4-7-5-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）】

単位：人日／年

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,684	3,706	3,728	3,750	3,772
②確保方策	3,684	3,706	3,728	3,750	3,772
一時預かり事業	3,684	3,706	3,728	3,750	3,772
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—
差（②－①）	0	0	0	0	0

②-6 病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

確保方策等は、事業を実施している神島田こども園で量の見込みのすべての確保を図ります。

【図表4-7-6 病児・病後児保育事業】

単位：人日／年

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	49	49	49	49	49
②確保方策	720	720	720	720	720
病児・病後児保育事業	720	720	720	720	720
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	—	—	—	—	—
差（②－①）	671	671	671	671	671

②－ 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

確保方策等は、既存の受け入れ体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

【図表 4－ 7－ 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】

単位：人日／年

区分	第 3 期計画				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	602	605	609	612	616
②確保方策	602	605	609	612	616
差（②－①）	0	0	0	0	0

②－ 8 利用者支援事業

子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

確保方策等は、総合保健福祉センターでこども家庭センター型を実施しています。また、基本型を実施していた 2 か所（西地区・東地区子育て支援センター）を地域子育て相談機関として整備し、中学校区に 1 か所の整備を目指し、早期の実施に向けて検討します。

【図表 4－ 7－ 8 利用者支援事業】

単位：か所

区分	第 3 期計画				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
基本型	2	2	2	2	2
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	4	4	4	4	4
②確保方策	3	3	5	5	7
基本型	2	2	2	2	2
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	—	—	2	2	4
差（②－①）	△4	△4	△2	△2	0

②－9 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭に市職員（保健師・保育士等）・主任児童委員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

確保方策等は、既存の体制での実施を図ります。

【図表4－7－9 乳児家庭全戸訪問事業】

単位：人

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		272	288	290	295	300
②確保方策	実施体制	23	23	23	23	23
	実施機関	津島市	津島市	津島市	津島市	津島市
	委託団体	主任児童委員等	主任児童委員等	主任児童委員等	主任児童委員等	主任児童委員等

②－10 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

令和4年の児童福祉法改正に伴い、子育て世帯訪問支援事業が創設されたため、本事業は保健師等による専門的な相談支援に特化して実施します。

確保方策等は、既存の体制（保健師等による訪問）での実施を図ります。

【図表4－7－10 養育支援訪問事業】

単位：人

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		104	101	99	96	94
②確保方策	実施体制	5人	5人	5人	5人	5人
	実施機関	津島市	津島市	津島市	津島市	津島市
	委託団体	—	—	—	—	—

②－11 子育て世帯訪問支援事業

令和４年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

令和６年４月より、市町村における実施が努力義務となっています。

確保方策等は、NPO 法人等への委託を想定し、早期に実施できるよう努めてまいります。

【図表４－７－11 子育て世帯訪問支援事業】

単位：人日

区分		第３期計画				
		令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み		190	185	181	177	173
②確保方策	実施体制	—	185	181	177	173
	実施機関	—	委託	委託	委託	委託
	委託団体	—	NPO 法人	NPO 法人	NPO 法人	NPO 法人

②－12 児童育成支援拠点事業

令和４年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

確保方策等は、事業の委託を前提として実施可能な事業主体の把握に努めてまいります。

【図表４－７－12 児童育成支援拠点事業】

単位：人

区分		第３期計画				
		令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み		10	10	10	9	9
②確保方策	実施体制	未定	未定	未定	未定	未定
	実施機関	未定	未定	未定	未定	未定
	委託団体	未定	未定	未定	未定	未定

②－13 親子関係形成支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

確保方策等は、事業の委託を前提として実施可能な事業主体の把握に努めてまいります。

【図表4－7－13 親子関係形成支援事業】

単位：人

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		6	6	6	6	6
②確保方策	実施体制	未定	未定	未定	未定	未定
	実施期間	未定	未定	未定	未定	未定
	委託団体	未定	未定	未定	未定	未定

②－14 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

確保方策等は、既存の体制（医療機関での随時、個別健診）での実施を想定しています。

【図表4－7－14 妊婦健康診査事業】

単位：人

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		537 (7,518)	563 (7,882)	563 (7,882)	563 (7,882)	563 (7,882)
②確保方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県下統一	県下統一	県下統一	県下統一	県下統一
	実施時期	年間	年間	年間	年間	年間

※（ ）内は、公費負担回数14回を人数に乗じて算出

②－15 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来るとされている、① 食事の提供に要する費用及び② 日用品、文房具等の購入する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

確保方策は、当該事業の予算確保を図り、量の見込みのすべての確保を図ります。

【図表 4－7－15 実費徴収に係る補足給付を行う事業】

単位：人日／年

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	900	900	900	900	900
食事の提供	720	720	720	720	720
日用品等購入費用	180	180	180	180	180
②確保方策	900	900	900	900	900
差（②－①）	0	0	0	0	0

②－16 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市においては、特別な支援が必要な子どもの受け入れを行っている民間事業者に対し補助を行います。

②－17 妊婦等包括相談支援事業

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い「妊婦のための支援給付」が創設され令和7年度から施行されること、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の「妊婦等包括相談支援事業」等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。

【図表4－7－16 妊婦等包括相談支援事業】

単位：人回／年

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
妊娠届出数	350人	350人	350人	350人	350人
1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
面談実施合計回数	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
②確保方策	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
こども家庭センター	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
上記以外	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

②－18 産後ケア事業

支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため、令和6年の子ども・子育て支援法改正において「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられました。国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、「量の見込み」等を定め、計画的な提供体制の整備を進めます。

【図表4－7－17 産後ケア事業】

単位：人日／年

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	70	85	85	85	85
②確保方策	70	85	85	85	85
差（②－①）	0	0	0	0	0

2 こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付、乳児等通園支援事業）について

こども誰でも通園制度とは、子どものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。

子どもを中心に、子どもの成長の観点から、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

本制度は、令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

本市においては、令和8年度からの実施に向け準備を進めます。

【図表4－8 乳児等通園支援事業】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	22	23	23	25	26
0歳児	6	6	6	7	8
1歳児	8	9	9	9	9
2歳児	8	8	8	9	9
②確保方策	—	23	23	25	26
0歳児	—	6	6	7	8
1歳児	—	9	9	9	9
2歳児	—	8	8	9	9
差（②－①）	—	0	0	0	0

3 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市は、幼稚園や保育所でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

認定こども園においては、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができる施設として、整備を検討してまいります。

また、幼稚園や保育所においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

6 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月から開始した教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の改正に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

なお、本計画で算定している量の見込みには、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」を合わせたもので算定しています。

「子ども・子育て支援給付」の関係性は、以下の図のようになります。

【図表 4－9－1 子育てのための施設等利用給付について】

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
■施設型給付 ○保育所 ○認定こども園 ○幼稚園 ■地域型保育給付 ○小規模保育 (利用定員：6人以上・19人以下) ○家庭的保育 (利用定員：5人以下) ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育	■施設等利用費 ○認定こども園 (国立・公立大学法人立) ○幼稚園 (子ども・子育て新制度未移行の園) ○特別支援学校 ○認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
現金給付	
■児童手当	

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があり、認定区分ごとの支給要件、支給に係る施設・事業は次のとおりです。

教育・保育の量の見込みのうち、確認を受けない幼稚園などの施設の利用者に給付されます。

実施にあたっては、県との連携のもと、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案するとともに、公平かつ適正な給付に努めます。

【図表４－９－２ 施設等利用給付認定】

認定区分	支給要件
新１号認定	<u>満３歳以上</u> の小学校就学前の子どもであって、 <u>新２号認定の子ども及び新３号認定の子ども以外</u> のもの
新２号認定	<u>満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過した</u> 小学校就学前の子どもであって、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>
新３号認定	<u>満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある</u> 小学校就学前の子どもであって、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u>

認定区分	支給に係る施設・事業
新１号認定	幼稚園、特別支援学校等
新２号認定	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号)
新３号認定	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (２歳児まで新３号、３歳児からは新２号)

8 放課後児童対策の推進

近年、女性の就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれています。本市においても、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を踏まえ、計画的な整備について取り組んでいます。

市内全 8 小学校で開設している放課後子ども教室については、児童が放課後に安心・安全に過ごすことができ、なおかつさまざまな体験・活動ができる場所として、開設以降申込者が増加傾向にあり、定員枠の拡大などに努めていますが、キャンセル待ちの児童がいる状況です。

今後も、余裕教室の一時的利用等による活動場所の確保及び、地域と学校が連携し地域住民の参画を得てコーディネーターや推進員の確保に努めていきます。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室に参加するすべての児童が放課後子ども教室の共通プログラムに参加できる一体型及び連携型の運営形態を条件が整う教室から取り入れながら、互いに連携をして取り組んでいます。

さらに、学校や家庭、放課後児童クラブとの密接な連携を図り、児童一人ひとりの放課後のニーズに対応していきます。

第5章 第3期津島市子ども条例推進計画

1 計画策定の趣旨

本市は、平成28年4月1日に制定した「津島市子ども条例」に掲げる子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりに関する基本的な計画（以下「津島市子ども条例推進計画」という。）を策定しました。

「津島市子ども条例推進計画」は、「津島市子ども条例」の第4章子どもに関する施策について、市が行う具体的な施策を定めています。

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 子どもの育成についての推進体制

本市では、「津島市子ども条例」や「津島市子ども条例推進計画」に掲げる施策の実施状況や子どもの権利の保障の状況について、様々な立場の方から意見を聞くため、「津島市子ども・子育て会議」（以下「会議」という。）を設置しました。

「会議」は、保護者、学校等関係者、地域住民等それぞれの代表に参加いただき、「津島市子ども条例推進計画」の具体的な施策の進捗状況や、「津島市子ども・子育て支援事業計画」の計画内容の点検・評価を行います。

子どもに関する施策等をより充実した内容にするため、「会議」を毎年開催し、「会議」での検討内容については、ホームページ等で公表します。

また、子どもや子育て施策に関する分野別の会議等を引き続き行い、必要に応じて「会議」に報告します。

3 子どもに関する施策

(1) 子育ての支援

1. 本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施します。

(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくり

① 中央児童館の活用

中央児童館は、児童健全育成の拠点として重要な施設です。中央児童館の整備も含め、児童健全育成の拠点として、より活用します。

② 放課後子ども教室の充実

地域住民等の参画を得て、子どもたちがスポーツ、文化活動等で交流する安心安全な放課後の活動拠点（居場所）を確保します。市内全小学校区において実施し、国が定める「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブとの連携を進めます。

③ 放課後児童クラブの充実

児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを全小学校区に設置しています。引き続き全小学校区に設置します。

今後は、クラブの適切な運営に努めながら、放課後子ども教室との連携や保護者の就労時間を考慮した開設時間、障がい児の受け入れなどを視野に入れ、事業の充実を図ります。

④ 長期休暇期間の小学生の居場所の提供

長期休暇期間において、保護者の就労のため昼間に留守家庭となる小学生に対し、安心・安全な居場所や昼食の場所を提供します。

⑤ 学校体育施設の開放

市内小・中学校の運動場及び体育館を開放し、スポーツ活動の拠点として、子どもが休日や夜間にスポーツに親しむ機会を継続して提供します。

⑥ 図書館の活用

子どもの読書活動推進を図るため、読み聞かせボランティア団体などと協力しながら年間を通じておはなし会を実施します。

⑦ ふくしくん広場の充実

親子等で楽しめる催しやおもちゃあそびを通してのふれあいの場の提供や、親同士等のネットワーク作りのために、津島市社会福祉協議会が開催する「ふくしくん広場」について支援します。

(2) 子どもが社会との関わりの中で、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

① 学校等における支援

① 豊かな心の育成

子どもたちが未来への夢や目標を抱いて生活できるようめざましい活躍をしている方を招き話を聞く等、豊かな心をはぐくむ事業を実施することや、指導方法・指導体制の工夫改善を進め、子どもの心に響く教育活動の充実を図ります。

② 教育支援センターの充実

様々な要因により、登校できない状態にある児童生徒及びその保護者を対象として、相談、助言、指導を行い、子どもたちの様々な学びの場や居場所となるよう、「学校以外の学びの場」を充実します。

③ 健やかな体の育成

子どもの体力の増進が望まれる中、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲や能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、地域のスポーツ活動を充実します。

④ 地域の人材の活用

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、確かな学力を身に付けさせるために、ボランティアティーチャーや地域の伝統文化を継承する方などの外部人材を活用して学校教育の充実を図ります。

⑤ 外国語指導助手（A L T）の活用

A L Tの市内全小中学校への派遣を継続します。

⑥ 地域に根ざした学校づくり

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じ、地域に根ざした学校づくりを進めます。

⑦ 福祉実践教室等の福祉教育の充実

児童生徒にノーマライゼーションの理念を普及し福祉意識を高めるために、社会福祉協議会などと連携し、障がい者の日常生活に根ざした体験学習に取り組むなど、小中学校での福祉実践教室や総合学習での福祉教育の充実を図ります。

② 地域における支援

① 異年齢世代交流の機会の提供

保育所・認定こども園や幼稚園及び学校において、異年齢世代交流を図る機会の提供を行います。

② 地域のスポーツ活動の支援

地域住民等が自主的・主体的に運営する総合型スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支援し、親子が気軽に参加でき、地域やクラブ仲間と交流できる場を提供していきます。

③ 親子で一緒に体験できるイベントの実施

子どもたちに自然体験や社会体験、異世代間の交流や家庭内でのコミュニケーションを深める場を提供するため、つしまおやこワクワク体験活動フェスティバル！等を実施します。

④ 郷土への愛着や誇りを育む学習や体験、交流の推進

郷土の歴史や文化に触れる多様な機会を創出し、その魅力や価値への理解を深め郷土への愛着と誇りを醸成します。

⑤ 多文化共生の推進

国際的な相互理解と信頼を深め、将来を担う人としてふさわしい国際感覚を身につけることを目的に、姉妹都市である米国カリフォルニア州ハーキュリーズ市との交流事業を行います。

また、津島市国際交流協会等が開催する外国籍の小中学生の日本語教室について支援します。

③ 障がい児等施策の充実

① 障がい児保育の促進

保育所・認定こども園及び幼稚園と障がい児通所施設との連携を一層深め、保育所等の受け入れ体制を改善しながら、すべての施設で障がい児の受け入れができるよう進めます。

また、保育所等と障がい児通所施設を同時に利用する場合の利用料無償化の対象年齢の拡大について、実施できるように努めます。

② 特別児童扶養手当の支給

重度・中度の障がいを持つ児童（20 歳未満）を監護している方への手当支給について、今後も継続して実施します。

③ 障害児福祉手当の支給

重度の障がいを持つ児童（20 歳未満）への手当支給について、今後も継続して実施します。

④ **障がい者医療費の支給**

障がいを持つ児童の福祉の増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。

⑤ **特別支援教育就学奨励費の支給**

特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費・学用品費等の補助を国の基準に基づいて継続して実施します。

⑥ **小児慢性特定疾病医療費の支給**

小児慢性特定疾病等（他の条例の規定により医療給付を受けることができる者を除く）に対する医療費の助成を今後も継続して実施します。

⑦ **未熟児養育医療費の支給**

医療を必要とする未熟児の適正な養育を行うため、養育医療費の支給を今後も継続して実施します。

(2) 子育て家庭の支援

1. 本市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう必要な支援を行います。

① 子育て支援サービス

① 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対し、切れ目のない支援をワンストップで行う「こども家庭センター事業」を総合保健福祉センターで実施しています。また、妊娠届出の窓口を一つに集約することにより、保健師が聞き取り等を行い、早期の支援につなげていきます。

② 津島おでかけタクシー事業の実施

妊産婦、高齢者、障がい者を対象に、通院や買い物などの日常的な外出を支援するため、津島市内のタクシー移動について、津島おでかけタクシー事業を実施します。

③ 0歳児選べる子育てサポート定期便事業の実施

0歳児の家庭に対して、定期的に市職員が訪問し、選べる子育て用品を支給するとともに、育児相談や子育てに関する情報提供を行い、子育て世帯を支援します。

④ 地域子育て支援センターの充実

子育て支援センターは、親子交流の場や育児相談、子育てに関する情報提供を行う拠点として、事業内容の充実を図ります。

⑤ 子育て支援サービスの情報提供の充実

子育て世代を対象に、利用者の状況に応じ、妊娠・出産・子育てに関する各種行政サービス情報を発信し、利用者の利便性を高めた子育て支援情報を幅広く提供するためのアプリ及びウェブサイトを構築し、積極的な情報提供に努めます。

子育て支援センターの事業内容・サークルについての情報などをホームページや情報誌で積極的に配信し、行政・地域・家庭で連携して子育てを担うように啓発します。

パンフレットやホームページ等により、保育サービスに関する情報を一元化し、内容の充実とわかりやすい情報提供を図ります。

⑥ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

妊婦とその家族に産後の不安解消のため、産後の生活についての具体的なイメージを持ってもらい、地域の子育て支援サービスとのつながりを、妊娠期から大切にします。

また、低出生体重児の要因となる若い女性のやせや喫煙などの習慣を改善するため、思春期からの啓発を重点的に行います。

⑦ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

こども家庭センターにおいて、対象者に合わせて必要な情報提供と相談先の周知を行います。また、他機関との顔の見えるつながりを大切にしながら、地域の子育て支援サービスとも連携し、地域で安心して出産・育児ができるよう、親と子への支援に努めます。

⑧ 子育てサークルの育成

各地域で子育てサークルの数を増やし、その育成を支援していきます。サークルが活動しやすい環境を提供するとともに、親の主体性が高まるように意識を高めます。

⑨ 子育てサロンの開催

地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子が一緒に遊びながら情報交換する場として、子育てサロンを開催します。

⑩ 園開放の継続

子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友達づくりの場として保育所・認定こども園・幼稚園等の園庭、園舎を開放します。

⑪ 使用済み紙おむつの保護者持ち帰り廃止

保育所等における使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止し、保護者や保育士の負担を軽減します。

⑫ 延長保育の実施

平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、保護者のニーズに沿った延長保育を公立・民間保育所等で実施します。

⑬ 公立・民間保育所等での一時預かりの継続

公立・民間保育所等で実施している一時預かりサービスを継続して、保護者の断続的・短時間就労等の支援や、疾病、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減します。

⑭ 病児・病後児保育の充実

民間幼保連携型認定こども園で実施している病児・病後児保育事業の内容の見直しを図り、より利用しやすいサービスを提供してまいります。また、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かりとの連携を検討します。

⑮ 医療的ケア児保育支援事業の実施

医療的ケア児（日常生活を営むために医療を要する状態にある児童）が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。

⑯ 休日保育の継続

民間幼保連携型認定こども園で実施している休日保育事業を、今後も継続していきます。

⑰ 児童養護施設等の短期利用

緊急の用事等で保護者が一時的に保育できない場合に、施設で一時的に養育します。今後も5施設への委託を継続していきます。

⑱ 家庭教育の推進

小学校の保護者を中心に家族のあり方や親子のふれあいについて等を学ぶ場を提供しており、今後も実施の支援をします。

家庭教育推進地区の指定を行い、地区の家庭教育の推進強化を行います。

⑲ 夏休み上映会の開催

夏休みの家庭での共通の話題作りや平和学習の一つとして「おいまつシネマ」を継続して開催します。

⑳ 親子でふれあう科学教室の開催

天文や科学に親しんでもらえる事業を通じて、親子のふれあいを図る場として、四季の星空教室や工作を開催します。

㉑ 屈折検査機器による視覚検査の実施

日常生活で発見し難い弱視や眼疾患の早期発見・早期治療につなげるため、3歳児健康診査において、屈折検査を実施します。

② 経済的支援・子どもの貧困対策

① ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭や貧困家庭の子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等について検討してまいります。

② 児童手当の支給

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当法に基づき手当を支給します。

③ 子ども医療費の支給

子どもの福祉の増進を図るため、18歳までの子どもに対する医療費の助成を実施します。

④ 第2子保育料の無償化

多子世帯の経済的負担軽減を図るため、保育所・認定こども園等の第2子以降の保育料を所得制限・年齢制限なく無償化します。

⑤ 保育料の一部免除

大幅な収入減などがある保護者に対する保育料の一部免除のため、市内の家庭の実態の把握や他市の状況を調査・研究してきました。今後も適正な保育料、免除の基準を検討してまいります。

⑥ 実費徴収に係る補足給付の支給

保育所・認定こども園に通う低所得世帯の児童の施設が実費徴収する日用品等の一部を補助します。

⑦ 施設等利用給付費の支給

特定教育・保育施設以外の幼稚園等に通う子育て家庭の負担軽減を図るため、保護者に対し施設等利用給付費を支給します。

⑧ 保育所等副食費半額相当額の補助

物価高騰による保護者の経済的負担軽減を図るため、保育所・幼稚園・認定こども園等の副食費の半額相当額を補助します。

⑨ 学校給食費に対する支援

児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費に対して補助を行います。

⑩ 就学援助費の支給

小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の補助を行います。

⑪ 私立高等学校授業料の補助

私立高等学校に在籍する者の保護者負担軽減をはかるため、補助の要件を満たした場合において、私立高等学校授業料の一部を補助します。

⑫ 遺児手当の支給

制度の周知を徹底し、ひとり親等世帯の経済的支援を図るため、「津島市遺児手当支給条例」(昭和49年条例第9号)に基づいて、遺児手当を今後も継続して支給します。

⑬ 児童扶養手当の支給

制度の周知を徹底し、ひとり親等世帯の経済的支援を図るため、「児童扶養手当法」（昭和 36 年法律第 238 号）に基づいて、児童扶養手当を今後も継続して支給します。

⑭ 母子・父子家庭医療費の支給

母子・父子家庭の父母及び児童の健康の保持増進を図るため、医療費の助成を今後も継続して実施します。

⑮ 母子・父子家庭自立支援のための給付金の支給

制度の周知を徹底し、母子家庭の母・父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格取得のため、自立支援給付金の支給を行っていきます。

⑯ つしま出産応援金・つしま出産祝い金の支給

妊娠届出後につしま出産応援金を、赤ちゃん訪問後につしま出産祝い金をそれぞれ支給します。

⑰ 初回産科受診料の助成

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握して必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用の一部を助成します。

⑱ 産婦健康診査費の助成

産後うつ予防や新生児虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対して、健康診査に係る費用の一部を助成します。

⑲ 新生児聴覚検査の実施

聴覚障がい早期に発見するため、生後 4 週間までの新生児が行う聴覚検査に係る費用の一部を助成します。

⑳ おたふくかぜワクチン任意接種費の助成

おたふくかぜワクチンの任意接種の 2 回分（1 歳児及び年長児）の接種費用の一部を助成します。

㉑ 子どもの学習支援

学校の勉強の復習や学習の習慣づけ及び子どもが安心して通える居場所の提供を目的とした学習支援を、生活困窮世帯の小中学生を対象に実施します。

2. 本市は、子育てをしている家庭に対し、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めます。

① 仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供

男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等関係法令について、広報・PRを一層充実して周知を図ります。

② 男女共同参画意識の啓発

性別により固定的な役割分担意識にとらわれることのない男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙やパンフレット、男女共同参画に関するセミナーや男性を対象とした料理教室の開催など、様々な方法により、啓発活動を継続して行います。また、市のホームページなどを通して、子どものいる女性の再就職・起業等に必要な情報を提供します。

③ ファミリー・サポートの充実

ファミリー・サポート・センターにて実施している、子どもの送迎や一時預かり、病児・病後児預かりなど事業内容の充実を進め、より一層の周知を図ります。

④ 雇用情報の提供

ハローワーク等関係機関と連携して、雇用情報にアクセスしやすいように、市ホームページからハローワークへのリンクを充実させます。

3. 本市は、虐待、体罰、いじめ等を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と協力して、情報を共有し、子育てをしている家庭に対し必要な支援を行います。

① 妊娠期からの児童虐待防止対策の充実

妊娠期からの虐待予防の取組として、妊娠届出時のアンケートの活用、医療機関や関係機関と連携し、問題を抱えているご家庭が孤立しないよう努めます。また、赤ちゃんとの生活や乳幼児揺さぶられ症候群など、子育てに関する啓発を妊婦教室や乳児期に行います。

② 乳児家庭全戸訪問の実施

生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師や主任児童委員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握等を行います。

(3) 子どもの安全・安心を保障する取組

1. 本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等と連携し、子どもが有害な環境、犯罪、災害等の被害から守られるよう必要な取組を実施するとともに、子どもが自らの心身を守ることができるような必要な教育等を行います。

① 防犯教育の促進

学校等において防犯教室、講話等を実施します。

② 交通安全教育の推進

学校等において、道路の横断や正しい自転車の乗り方などを実践する交通安全教室を実施します。

③ 防犯カメラの整備

安全で安心できるまちにするため、町内会等に防犯カメラの設置補助を行います。

④ 「子ども110番の家」の充実

子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」について、各小学校において通学路点検を行い、未整備場所における設置について依頼していきます。

⑤ チャイルドシートの正しい使用の徹底

広報紙において掲載するとともに、街頭にてサイン板をかがけ交通安全広報を実施します。

⑥ 地域安全広報活動の推進

地域や関係機関・団体が連携した街頭キャンペーンの実施を支援します。

⑦ パトロール活動の推進

ボランティア団体等による防犯パトロールの実施を支援します。

⑧ 各種街頭啓発活動の推進

青少年の非行・被害防止や健全育成を図るため、交通安全やSNSの安全利用等の啓発活動を県や関係機関と協調・連携しながら実施します。

⑨ 防火思想の普及啓発活動の推進

保育所、幼稚園等に対して、花火指導や消防教室等を実施します。

⑩ 防災教育の推進

小学校等において地震に対する知識等を深めるため、起震車による地震体験訓練を実施します。また、中学校一年生を対象に、防火・防災の講座を実施し、自助・共助の重要性を学んでもらい、災害時には率先して行動できるよう育成します。

⑪ 子どもへの性暴力を防ぐ取組の実施

保育所など子どもに関わる施設の職員の雇用にあたっては性犯罪歴の確認を行うほか、職員に対して性暴力に関する研修を実施します。

2. 本市は、子どもが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設等の整備その他必要な施策を行います。

① 学校施設の整備

子どもが安全に安心して生活できるよう、学校施設の維持管理に努めます。

② 公園の整備維持管理

市内の公園が安全で快適な遊び場になるよう、必要に応じた新たな整備や適切な維持管理に努めます。

③ 道路の整備維持管理

歩行者の安全確保のため、道路や歩道の整備及び舗装の補修等を行います。

(4) 子どもの参画の推進

1. 子どもが主体的に参加し、及び意見を表明することができるよう、子どもが参画する会議の開催その他の必要な支援を行うとともに、子どもの意見を尊重するよう努めます。

① 子どもの意見の尊重

子育てイベント等の子どもに関する施策や将来の計画の策定について、アンケート等で意見を求めるときには、大人の意見とともに、子どものアンケートの実施を検討します。

子どもが身近な生活における意見や考えを自由に表明できる場として、各小中学校で児童会や生徒会が中心となり学級委員等による代表委員会を開催します。また、教師が子どもの思いに寄り添い、考えや悩みを把握するため、生活アンケートや教育相談を定期的に実施します。

(5) 子どもの育成に係る相談体制の充実等

1. 本市は、保育、教育、福祉及び保健の分野における子どもに関する相談を行う部署において密接な連携を図り、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る総合的な相談体制の充実を図ります。

① 家庭訪問による早期発見

関係機関と連携を取りながら、要支援家庭及びヤングケアラーの把握に努め、早期の支援開始、継続支援に努めます。

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

児童生徒の自己肯定感を高める支援として、自己肯定感と関連している要因を検討し、乳幼児健康診査や思春期教育での啓発内容の充実に努めます。

児童生徒の健康に影響を与え得る健康行動課題について、児童生徒及び保護者等に対する喫煙防止教育、歯科保健教育、生活習慣教育等を実施し、学校等関係者と共有できる体制づくりを推進します。

③ 虐待を防ぐための各種知識の普及啓発

各施設・各家庭へのリーフレット配布や研修会を通じて児童虐待防止の周知啓発を行います。

④ 育てにくさを感じる親に寄り添う相談体制の充実

育てにくさを感じる、育児に自信がないと感じる方への支援として、特に乳幼児健診の場で早期に関わりをもつことを重視します。また、育児不安の要素となる育児の抱え込み、精神的な負担の軽減となるような健診づくりに努め、地域の子育て支援サービスにつながるように努めます。

⑤ 障がい児等の相談体制の充実

医療や療育などの支援を推進するため、保健師・子ども家庭支援員、専門スタッフによる家庭相談事業など相談体制の充実を図ります。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）及び「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障がいを持つ児童への福祉サービスについて、関係課窓口が連携をとり、相談に応じるようにします。

⑥ ひとり親家庭等の相談体制の充実

母子家庭・父子家庭及び寡婦の方の相談に応じ、自立ができるよう、情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を総合的に行っていきます。

2. 本市は、子どもに関する相談を行う関係機関等との連携を深めることにより、虐待、体罰、いじめ等の防止、その他の子どもの育成に係る相談体制の充実に努めます。

① 児童虐待の早期発見・早期対応のための体制づくり

関係機関との連携を強化し、適切な情報共有、支援体制の整備を図ることにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

② 相談体制、ネットワークの強化

児童相談所や保健所等の関係機関との連携を強化し、安心して相談できる体制の整備に努めます。

(6) 虐待、体罰、いじめ等の救済等

1. 本市は、保護者、学校等関係者及び地域住民等並びに関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じます。

① ネットワークの強化

発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うために、ネットワーク会議やサポートチーム会議を開催し、各相談機関と情報共有、役割分担を確認して、個々のケースの解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。

2. 学校等関係者及び地域住民等は、常に子どもに気を配るとともに、虐待、体罰、いじめ等を受けていると思われる子どもを発見した時は、直ちに市又は関係機関に通報します。

① 学校での相談体制の充実

教員による教育相談を行うと同時にスクールカウンセラーとの連携を図ります。

② スクールカウンセラーの配置

全小中学校に小中連携型のスクールカウンセラーを配置し、継続的な相談支援が行えるようにします。また、市雇用のスクールカウンセラーを、必要に応じて学校のコンサルテーションや個別事案の対応にあたることができるように配置します。

③ スクールソーシャルワーカーの配置

不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、貧困、虐待等の課題を抱える児童生徒と、児童生徒が置かれる環境に働きかけ、支援を行うスクールソーシャルワーカーを（市雇用で1名）配置します。

第6章 成育医療等基本方針を踏まえた計画

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

母子保健については、「健やか親子 21」（第1次：平成 13（2001）年度～平成 26（2014）年度、第2次：平成 27（2015）年度～）において、関係者、関係機関・団体が一体となった国民運動を推進してきたところです。

こうした中、令和 5 年 3 月 31 日に改定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）では、母子保健を含む成育医療等の提供に関する施策に係る指標について、「国は、国及び地方公共団体が自らの施策の実施状況等を評価することに資するように、指標を作成する」とこととされたところです。

今回、本市において、「津島市子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、母子保健についても乳幼児期の子ども・子育てを支える基盤として捉え、「成育医療等基本方針を踏まえた計画」を一体として策定するものです。本市の「成育医療等基本方針を踏まえた計画」については、国の「成育医療等基本方針」の基本的な考え方に従って策定するものであり、市の方針と施策及び指標等を設定します。

(2) 基本理念

安心して子どもを産むことができ、
社会全体で子育てを支援し、子どもが健やかに育つまち 津島

(3) 計画の位置づけ

※ 2 ページを参照

(4) 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

【図表6-1-1 計画期間】

計画/年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
市計画	成育医療等基本方針に基づく計画					第2期成育医療等基本方針に基づく計画				
					最終評価					最終評価

【図表6-1-2 国の計画期間】

計画/年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
成育医療等基本方針			次期方針決定			中間評価			最終評価	
健やか親子21(第2次)	第1次			第2次						
成育医療等基本方針を踏まえた計画			国策定指針策定	自治体計画策定			中間評価			最終評価
医療計画			国指針策定	都道府県計画策定						
	第7次			第8次						
							医療計画等と調和			

2 成育医療等に関する状況と課題

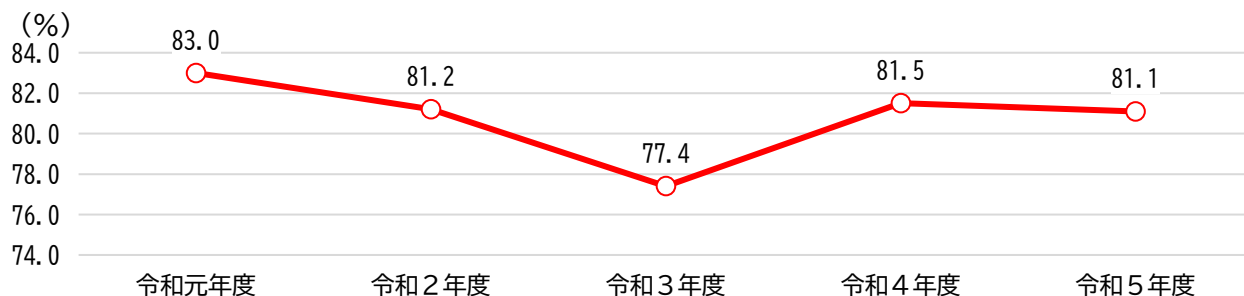
(1) 地域の状況(母子保健計画の評価)

<切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策（基盤課題A）>

① 妊娠・出産について満足している者の割合

妊娠・出産について満足している者の割合について、令和5年度では81.1%となっており、令和元年度から減少しています（図表6-2-1）。

【図表6-2-1 妊娠・出産について満足している者の割合の推移（健診の調査項目）】

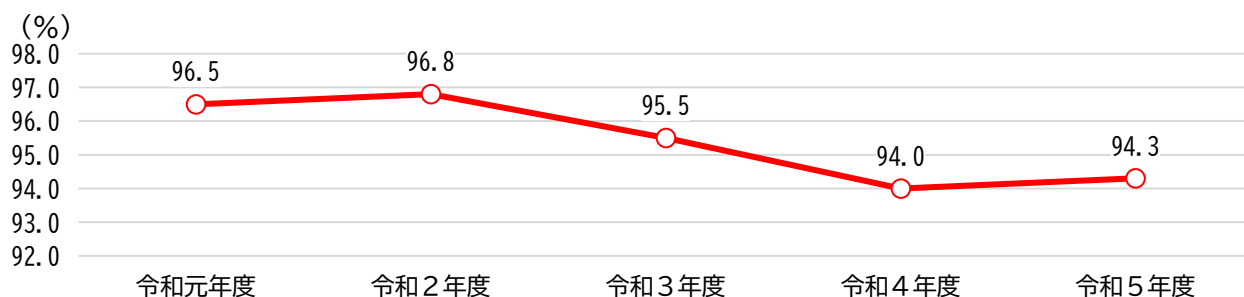


資料：乳幼児健康診査問診項目

② 1歳6か月までに麻疹・風しんの予防接種を終了している児の割合

1歳6か月までに麻疹・風しんの予防接種を終了している児の割合について、令和5年度では94.3%となっており、令和元年度から減少しています（図表6-2-2）。

【図表6-2-2 1歳6か月までに麻疹・風しんの予防接種を終了している児の割合の推移】

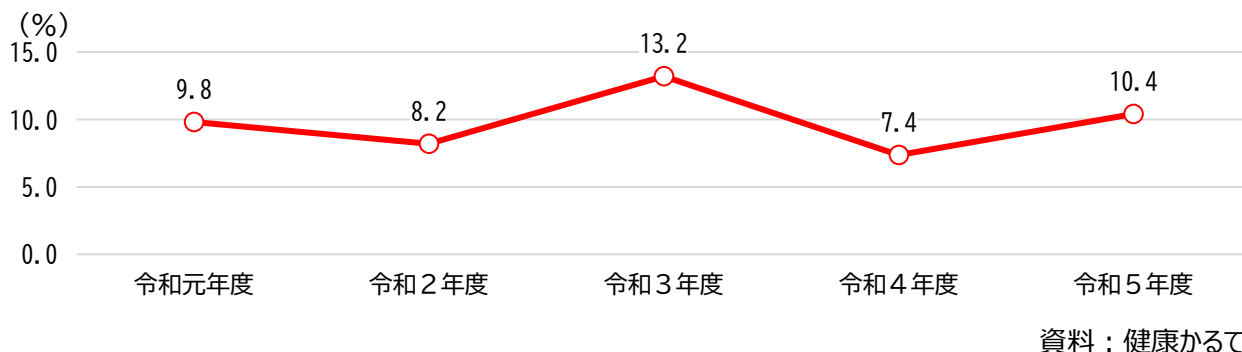


資料：乳幼児健康診査問診項目

③ 産後うつを感じる者の割合

産後うつを感じる者の割合について、令和5年度では10.4%となっており、令和元年度以降は年度によってばらつきがみられます（図表6-2-3）。

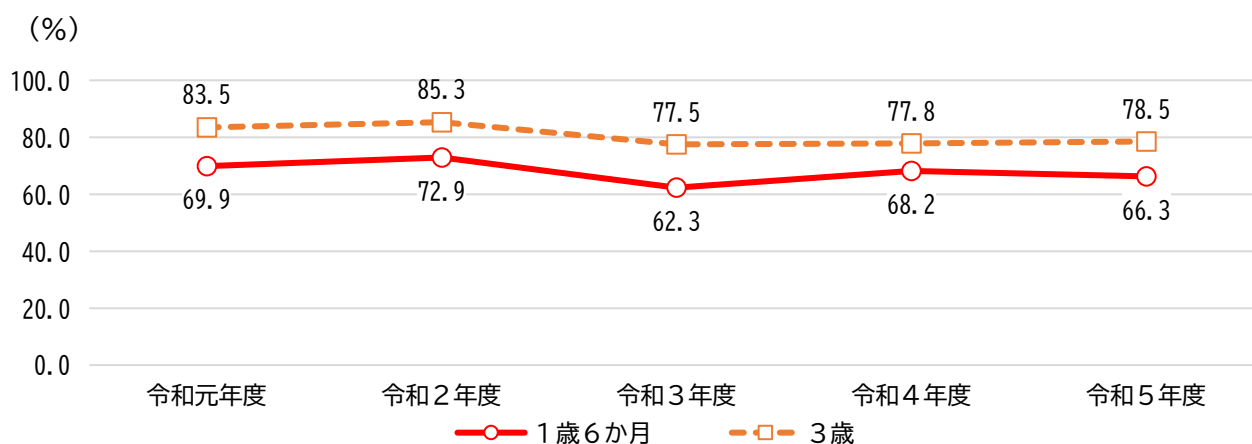
【図表6-2-3 産後うつを感じる者の割合の推移】



④ 仕上げみがきをする親の割合

仕上げみがきをする親の割合について、令和5年度では1歳6か月が66.3%、3歳が78.5%となっており、ともに令和元年度から減少しています（図表6-2-4）。

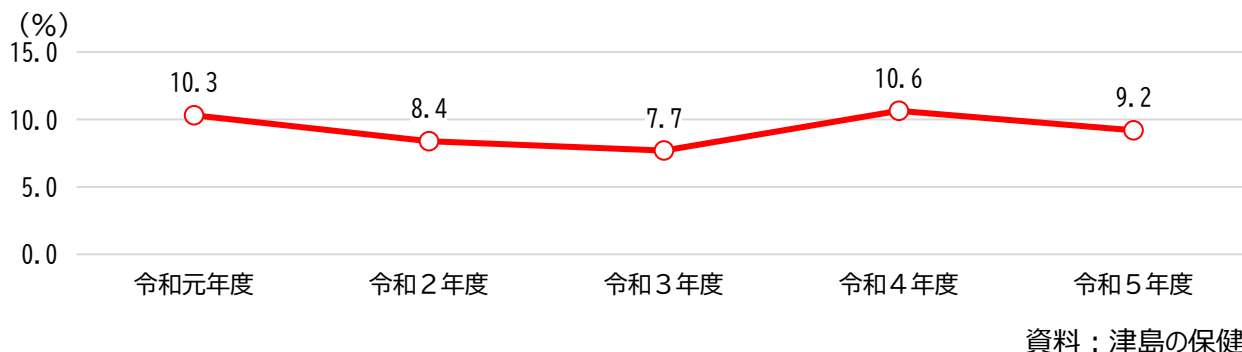
【図表6-2-4 仕上げみがきをする親の割合の推移】



⑤ 全出生児数中の低出生体重児の割合

全出生児数中の低出生体重児の割合について、令和5年度では9.2%となっており、令和2年度以降増加傾向にあります（図表6-2-5）。

【図表6-2-5 全出生児数中の低出生体重児の割合の推移】

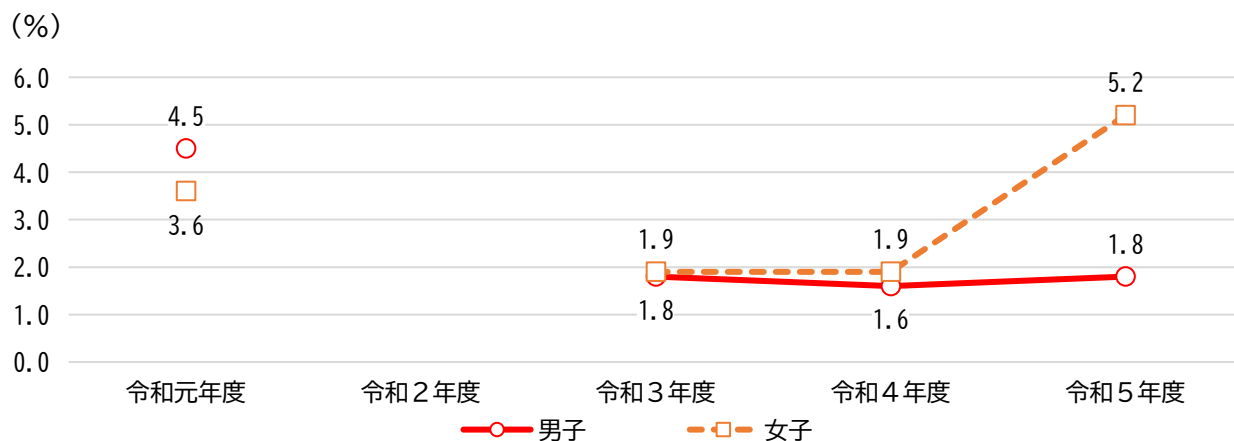


<学童期・思春期から成人期に向けた保健対策（基盤課題B）>

① 児童（小5）における痩身傾向児

児童（小5）における痩身傾向児について、令和5年度では男子が1.8%、女子が5.2%となっており、女子が令和元年度から増加しています（図表6-2-6）。

【図表6-2-6 児童（小5）における痩身傾向児の推移】



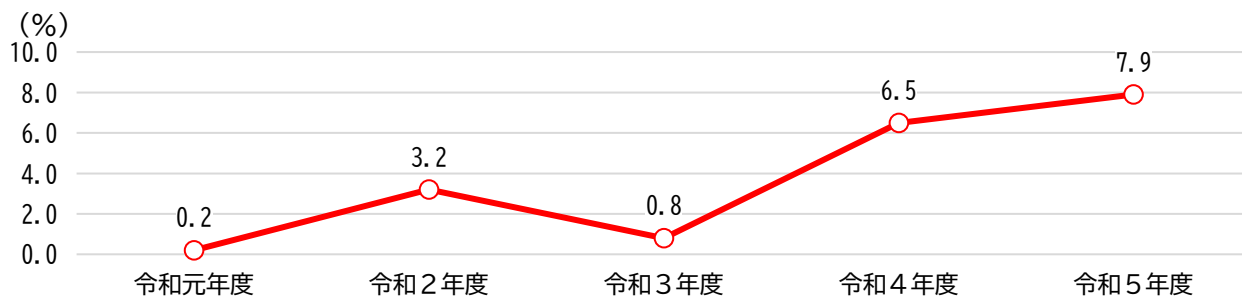
※令和2年度データなし

資料：思春期事業アンケート

② 歯肉に炎症がある10代の割合

歯肉に炎症がある10代の割合について、令和5年度では7.9%となっており、令和元年度から増加しています（図表6-2-7）。

【図表6-2-7 歯肉に炎症がある10代の割合の推移】

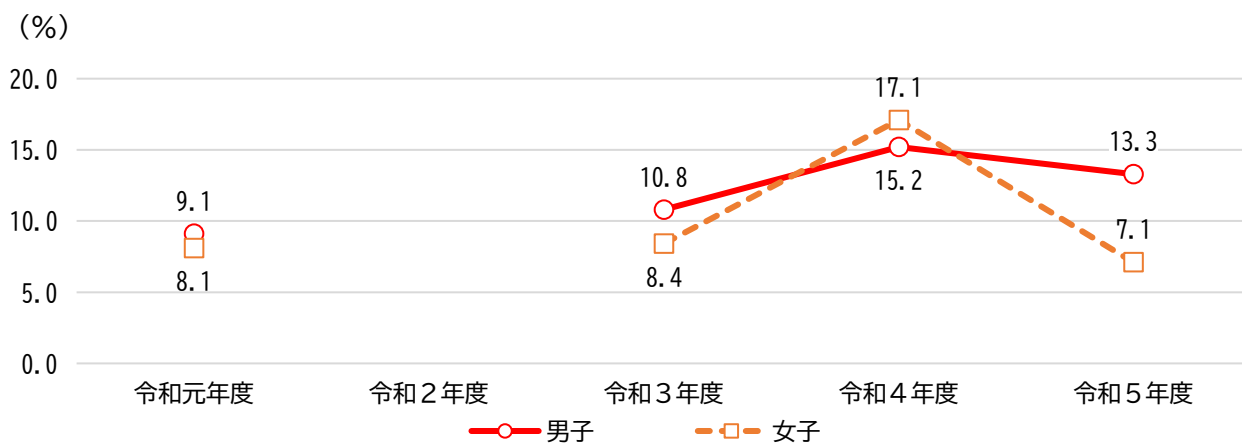


資料：園児・児童・生徒歯科保健情報

③ 生徒（中2）における肥満児の割合

生徒（中2）における肥満児の割合について、令和5年度では男子が13.3%、女子が7.1%となっており、男子は令和元年度から増加していますが、女子は令和元年度から改善しています（図表6-2-8）。

【図表6-2-8 生徒（中2）における肥満児の割合の推移】



※令和2年度データなし

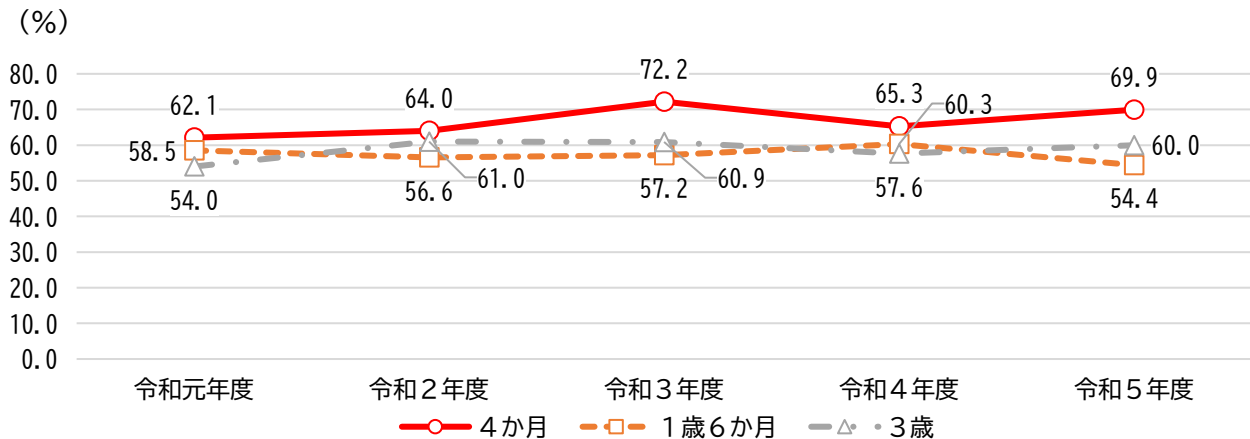
資料：思春期事業アンケート

<子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり（基盤課題C）>

① 積極的に育児をしている父親の割合

積極的に育児をしている父親の割合について、令和5年度では4か月が69.9%、1歳6か月が54.4%、3歳が60.0%となっており、令和元年度から4か月は改善しており、1歳6か月と3歳はおむね横ばいとなっています（図表6-2-9）。

【図表6-2-9 積極的に育児をしている父親の割合の推移】

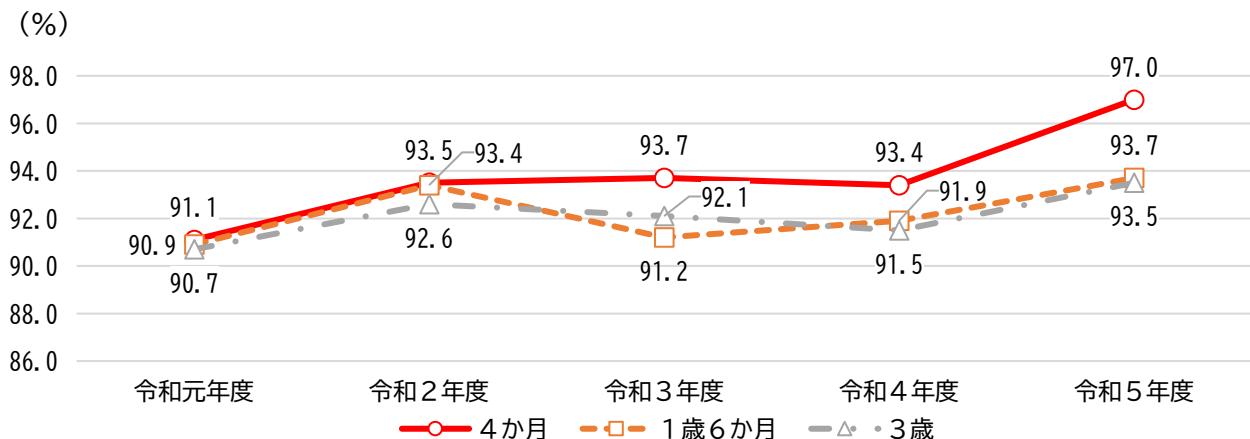


資料：乳幼児健康診査問診項目

② この地域で子育てをしたいと思う親の割合

この地域で子育てをしたいと思う親の割合について、令和5年度では4か月が97.0%、1歳6か月が93.7%、3歳が93.5%となっており、いずれも令和元年度から改善しています（図表6-2-10）。

【図表6-2-10 この地域で子育てをしたいと思う親の割合の推移】



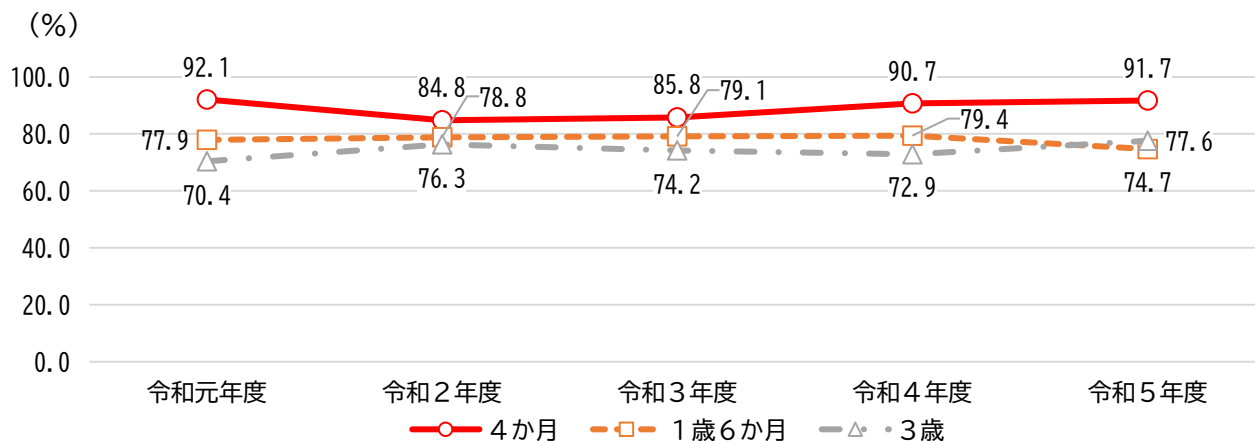
資料：乳幼児健康診査問診項目

<育てにくさを感じる親に寄り添う支援（重点課題①）>

① ゆったりした気分で子どもと過ごせる時間がある者の割合

ゆったりした気分で子どもと過ごせる時間がある者の割合について、令和5年度では4か月が91.7%、1歳6か月が74.7%、3歳が77.6%となっており、いずれも令和元年度からおおむね横ばいとなっています（図表6-2-11）。

【図表6-2-11 ゆったりした気分で子どもと過ごせる時間がある者の割合の推移】

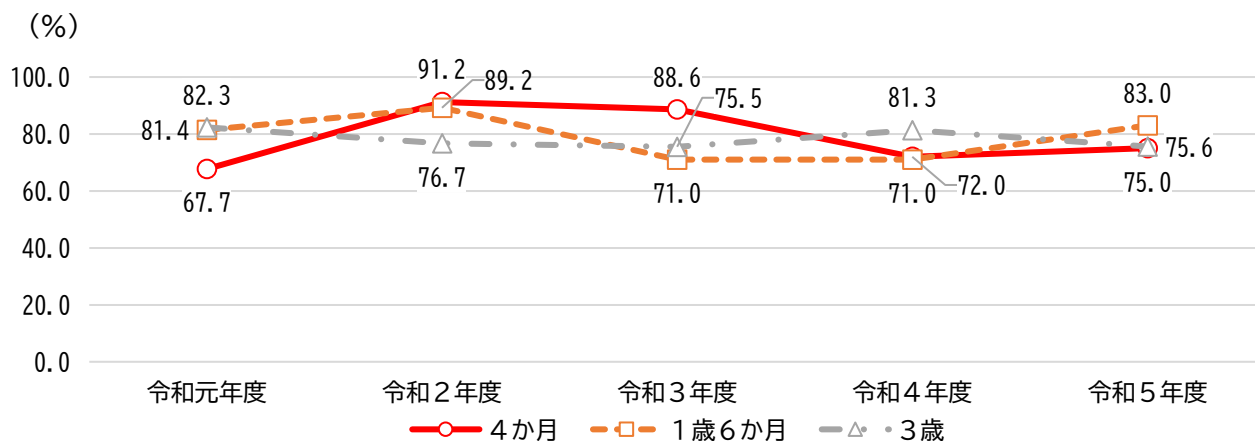


資料：乳幼児健康診査問診項目

② 「育てにくさ」を感じたときに対処できる親の割合

「育てにくさ」を感じたときに対処できる親の割合について、令和5年度では4か月が75.0%、1歳6か月が83.0%、3歳が75.6%となっており、いずれも令和元年度からおおむね横ばいとなっています（図表6-2-12）。

【図表6-2-12 「育てにくさ」を感じたときに対処できる親の割合の推移】



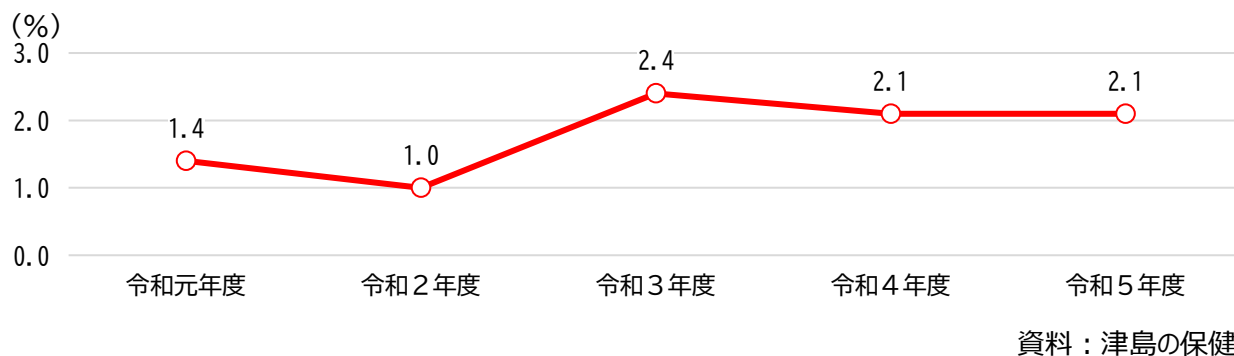
資料：乳幼児健康診査問診項目

<妊娠期から児童虐待防止対策（重点課題②）>

① 乳幼児健康診査の未受診率

乳幼児健康診査の未受診率について、令和5年度では2.1%となっており、令和元年度からおおむね横ばいとなっています（図表6-2-13）。

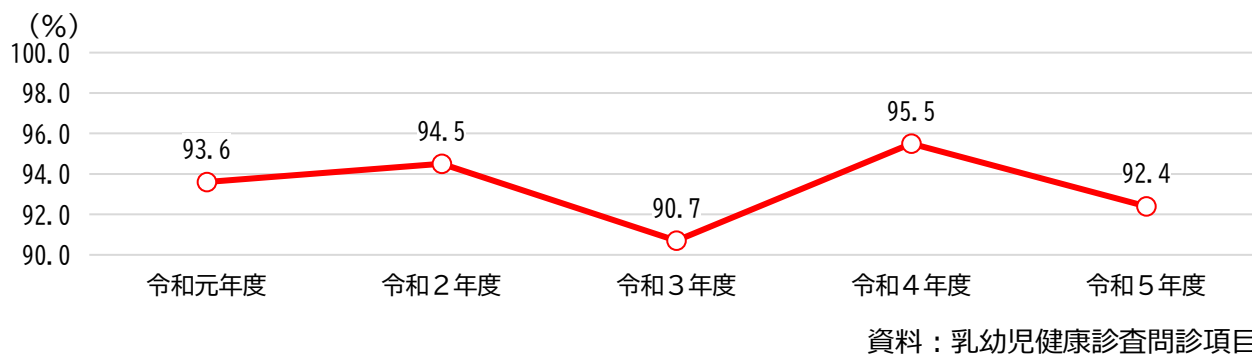
【図表6-2-13 乳幼児健康診査の未受診率の推移】



② 幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合

幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合について、令和5年度では92.4%となっており、令和元年度以降は年度によってばらつきがみられます（図表6-2-14）。

【図表6-2-14 幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合の推移】



「母子保健計画（健やか親子21 第2次）の評価指標の実績」

時期	指標名	実績値 【令和元年度】	実績値 【令和5年度】	津島市 目標値 【令和6年度】	評価	データソース	国 目標値 【令和6年度】
基盤課題 A	妊娠中の喫煙率	3.5%	1.4%	減少	 改善	乳幼児健康診査問診項目	0%
	妊娠中の飲酒率	0.7%	0.4%	減少	 改善	乳幼児健康診査問診項目	0%
	妊婦健康診査の受診率	1回目 97.7% 8回目 84.8%	1回目 103.8% 8回目 94.9%	増加	 改善	津島の保健	—
	妊婦歯科健康診査の受診率	7.8%	8.1%	増加	 横ばい	津島の保健	—
	妊娠・出産について満足している者の割合	83.0%	81.1%	増加	 減少	乳幼児健康診査問診項目	85.0%
	むし歯のない3歳児の割合	88.1%	91.2%	増加	 改善	津島の保健	90.0%
	3歳までにフッ化物塗布を受けたことがある児の割合	82.0%	82.1%	増加	 横ばい	津島の保健	—
	子どものかかりつけ医（歯科医師）を持つ親の割合	57.4%	65.9%	増加	 改善	乳幼児健康診査問診項目	3歳 55.0%
	甘いおやつや飲み物を1日3回以上食べる習慣のある3歳児の割合	15.9%	12.0%	減少	 改善	津島の保健	—
	1歳までにBCGの予防接種を終了している児の割合	98.4%	105.6%	増加	 改善	予防接種実施状況	—
	1歳6か月までに4種混合の予防接種を終了している児の割合	98.6%	99.3%	増加	 横ばい	乳幼児健康診査問診項目	—
	1歳6か月までに麻しん・風しんの予防接種を終了している児の割合	96.5%	94.3%	増加	 減少	乳幼児健康診査問診項目	—

時期	指標名	実績値 【令和元年度】	実績値 【令和5年度】	津島市 目標値 【令和6年度】	評価	データソース	国 目標値 【令和6年度】
基盤課題 A	産後うつを感じる者の割合	9.8%	10.4%	減少	 増加	健康かるて	—
	仕上げ磨きをする親の割合	1歳6か月 69.9% 3歳 83.5%	1歳6か月 66.3% 3歳 78.5%	増加	 減少	乳幼児 健康診査 問診項目	80.0%
	全出生児数中の 低出生体重 児の割合	10.3% (38人 /369人)	9.2% (25人 /273人)	減少	 改善	津島の保健	減少
基盤課題 B	地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況	100%	100%	100%	全校 実施	津島の保健	100%
	朝食を欠食する 子どもの割合	小5 12.2% 小6 13.4%	小5 11.1% 小6 15.5%	減少	 増加	思春期事業 アンケート	小6 8.0% 中3 10.0%
	家族など誰かと 食事する子どもの割合	小6 63.8% 中2 78.1%	小6 60.6% 中2 52.2%	増加	 減少	思春期事業 アンケート	—
	児童・生徒に おける痩身傾向 児	小5全体 4.1% 小5男子 4.5% 小5女子 3.6% 中2全体 4.9% 中2男子 2.3% 中2女子 7.4%	小5全体 3.5% 小5男子 1.8% 小5女子 5.2% 中2全体 5.5% 中2男子 2.5% 中2女子 3.3%	減少	 小5 男子 改善  小5 女子 増加	思春期事業 アンケート	高2女子 1.0%
	歯肉に炎症が ある10代の 割合	0.2%	7.9%	維持	 増加	園児・児童・生徒 歯科保健情報	20.0%

時期	指標名	実績値 【令和元年度】	実績値 【令和5年度】	津島市 目標値 【令和6年度】	評価	データソース	国 目標値 【令和6年度】
基盤課題B	自己肯定感	小5 20.2% 中2 9.7%	小5 21.0% 中2 10.9%	増加	 改善	思春期事業 アンケート	—
	児童生徒における肥満児の割合	小5全体 7.8% 小5男子 8.7% 小5女子 6.9% 中2全体 8.6% 中2男子 9.1% 中2女子 8.1%	小5全体 15.7% 小5男子 15.7% 小5女子 15.6% 中2全体 11.5% 中2男子 13.3% 中2女子 7.1%	減少	 中2 女子 改善  小5 男子 小5 女子 中2 男子 増加	思春期事業 アンケート	小5 7.0%
基盤課題C	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	90.6%	92.1%	増加	 改善	乳幼児 健康診査 問診項目	95.0%
	マタニティマークを妊娠中に使用したことがある母親の割合	81.3%	82.8%	増加	 改善	乳幼児 健康診査 問診項目	80.0%
	積極的に育児をしている父親の割合	4か月 62.1% 1歳6か月 58.5% 3歳 54.0% 平均 58.2%	4か月 69.9% 1歳6か月 56.4% 3歳 60.0% 平均 62.1%	増加	 4か月 3歳 改善  1歳6 か月 減少	乳幼児 健康診査 問診項目	70.0%
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	4か月 91.1% 1歳6か月 90.9% 3歳 90.7% 平均 90.9%	4か月 93.5% 1歳6か月 93.7% 3歳 97.0% 平均 94.7%	増加	 改善	乳幼児 健康診査 問診項目	95.0%

課題	指標名	実績値 【令和元年度】	実績値 【令和5年度】	目標値 【令和6年度】	評価	データソース	国の目標値 【令和6年度】
基盤課題C	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	1歳6か月 50.1%	1歳6か月 54.5%	増加	 改善	乳幼児健康診査問診項目	—
重点課題①	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある者の割合	4か月 92.1% 1歳6か月 77.9% 3歳 70.4%	4か月 91.7% 1歳6か月 74.7% 3歳 77.6%	増加	 横ばい	乳幼児健康診査問診項目	3、4か月 92.0% 1歳6か月 85.0% 3歳 75.0%
	「育てにくさ」を感じたときに対処できる親の割合	4か月 67.7% 1歳6か月 81.4% 3歳 82.3% 平均 77.1%	4か月 75.0% 1歳6か月 83.0% 3歳 75.6% 平均 77.9%	増加	 4か月 1歳6か月 改善  3歳 減少	乳幼児健康診査問診項目	95.0%
	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	4か月 91.7% 1歳6か月 95.2% 3歳 79.8% 平均 88.9%	4か月 96.4% 1歳6か月 96.2% 3歳 78.1% 平均 90.2%	増加	 4か月 1歳6か月 改善  3歳 減少	乳幼児健康診査問診項目	95.0%
重点課題②	乳幼児健康診査の未受診率	4か月 1.4% 1歳6か月 1.4% 3歳 3.0%	4か月 2.1% 1歳6か月 4.3% 3歳 2.8%	減少	 4か月 1歳6か月 増加  3歳 減少	津島の保健	3、4か月 2.0% 1歳6か月 3.0% 3歳 3.0%

課題	指標名	実績値 【令和元年度】	実績値 【令和5年度】	目標値 【令和6年度】	評価	データソース	国の目標値 【令和6年度】
	乳幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	4か月 93.6% 1歳6か月 78.7% 3歳 63.9%	4か月 92.4% 1歳6か月 84.9% 3歳 73.8%	増加	 改善	乳幼児健康診査問診項目	3、4か月 95.0% 1歳6か月 85.0% 3歳 70.0%
	乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合	4か月 97.5% %	4か月 94.7%	増加	 減少	乳幼児健康診査問診項目	100%

(2) 本市の現状と課題

① 周産期における現状と課題

【現状】

- (ア) 妊娠中の喫煙率は 1.4%、飲酒率は 0.4%と令和元年度より減少傾向であるが、国の目標値 0%には達していない。
- (イ) 妊婦歯科健康診査の受診率は、7.8%から 8.1%に増加している。
- (ウ) 妊娠・出産について満足している者の割合は、83.0%から 81.1%に減少しており、国の目標値 85.0%には達していない。
- (エ) 産後うつを感じる者の割合は、9.8%から 10.4%と増加している。
- (オ) 全出生児数中の低出生体重児の割合は、10.3%から 9.2%と令和元年度より、減少しているが、今後も減少を目標としていく。

【課題】

- (ア) 妊娠中の喫煙率、飲酒率が高い。
- (イ) 妊産婦歯科健康診査受診率が 10%弱である。
- (ウ) 妊娠・出産について満足している者の割合が低い。
- (エ) 産後うつを感じる者が 10%程度ある。
- (オ) 低出生体重児の割合が 10%弱である。

【施策の方向性】

- 出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を推進することにより、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援体制を整備する。
- 産後のメンタルヘルス対策は、重要であり、医師、保健師、助産師等、多職種が連携した支援体制を推進する。
- 児童虐待の予防や早期発見に資するよう、若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健康診査の未受診者への受診勧奨等を推進する。
- 妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、栄養指導を実施し、健康づくりに向けた取組を推進する。
- 育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊産婦等を支援するため、多胎妊産婦等に対する支援体制を構築する。
- 口腔の健康の保持・増進を図ることについて、普及啓発し、歯科健康診査の推進をする。

② 乳幼児期における現状と課題

【現状】

- (ア) むし歯のない3歳児の割合は、88.1%から91.2%に増加しており、令和6年度の国の目標値である90.0%を上回っている。
- (イ) 3歳までにフッ化物塗布を受けたことがある児は、82.0%から82.1%となっている。
- (ウ) 子どものかかりつけ医をもつ親の割合は、57.4%から65.9%に増加している。
- (エ) 甘いおやつと飲み物を1日3回以上食べる習慣のある3歳児の割合が15.9%から12.0%と減少している。
- (オ) 1歳までにBCGの予防接種を終了している児の割合は、98.4%から105.6%と増加している。1歳6か月までに4種混合の予防接種を終了している児の割合は、98.6%から99.3%と増加している。また、麻しん・風しんの予防接種を終了している児の割合は、96.5%から94.3%と減少している。
- (カ) 仕上げ磨きをする親の割合は1歳6か月児で69.9%から66.3%と減少、3歳児は83.5%から78.5%と減少している。令和6年度の国の目標値である80.0%を下回っている。

【課題】

- (ア) むし歯のない3歳児の割合は、増加しているため、今後も継続していく。
- (イ) 3歳までにフッ化物塗布を受けたことがある児の割合は、増加しているため、今後も継続していく。
- (ウ) 子どものかかりつけ医をもつ親の割合は、増加しているため、継続していく。
- (エ) 甘いおやつと飲み物を1日3回以上食べる習慣のある3歳児の割合は、減少しているため、今後も継続していく。
- (オ) 予防接種について、麻しん・風しんの接種率が低下している。
- (カ) 仕上げ磨きをする親の割合は、1歳6か月児、3歳児ともに減少している。

【施策の方向性】

- こども家庭センターと連携し、母子保健事業、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を活用した子育て支援を推進する。
- 発達障がい等の疑いで育てにくさを感じている保護者への支援のために、関係機関との連携や子どもの状態等に応じた適切な支援を推進する。
- 聴覚障がいの早期発見・早期療育に資する乳幼児期の難聴に関する総合的な体制整備を推進する。
- 3歳児健康診査における屈折検査機器の検査結果や精密検査の実施状況等を把握し、適切な支援を提供する体制整備をする。
- 乳幼児の栄養状態や睡眠時間の確保について医師や保健師等が保護者に対し評価や助言を行う。
- ワクチンに対する普及啓発等、予防接種を推進する。
- 子どもの健やかな成長、発達、健康の維持増進のため、保育所や幼稚園等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。
- 哺乳、離乳食、普通食へと成長とともに変化する食形態に合わせた、咀嚼、嚥下機能の発育のための口腔機能の向上を図る。

③ 学童期・思春期における現状と課題

【現状】

- (ア) 朝食を欠食する子どもの割合は、小5で 11.1%、小6で 15.5%となっており、国の目標の 8.0%に達していない。
- (イ) 児童・生徒における痩身傾向児の割合は、小5全体で 3.5%、小5男子 1.8%、女子 5.2%となっている。中2全体では 5.5%、中2男子 2.5%、女子 3.3%となっている。小5では前年度に比べ痩せの割合がやや増加しており、中2は痩せの割合の増加が小5に比べて大きくなっている。
- (ウ) 歯肉に炎症のある10代の割合は、0.2%から7.9%と増加している。
- (エ) 自己肯定感は、小5も中2についても増加している。
- (オ) 児童・生徒における肥満児の割合は小5全体 15.7%、男子 15.7%、女子 15.6%となっている。中2全体では 11.5%、男子 13.3%、女子 7.1%となっており、中2は肥満の割合が増加している。小5は経年的に増加傾向であるが、国の目標値である7%には届いていない。

【課題】

- (ア) 朝食を欠食する子どもの割合が、経年的に増加傾向である。
- (イ) 小5について、痩せの割合が増加している。
- (ウ) 歯肉に炎症のある10代の割合が増加している。
- (エ) 自己肯定感は、改善している。
- (オ) 中2について、肥満の割合が増加している。

【施策の方向性】

- 成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者が相互に連携を図り、学童期及び思春期の健康課題に関する取組を推進する。
- しっかり噛んで食べることができるよう、健全な口腔機能の保持・増進を図る。
- 学校等と家庭や地域等が連携した食育を推進する。
- 妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。
- こどもの自殺対策を推進する。
- 障がいのある子どもができるだけ身近な地域で障がいの特性に応じた療育などが受けられるよう支援する。
- 発達障がい疑われる子どもの対応を保護者が行えるようにするため、継続した相談支援の体制整備、地域における支援体制の充実を図る。

④ 全成育期における現状と課題

【現状】

- (ア) この地域で子育てをしたいと思う親の割合は、4か月児健診で 93.5%、1 歳 6 か月児健診で 93.7%、3 歳児健診 97.0%で、国の目標値である 95.0%には 3 歳児健診以外は達していない。
- (イ) ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間のある者の割合は、4か月児健診で 91.7%、1 歳 6 か月児健診で 74.7%、3 歳児健診 77.6%となっている。国の目標値には 3 歳児健診以外は達していない。
- (ウ) 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合は、4か月児健診で 75.0%、1 歳 6 か月児健診で 83.0%、3 歳児健診 75.6%で、国の目標値である 95.0%にはいずれも達していない。
- (エ) 乳幼児健康診査の未受診率は、4か月児健診で 2.1%、1 歳 6 か月児健診で 4.3%、3 歳児健診 2.8%となっている。未受診者への対応としては、訪問等により実態把握や住基を置いたまま海外へ出国している家庭もあるため、出入国管理局で照会を行い、所在の把握に努めている。
- (オ) 乳幼児期に体罰や暴言によらない子育てをしている親の割合は、4か月児健診で 92.4%、1 歳 6 か月児健診で 84.9%、3 歳児健診 73.8%となっており、国の目標である 4か月児健診で 95.0%、1 歳 6 か月児健診で 85.0%、3 歳児健診 70.0%よりも 3 歳児健診以外は達していない。

【課題】

- (ア) この地域で子育てをしたいと思う親の割合が国の目標値 95.0%に達していない。
- (イ) 子どもの成長と共にゆったりとした気分で過ごせる時間があると感じる割合は下がっており、育てにくさを感じると回答した者の割合が増加している。
- (ウ) 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合は、国の目標値 95.0%に達していない。
- (エ) 乳幼児健康診査の未受診率は、一定数あるので、引き続き全数把握していく。
- (オ) 乳幼児期に体罰や暴言によらない子育てをしている親の割合は、年齢が高くなるほど低くなっている。

【施策の方向性】

- 思春期や更年期に至る女性が各ライフステージにおける健康状態に応じて適確に自己管理を行うための女性ヘルスケアやがん教育などの健康教育を推進する。
- 子宮頸がん、乳がん等の若年期に発症することの多い女性のがんに対する検診を推進するとともに、これらに対する相談支援、知識、予防、検診等の啓発を行う。
- 医療的ケア児等が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図る。
- 配偶者からの暴力の防止や被害者の保護等を推進する。
- アルコール健康障害対策基本法に基づき、20 歳未満の者や妊婦の飲酒防止等、アルコール健康障害対策を推進する。
- 妊婦と父親になる男性が共に、子育てに取り組めるよう、取組を推進する。
- 出産や子育てに悩む父親に対する支援を推進する。

- こども家庭センターと連携を図り、児童虐待の早期発見、早期対応体制の充実を図る。
- 施策の進捗状況や実施体制等を客観的に検証・評価し、必要な見直しにつなげる PDCA サイクルに基づく取組を適切に実施していく。

3 成育医療等に関する取組

(1) 周産期における取組

事業名	事業概要	担当課、連携機関
母子健康手帳の交付	安心して出産を迎えるために、すべての妊婦と保健師が面接し、母子健康手帳を交付する。交付は総合保健福祉センターにて実施する。	健康推進課
妊娠出産子育て支援事業	妊娠届出時に「つしま出産応援金」、出産後に「つしま出産祝い金」を支給し、経済的支援を実施する。妊娠届出時から出産・子育て期を通して、保健師、助産師、保育士などの専門職が面接や訪問を通して、相談支援を実施する。	健康推進課
低所得妊婦に対する初回産科受診料支援	低所得世帯等に属する方の妊娠判定検査のため、医療機関を受診する費用（初回産科受診料）の一部を助成する。	健康推進課
HAPPY マタニティ	妊婦及びその夫が健やかに出産・育児を迎えられるよう、保健師・助産師・管理栄養士が妊娠期の過ごし方や栄養に関する講話、育児手技の実習を行う。	健康推進課
医療機関における妊婦・産婦健康診査	妊婦・産婦の健康診査の受診の促進を図るため、医療機関への委託により健康診査を行う。	健康推進課 医療機関
妊産婦歯科健康診査	妊産婦の歯科保健の向上のため指定歯科医療機関において、歯科診察・ブラッシング指導等を行う。	健康推進課 歯科医療機関
多胎妊婦健康診査費支援	通常は 14 回の妊婦健康診査の助成の他に追加で受診する妊婦健康診査について 5 回までを助成をする。	健康推進課
産前・産後サポート事業	助産師が妊産婦の妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、家庭訪問等により相談を行う。	健康推進課
産後ケア事業	市内、市外の産科医療機関への委託により宿泊によるケアを実施し、産後 1 歳までの母親とその乳児に対し、心身のケアや授乳、育児相談を行う。令和 5 年度より利用者負担の軽減を目的に利用料減免を行う。	健康推進課 医療機関
外国人の妊産婦支援	日本語以外の言語の母子健康手帳の交付や窓口、訪問先で使用できるようポケットブックを活用し、コミュニケーションを図る。	健康推進課 幼児保育課
津島おでかけタクシー	高齢者、障がい者、妊産婦の通院や買い物などの日常的な外出を支援するため、市が発行した利用登録証を乗車時に提示することで、タクシー料金の半額を助成する。	健康推進課 福祉課 高齢介護課

事業名	事業概要	担当課、連携機関
訪問指導	保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士等が、家庭に出向き、妊娠出産、育児について家庭の生活状況を見ながら、本人及び家族への保健指導を行う。	健康推進課
電話相談・健康ホットライン	妊娠、出産に関することの相談を電話にて保健師等が対応する。	健康推進課
オンライン相談	オンラインでお互いの顔を見ながら、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士が相談対応する。	健康推進課
妊産婦への情報提供	子育てガイドブックの配布、子育てアプリにより情報提供を実施する。	健康推進課 幼児保育課

＜今後の取組＞

事業名	事業概要	担当課、連携機関
産後ケアの充実	デイサービス型、アウトリーチ型を実施する。	健康推進課 医療機関
里帰り出産対応の充実	里帰り先で、サービスが受けられるよう制度の充実を図る。	健康推進課 医療機関
外国人対応の充実	外国人の妊産婦が増加しているため、対応の充実を図る。	健康推進課 医療機関
メンタルヘルス対策の充実	産科医療機関、精神科医療機関等と連携を強化し、メンタルヘルス対策の充実を図る。	健康推進課 医療機関
妊産婦歯科健康診査の充実	市内指定歯科医療機関にて、個別歯科健康診査を実施する。	健康推進課 歯科医療機関
デジタル化の推進	母子健康手帳、健診予診票のデジタル化の推進を図る。	健康推進課 医療機関
不妊症、不育症、出生前検査に対する相談体制の充実	不妊症、不育症、出生前検査に関する内容について、相談体制の充実を図る。	健康推進課 医療機関
多様な支援に対応する支援者の人材育成	研修参加を行う。 事例検討会を実施する。 関係機関と連携し、支援を実施する。	健康推進課 医療機関

(2) 乳幼児期における取組

事業名	事業概要	担当課、連携機関
新生児聴覚検査	聴覚障がい早期発見・早期療育を目的に新生児を対象に、新生児聴覚検査費用の一部を助成する。	健康推進課
医療機関における乳児健康診査	疾病や異常の早期発見に努め、適切な指導を行うため、医師による一般診察・身体計測を実施する。	健康推進課 医療機関
4 か月児健康診査	乳児期の身体的異常の発見、保健指導を行い、乳児の健康の保持、増進を図ることを目的として実施する。	健康推進課
離乳食教室	適切な乳児期の栄養管理や育児不安の軽減のため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が、離乳食前期から完了期に関する講話等を行う。	健康推進課
1 歳 6 か月児健康診査	運動機能・視聴覚などの障がい・精神発達の遅滞など、障がいをもった幼児を早期に発見し、生活習慣の自立・むし歯の予防・幼児の栄養・その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に実施する。	健康推進課
2 歳児歯科健康診査	2 歳の時期に健康診査、保健指導を行うことで健全な心身の成長発達を促し、歯科保健の向上を目的に実施する。	健康推進課
3 歳児健康診査	視覚、聴覚、発達、その他、疾病の異常の早期発見や保健指導を行うことにより、健康の保持増進を図ることを目的に実施する。	健康推進課
屈折検査	3 歳児健康診査において、屈折検査を実施し、弱視や屈折異常を早期に発見し、適切な医療につなげていく。	健康推進課
こどもはみがき教室	幼児期に歯の手入れの習慣を身につけることを目的に、歯科衛生士が、講話やブラッシング指導等を行う。	健康推進課
食育の推進	保育所における食育活動、その他食育に関する啓発を実施する。	健康推進課 幼児保育課
発達相談	臨床心理士による発育、発達、しつけなど育児に関する相談を行う。	健康推進課
健診事後教室 (親子ひろば)	幼児健診等で経過観察が必要と思われる児とその保護者に対し、保健師・臨床心理士・療育指導員が、継続的に指導及び育児支援を行う。	健康推進課
予防接種	予防接種法に基づき、医療機関にて個別予防接種を実施する。	健康推進課 医療機関
救急対応の周知	子どもの病気やケガの対応方法、病気の基礎知識について、情報提供を行う。	健康推進課
医療機関の情報提供	子育てガイドブックの配布や子育てアプリにより情報提供を行う。	健康推進課

＜今後の取組＞

事業名	事業概要	担当課、連携機関
小児の肥満対策	健診データによる個別指導などを実施する。	健康推進課
デジタル化の推進	健診予診票、予防接種予診票のデジタル化を行う。	健康推進課 医療機関
5歳児健診の実施	「精神発達の状況」「言語障がいの有無」「社会性の発達」など、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他の育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持、増進を図ることを目的として実施する。	健康推進課 医師会 関係機関

(3) 学童期・思春期における取組

事業名	事業概要	担当課、連携機関
プレコンセプションケアの啓発・周知	女性やカップルがより健康になること、元気な赤ちゃんを授かるチャンスを増やすことで、女性や将来の家族がより健康な生活を送れることを目指すための啓発、周知を行う。	健康推進課
思春期事業	健康的な生活習慣、男女の性の尊重、命の大切さの理解のため、児童、生徒に保健師・管理栄養士・歯科衛生士による講話や実技を行う。	健康推進課 教育委員会 市内小中学校 市内高等学校
こどもの自殺対策	津島市自殺対策計画に基づき、市内小中学校、高等学校と連携し、講話や相談、自殺予防に関する啓発を行う。	健康推進課 教育委員会 市内小中学校 市内高等学校
発達障がい疑われる子どもの対応	発達障がいのある子どもができるだけ身近な地域で、障がいの特性に応じた療育などが受けられるように支援する。 保育所や幼稚園等における障がいのある子どもが就学する際の受入体制整備を他機関と連携し行う。 継続した相談支援体制の整備により、地域における支援体制の充実を図る。	健康推進課 福祉課 幼児保育課 市内小中学校 各保育所、幼稚園等 教育委員会

<今後の取組>

事業名	事業概要	担当課、連携機関
プレコンセプションケアの充実	学校との連携を図る。 思春期事業の内容の見直しを行う。	健康推進課 市内小中学校 教育委員会
発達障がいに関する支援の充実	関係機関との連携を強化する。	健康推進課 福祉課 幼児保育課 市内小中学校 各保育所、幼稚園等 教育委員会

(4) 全成育期における取組

事業名	事業概要	担当課、連携機関
がん教育	市内の小中学校へ出向き、医師会の医師、学校と連携し、がん教育を推進する。	健康推進課 教育委員会 市内小中学校 医師会
がん検診の推進	子宮頸がん、乳がん等の若年期に発症することが多い女性のがんに対する検診を推進する。	健康推進課 医療機関
医療的ケア児への支援	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図り、支援する。	健康推進課 福祉課 幼児保育課 医療機関 教育委員会
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	在宅で療養が可能な小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的に、日常生活用具の給付を行う。	健康推進課
DV 支援	担当課と連携し、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護等の支援を行う。	健康推進課 子育て支援課 人権推進課
アルコール対策	20 歳未満の者や妊婦の飲酒防止等、アルコール健康障害対策を推進する。	健康推進課
父親支援	父親も含めて出産や育児に関する相談支援の対象とし、父親の孤立を防ぐこと、父親の産後うつに対する支援を行う。	健康推進課 幼児保育課
児童虐待の早期発見、早期対応体制の充実	体罰による子育て、孤立した子育てによる虐待につながることを防ぐよう、地域での見守り体制を強化する。 こども家庭センター、児童相談センター、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、小中学校等と連携することにより、児童虐待の早期発見、早期対応体制の充実を図り、支援していく。	健康推進課 子育て支援課 幼児保育課 教育委員会 市内小中学校

<今後の取組>

事業名	事業概要	担当課、連携機関
医療的ケア児への支援の充実	関係機関との連携強化を図る。	健康推進課 福祉課 幼児保育課 医療機関 教育委員会
父親支援の充実	父親支援の充実を図る。	健康推進課

4 計画における評価指標及び目標値

時期	指標	実績値 【令和 5 年度】	津島市 目標値 【令和 11 年度】	国 現状値 【令和 3 年度】	国 目標値 【令和 11 年度】
周産期	妊娠 11 週以内での 妊娠届出率	92.8%	増加	94.8%	増加
	産後 1 か月時点での 産後うつハイリスク者の 割合	10.4%	減少	9.7%	減少
	産後ケアの利用率	3.4%	増加	6.1%	増加
	全出生数中の低出生 体重児の割合	9.2%	減少	9.4%	減少
	妊婦の喫煙率	1.4%	減少	1.9%	0%
	妊娠中のパートナーの 喫煙率	29.5%	減少	-	-
	妊産婦の歯科健診の 受診率	8.6%	増加	30.3%	増加
乳幼児期	かかりつけ医をもってい る子どもの割合	4 か月児 : 71.2% 3 歳児 : 89.1%	4 か月児 : 85.0% 3 歳児 : 95.0%	4 か月児 : 79.9% 3 歳児 : 89.6%	4 か月児 : 85.0% 3 歳児 : 95.0%
	かかりつけ歯科医をも っている子どもの割合	3 歳児 : 64.9%	増加	3 歳児 : 52.7%	3 歳児 : 55.0%
	むし歯のない 3 歳児の 割合	91.2%	増加	89.8%	増加 (令和 14 年度 の目標値 95%)
	保護者が子どもの仕 上げみがきをしている 割合	66.3% (1 歳 6 か月児)	増加	-	-
学 童 期 ・ 思 春 期	スクールカウンセラーを 配置している小学校、 中学校、高等学校の 割合	小学校 : 100% 中学校 : 100% 高等学校 : 100%	小学校 : 100% 中学校 : 100% 高等学校 : 100%	小学校 : 94.2% 中学校 : 98.3% 高等学校 : 93.3%	増加
	医療的ケア児等コーデ ィネーターを配置してい る機関数	4 機関	増加	-	-

時期	指標	実績値 【令和5年度】	津島市 目標値 【令和11年度】	国 現状値 【令和3年度】	国 目標値 【令和11年度】
全成育期	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4か月児：92.4% 1歳6か月児：84.9% 3歳児：73.8%	4か月児：95.0% 1歳6か月児：85.0% 3歳児：70.0%	4か月児：94.7% 1歳6か月児：85.1% 3歳児：70.0%	4か月児：95.0% 1歳6か月児：85.0% 3歳児：70.0%
	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	4か月児：75.0% 1歳6か月児：83.0% 3歳児：75.6% 平均77.9%	増加	80.9%	90.0%
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	4か月児：93.5% 1歳6か月児：93.7% 3歳児：97.0% 平均94.7%	増加	95.3%	現状維持
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある者の割合	4か月児：91.7% 1歳6か月児：74.7% 3歳児：77.6%	増加	3、4か月児：89.3% 1歳6か月児：81.0% 3歳児：75.7%	3、4か月児：92.0% 1歳6か月児：85.0% 3歳児：75.0%

第7章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

本計画の推進に当たって、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、幼稚園、認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

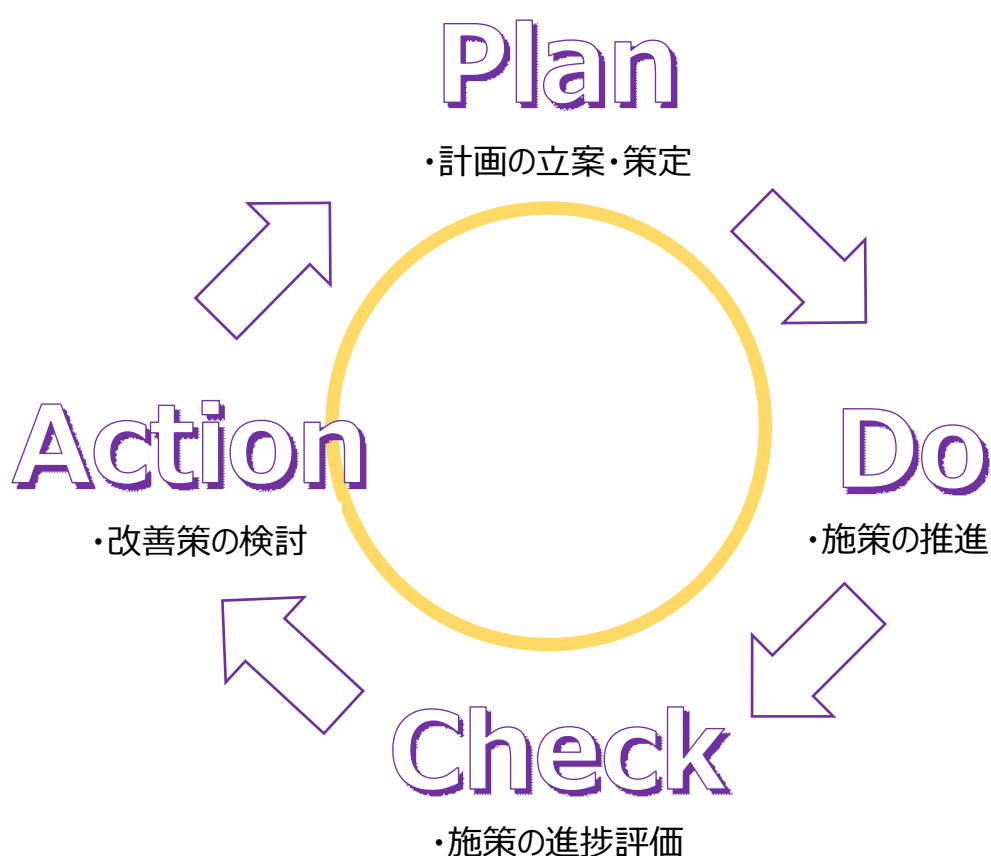
新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、進捗を客観的に評価し、適切な見直しを行います。

「津島市子ども・子育て会議」が中心となって事業の進捗評価を行うとともに、市公式ウェブサイト上の情報公開、アンケート等による市民の意見聴取を随時実施し、P D C Aサイクルの考え方に則った取組を行います。

【図表7-1 P D C Aサイクルについて】



資料編

1 策定経過

区分		実施内容
令和5年度	第1回	日時 令和5年8月10日（木） 午前10時00分
		場所 津島市生涯学習センター 3階 第6会議室
		協議事項 1 津島市子ども・子育て支援事業計画の実績報告及び中間見直しについて 2 津島市子ども条例推進計画の進捗状況について 3 次期計画の策定について
	令和6年1月10日～令和6年1月31日 アンケート調査実施	
	第2回	日時 令和6年2月27日（火） 午前10時00分
		場所 津島市生涯学習センター 3階 第6会議室
		協議事項 1 子ども・子育て支援事業計画の変更について 2 次期子ども・子育て支援事業計画について
令和6年度	第1回	日時 令和6年6月6日（火） 午後1時30分
		場所 津島市生涯学習センター 3階 第6会議室
		協議事項 1 子ども・子育て支援に関するアンケートの調査結果について 2 第3期津島市子ども子育て支援事業計画（骨子案）について 3 推進すべき子育て施策について（グループ討議）
	第2回	日時 令和6年8月22日（木）
		場所 津島市生涯学習センター 3階 第6会議室
		協議事項 1 第3期津島市子ども子育て支援事業計画素案について 2 第2期津島市子ども条例推進計画の進捗状況について 3 推進すべき子育て施策について（グループ討議）
	第3回	日時 令和6年11月22日（金）
		場所 津島市生涯学習センター 3階 第6会議室
		協議事項 1 第3期津島市子ども・子育て支援事業計画について
	令和6年12月24日～令和7年1月23日 パブリックコメント実施	
	第4回	日時 令和7年2月12日（水）
		場所 津島市生涯学習センター 3階 第6会議室
		協議事項 1 第3期津島市子ども・子育て支援事業計画に関する意見募集の結果について 2 第3期津島市子ども・子育て支援事業計画素案について

2 津島市子ども・子育て会議条例

平成 28 年 3 月 30 日条例第 9 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、津島市子ども・子育て会議の設置及び組織について定めるものとする。

（設置）

第 2 条 津島市子ども条例（平成 28 年津島市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 20 条の規定により、条例による施策及び推進計画の実施の状況並びに子どもの権利の保障の状況について意見を聴取するため、津島市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項各号に定める事務を処理するものとする。

一部改正〔令和 5 年条例 2 号〕

（組織）

第 3 条 会議は、委員 18 人以内をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、学識経験のある者並びに子育てに関する団体及び機関の代表者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第 5 条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議の招集）

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される津島市子ども・子育て会議の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 29 年 5 月 31 日までとする。

（津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 津島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年津島市条例第 9 号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

附 則（令和 5 年 3 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3 津島市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属	備 考
渡辺 桜	名古屋学芸大学ヒューマンケア学部子どもケア学科教授	会長
渡辺 雅樹	愛知県海部児童・障害者相談センター長	
桑山 久恵	津島市民生・児童委員	
濱島 達代	津島市立小中学校校長会代表	
宇治谷 祐司	津島市 PTA 連合会 会長	
猪飼 真里	津島人権擁護委員協議会津島地区委員	
浅井 純子	東校区コミュニティ推進協議会副会長	
岡本 厚子	津島市保育協会 三和第二保育園園長	
山田 雄司	津島市私立幼稚園連合協議会代表	
伊藤 雅道	三和第二保育園保護者会 会長	
花野 美和	昭和幼稚園 保護者代表	
星野 武史	NPO 法人 放課後のうち 副理事長	
神野 美智子	津島市ファミリー・サポート・センター・コーディネーター	
佐藤 容子	どんぐりサークル リーダー	
田中 和夫	NPO 法人 Peekabo 理事	
平賀 美紅	新開こども園父母の会 代表	
横山 亜矢子	NPO 法人 ママ・ぷらす 理事	
澤村 知伸	NPO 法人 まちづくり津島 理事	

※任期：令和6年6月1日から令和7年5月31日

4 用語解説

あ行
一体型 放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。
医療的ケア児 医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

か行
確保方策 教育・保育や地域子育て支援事業等について、量の見込みに対する提供体制の確保の内容及びその実施時期のこと。
合計特殊出生率 15 歳から 49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が生涯に生む子どもの数を推計した指標。
こども基本法 こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。 令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行された。
子ども・子育て支援事業計画 子ども子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づき策定を義務付けられている。 国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策の基本理念・基本となる事項を定め、国等の責務を明らかにして、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」として成立した。令和 6 年の改正により、法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められた。 法第 10 条第 2 項に基づき、子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画の策定が努力義務とされている。

こども未来戦略

「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを基本理念とした、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して令和5年12月に閣議決定された。

児童手当の拡充や大学等授業料・入学金の無償化（多子世帯）等、令和6年度からの3年間に実施すべき少子化対策等の施策を示した「加速化プラン」の内容が含まれている。

さ行

産後うつ

気分の落ち込みや楽しみの喪失、自責感や自己評価の低下などを訴え、産後3か月以内に発症することが多い。

自己肯定感

「自分の存在そのものを認める」感覚であり、「ありのままの自分をかけがえのない存在として、好意的、肯定的に受け止めることができる感覚」のこと。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された。当初は10年間の時限立法だったが、令和6年の改正により令和17年3月31日まで延長されている。

法第8条第1項に基づき、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進等次世代育成支援対策の実施に関する「市町村行動計画」を策定することができる。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神に則り、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とした法律。

平成30年12月に成立し、令和元年12月に施行された。

た行
津島市子ども条例 子どもの権利についての考え方の原則を示すことによって、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、尊重すること、また次代を担う自立した一人の人間として子どもが健やかに成長し、幸せに暮らすことをねらいとし、平成 28 年に制定された条例。 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりに関する基本的な計画（推進計画）の策定を義務付けている。

な行
乳幼児揺さぶられ症候群（SBS） SBS は「Shaken Baby Syndrome」の略。 激しく、乳幼児が揺さぶられたときに起こる重症の頭部損傷。

は行
発達障がい 脳機能の発達に関係する障がいでコミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手な障がい。
パブリックコメント 行政機関が施策や条例案、計画等を策定する際に、事前に案の公表をすることで、広く一般の住民から意見を募り、その意見を考慮して意思決定を行う手続のこと。
プレコンセプションケア コンセプション(Conception)は受胎、つまりおなかの中に新しい命をさずかることをいう。 プレコンセプションケア(Preconception care)とは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。
ポケットーク AI による双方向の音声翻訳機。

ま行
マタニティマーク 妊産婦が交通機関等を利用する際に身に着け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。

や行
ヤングケアラー 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

ら行
連携型 放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方の活動場所が小中学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室の共通プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるものをいう。
労働力率 15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者・完全失業者の合計）の割合。
量の見込み 教育・保育や地域子育て支援事業等について、国が示す基本指針に基づき、アンケート調査結果や利用実績等を加味して算出した、将来必要となる利用見込み人数等のこと。

アルファベット等
DV（ドメスティック・バイオレンス） 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力。
RD テスト 唾液中のむし歯菌の数によって、変色する。色が赤くなるほどむし歯菌がたくさんおり、口の中の衛生状態やむし歯のなりやすさがわかる。

発行年月：令和7年3月

発 行：愛知県津島市

編 集：津島市子育て支援課

〒496-8686

愛知県津島市立込町2丁目21番地

☎0567-24-1111(代表)

